

(仮称) 子ども未来館整備運営事業

要求水準書

2026年（令和8年）3月

福山市

目次

第1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 本事業の目的.....	1
3 基本理念.....	1
4 ターゲット	2
5 子ども未来館の目標像	2
6 対象施設.....	3
7 周辺施設.....	4
8 事業期間.....	5
9 遵守すべき法令等	5
10 事業の実施状況の監視（モニタリング）	8
11 市への協力	9
12 事業期間終了時の要求水準	10
13 特許・著作権等の使用	10
14 負担金等.....	10
15 地域経済等への貢献.....	10
16 実施体制.....	11
第2 施設整備業務に関する要求水準	13
1 基本事項.....	13
2 設計・建設に関する要求水準.....	16
3 展示計画に関する要求水準	51
4 設計・整備業務	56
第3 開業準備業務に関する要求水準	74
1 基本事項.....	74
2 維持管理・運営業務の事前準備業務	75
3 機運醸成業務.....	76
4 開業準備期間中における人材育成業務	77
5 外部ネットワークの構築・活用業務	78
6 開館式典の実施に係る業務	79
第4 維持管理業務に関する要求水準	80
1 基本事項.....	80

2	要求水準.....	85
第5	運営業務に関する要求水準	94
1	基本事項.....	94
2	基幹業務に関する要求水準	104
3	その他管理業務に関する要求水準	119
4	自主事業に関する要求水準	127

別添資料一覧

資料番号	別添資料	公開区分
別添資料 1	エフピコアリーナふくやまの図面	貸与
別添資料 2	(仮称) まちづくり支援拠点施設の概要、図面	貸与
別添資料 3	五本松公園における配置イメージ等	貸与
別添資料 4	事業対象地の位置図	公開
別添資料 5	事業対象地の測量データ	貸与
別添資料 6	津波による想定浸水深	公開
別添資料 7	給排水衛生設備	貸与
別添資料 8	電気・通信設備	貸与
別添資料 9	電気配線接続イメージ	貸与
別添資料 10	雨水計画一般図及び雨水施設平面図	公開
別添資料 11	ボーリング調査結果	貸与
別添資料 12	自動運転の実証実験の状況	貸与
別添資料 13	福山市内の小中学校の学級数と人数	公開
別添資料 14	交通量調査結果	貸与
別添資料 15	エフピコアリーナふくやま周辺の既存サイン	貸与
別添資料 16	(仮称) まちづくり支援拠点施設のサイン計画	貸与
別添資料 17	事前精算機等の仕様	貸与
別添資料 18	自主事業の整備に係る市と事業者の費用負担	公開
別添資料 19	福山市総合体育館公園の図面	貸与
別添資料 20	事業者が購入する備品一覧	公開
別添資料 21	福山市内の中学校のクラブ活動	貸与
別添資料 22	千代田地区かわまちづくり官民連携プラットフォーム規約	公開
別添資料 23	ホール稼働率	貸与

第1 総則

1 本書の位置づけ

要求水準書は、福山市（以下「市」という。）が、（仮称）子ども未来館整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、本事業に係る公募への参加表明を行う者（以下「応募者」という。）を対象に公表する「募集要項」と一体のものとして提示するものである。

事業者の遂行する業務に係る要求水準として、「施設整備業務に関する要求水準」、「開業準備業務に関する要求水準」、「維持管理業務に関する要求水準」、「運営業務に関する要求水準」を示すことを目的としており、応募者が業務の内容に関して提案を行うに当たっての具体的な指針となるものである。

要求水準書は市が本事業に求める最低水準を規定するものである。

応募者は要求水準として具体的な特記仕様のある内容についてはこれを遵守して提案を行うものとし、要求水準として具体的な特記仕様がない内容については、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うものとする。

要求水準書において、主語の記載がない事項については、事業者が実施する。

2 本事業の目的

本事業は、これからの時代に求められる人材を育成するために、科学や技術に触れることで“科学的な考え方をベースとした課題解決能力”、“デジタル技術を活用する能力”を養うことができる福山市（仮称）子ども未来館（以下「子ども未来館」という。）や屋外施設（ブリッジ等）（以下「本施設」という。）を旧福山市体育館跡地等に設置するものである。

3 基本理念

子ども未来館は、（仮称）子ども未来館基本計画に則り、以下を基本理念として掲げる。

知的好奇心を喚起し、未来に向けて挑戦する心を育む

“STEAM 教育” 分野を扱いながら、同時に未来を考えるうえでの大切な視座を与える要素として“歴史”の視点を取り入れ、取り扱う分野を設定。



※「STEAM」は、「STEM」（科学技術などの国際競争力を高めるための重要な要素とされる、Science：科学 Technology：技術 Engineering：工学 Mathematics：数学の頭文字を取り、これらの教育領域を総称する言葉）のほか、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA（Art：芸術・教養）を加えたものです。

出典：文部科学省「STEAM 教育等の各教科等横断的な学習の推進」

4 ターゲット

こどもから大人まで楽しく学ぶことのできる施設とし、メインターゲットは小学校高学年から中学生とする。

5 子ども未来館の目標像

(1) 新しい技術の体験や知識の獲得

こどもたちが最新の科学や技術に触れ、異なる価値観と出会う機会を創出。好奇心や興味・関心を高め、探究するためのスイッチを入れる。

(2) 課題発見・解決能力の向上

体験を通して興味・関心を持ったテーマについて、各自で探究を進められるようにサポート。こどもたちが自ら課題を発見し、主体的に課題解決に取り組んでいく能力を高める。

(3) 主体的な参加を通じた自己肯定感の醸成

自分の考えや作品、プロジェクトの活動内容を発表できる場を作り、“自分の意見が受け入れられる”という成功体験を通じて、自己肯定感の醸成につなげる。

さらに「子ども未来館」は、自分の興味・関心をとことん探究でき、自由に発想・創造ができる、サードプレイス（自宅でも学校でもない居心地の良い場所）としての機能を果たす。

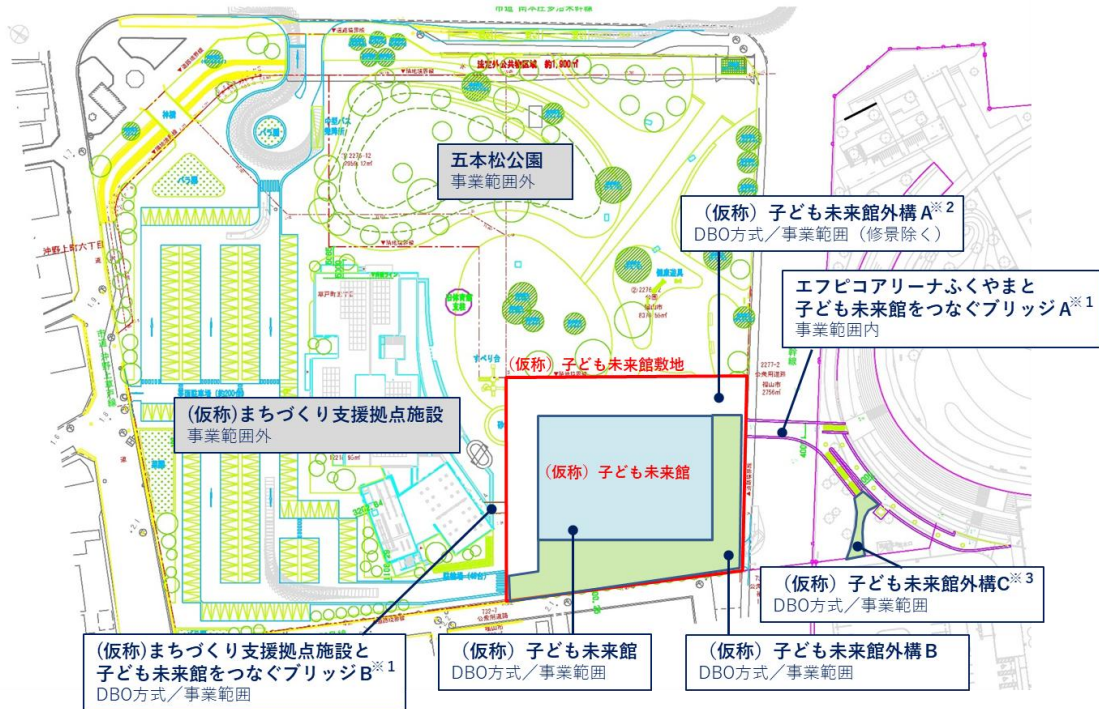
(4) 多様な主体とのつながり

異なる属性の人々との交流を通じて様々な知恵や価値観に触れ、視野を拡げていくための機会を提供。

また、学校や大学、企業、団体等と積極的に連携し、それぞれが持つ技術や知見に触れる機会を創出。さらに学校や地域等とのネットワークによるコンテンツを提供する。

6 対象施設

本事業は、子ども未来館（延べ面積約 5,400 m²）と、屋外施設は隣接する福山市総合体育館（以下「エフピコアリーナふくやま」という。）や（仮称）まちづくり支援拠点施設（以下「まちづくり支援拠点施設」という。）と子ども未来館を繋ぐブリッジ、子ども未来館外構を対象とする。なお、エフピコアリーナふくやまの施設概要は、別添資料 1「エフピコアリーナふくやまの図面」、まちづくり支援拠点施設の施設概要は、別添資料 2「（仮称）まちづくり支援拠点施設の概要、図面」を参照すること。



※1 ブリッジの形状や接続位置はイメージであり、要求水準書を遵守したうえで事業者提案に応じて形状や接続位置の変更は可能である。

※2 外構 A は、地盤レベルを周囲とのレベルを合わせることや地盤以下のインフラ関連は事業範囲とするものとし、必要なインフラ関連の位置等は市及び五本松公園の設計者と調整すること。（修景（例：舗装や芝生等の地表面の仕上げ、ベンチ等の工作物）以外は事業範囲とする。）

※3 エフピコアリーナふくやまの駐車場からブリッジまでの園路（外構 C）は、ブリッジの形態に応じて駐車場からアクセスしやすいよう整備すること。

なお、外構 A の市と事業者の役割分担は次の表に示すとおりとする。

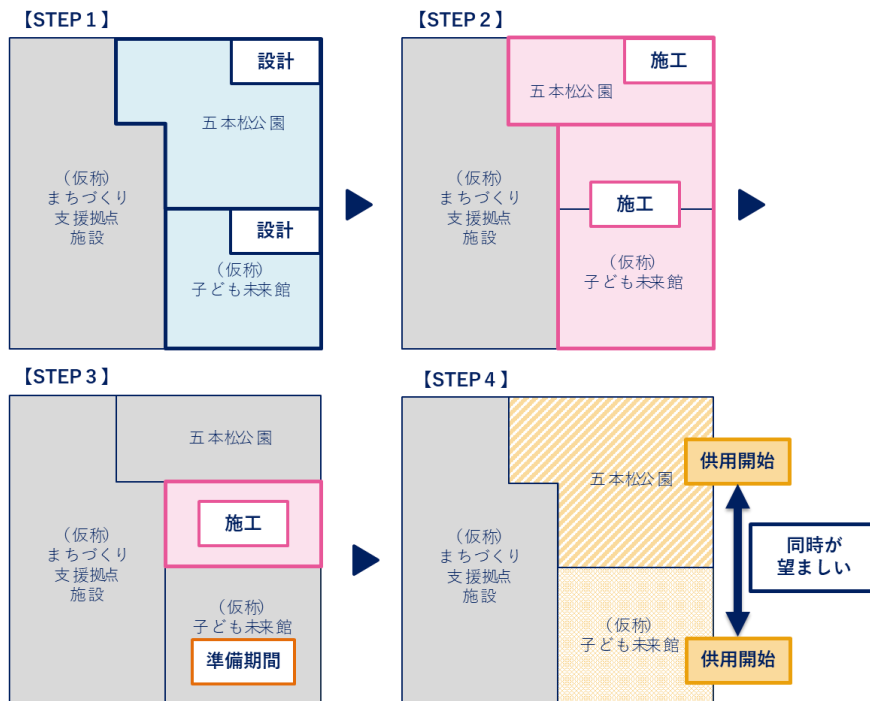
	設計	建設	維持管理
整地・切盛り	事業者	事業者	事業者
地下インフラ設備	事業者	事業者	事業者
修景	市	市	事業者

7 周辺施設

(1) 五本松公園

五本松公園は本事業と合わせてリニューアルする予定である。

なお、子ども未来館外構 A は子ども未来館の敷地であるが、修景は五本松公園リニューアルの範囲とする。その仕様及び施工工程は市及び五本松公園の設計者との協議により決定するが、選定事業者との連携及び五本松公園と本事業の供用開始を同時にすることを期待する。進め方のイメージを次に示す。



(2) 大阪・関西万博パビリオン「いのちの遊び場 クラゲ館」の移築について

五本松公園へ移築を予定している大阪・関西万博パビリオン「いのちの遊び場 クラゲ館」(以下「クラゲ館」という。)については、「いのちの遊び場 クラゲ館」及び「Playground of Life Jellyfish Pavilion」の名称の使用権は譲り受けていないことに留意する。

本事業では、クラゲ館を活用した事業の提案を求める。なお、当該建物の維持管理は本事業に含まない。五本松公園におけるクラゲ館等の配置は別添資料 3「五本松公園における配置イメージ等」を確認すること。

【移築の概要】

移築部材等：地上階部分の膜屋根、照明設備等

供用開始：2027年度（令和9年度）（予定）

8 事業期間

本事業の事業期間は、次のとおりであり、維持管理・運営期間は9年3か月を想定している。なお、2030年（令和12年）1月より早期の供用開始も提案可能とする。

優先交渉権者の決定及び公表	2026年（令和8年）9月下旬
基本協定の締結	2026年（令和8年）9月下旬～10月上旬
施設整備契約の締結	2026年（令和8年）12月議会
指定管理協定の締結	2028年度（令和10年度）中
設計・建設期間（各種調査及び開業準備を含む）	事業契約締結～2029年（令和11年）12月末
維持管理・運営期間*	2030年（令和12年）1月～2039年（令和21年）3月末
事業の終了	2039年（令和21年）3月末

※ 2030年（令和12年）1月1日には供用開始可能な状態とし、同年1月中に供用開始する。

9 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）及び条例（当該条例の規則等を含む。）を遵守すること。なお、関連法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得し、基準年は各業務着手時の最新版を使用すること。

(1) 法令・施行令・施行規則等

1	計量法（平成4年法律第51号）
2	消防法（昭和23年法律第186号）
3	景観法（平成16年法律第100号）
4	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
5	労働基準法（昭和22年法律第49号）
6	電気事業法（昭和39年法律第170号）
7	騒音規制法（昭和43年法律第98号）
8	振動規制法（昭和51年法律第64号）
9	技術士法（昭和58年法律第25号）
10	建築基準法（昭和25年法律第201号）
11	建築士法（昭和25年法律第202号）
12	建設業法（昭和24年法律第100号）
13	道路法（昭和27年法律第180号）
14	建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
15	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）

16	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
17	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
19	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
20	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
21	石綿障害予防規則（平成 17 年省令第 21 号）
22	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
23	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
24	液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
25	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
26	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
27	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年省令第 52 号）
28	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
29	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
30	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

(2) 条例

1	広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 16 号）
2	広島県福祉のまちづくり条例（平成 7 年条例第 4 号）
3	福山市建築基準法施行細則（昭和 53 年規則第 15 号）
4	福山市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 26 号）
5	福山市景観条例（平成 23 年条例第 26 号）
6	福山地区消防組合火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号）
7	広島県生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年条例第 35 号）
8	福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）
9	福山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 32 号）

(3) 基準・指針等

1	公共建築工事標準仕様書 建築工事編
2	公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
3	公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
4	建築工事標準詳細図
5	公共建築設備標準図 電気設備工事編
6	公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
7	公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
8	公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
9	公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
10	建築設備設計基準
11	建築設備耐震設計・施工指針 （国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
12	道路構造令 令和 3 年 3 月（公益社団法人日本道路協会）
13	官庁施設の総合耐震計画基準
14	建築工事監理指針
15	電気設備工事監理指針
16	機械設備工事監理指針
17	建築保全業務共通仕様書
18	工事写真の撮り方建築編・建築設備編（公共建築協会編）
19	内線規程（社団法人日本電気協会需要設備専門部会編）
20	高圧受電設備規程（社団法人日本電気協会使用設備専門部会編）
21	高調波抑制対策技術指針 （社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会編）
22	開発許可申請等の手引き（福山市建設局都市部都市計画課）

10 事業の実施状況の監視（モニタリング）

(1) 市によるモニタリング

行政機関（市も含む）、外部有識者及び地元関係者等により組織化される外部評価委員会は、事業者が事業契約等で規定された業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否か及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。セルフモニタリングは事業期間中に行うが、維持管理・運営段階は以下に示す項目に基づき実施する予定である。

事業者の提供するサービスが市の定める要求水準等を下回る場合には、（仮称）子ども未来館整備運営事業募集要項の別紙4「モニタリング及び業務対価の減額等の基準と方法」に従い、市は維持管理・運営に係る対価の減額及び支払いの停止をすることがある。

事業実施回数	企画展示実施回数、セミナー・イベント事業実施回数、サイエンスショー・ワークショップ実施回数、活動プログラム事業実施回数、クラブ活動事業のクラブ活動数と実施回数、アワード事業数、地域連携事業数、施設連携事業数、学校連携の受入れ校数、アウトリーチ事業の実施回数
利用者数	前記「事業実施回数」の利用者及び利用団体数、子ども未来館全体の利用者の集計及び属性を分析できるシステムで計測した利用者数
子ども未来館の認知度	備後圏域における認知度、全国における認知度、業界、企業や大学など機関別の認知度
波及的効果	学校教育における学習効果の向上・次世代層のキャリアへ影響・地域産業への影響
その他要求水準	前記以外の要求水準書で規定する要求水準

※ モニタリング項目は事業者提案や外部評価委員会の意向等により変更可能性がある。

(2) 事業者によるセルフモニタリング

ア セルフモニタリング実施計画書の作成

事業者は、本事業を構成するすべての業務の水準を維持、改善ができるように各業務（設計・建設段階を含む）のセルフモニタリング実施計画書を基本協定の締結後、各業務が開始する前に作成し、市に提出すること。

セルフモニタリング実施計画書では、要求水準書に規定する内容及び市が実施するモニタリングとの連携を十分に配慮して、モニタリング項目、方法、実施主体等を提案すること。また、実際に提供するサービスが要求水準書及び提案書に示された水準を達成しているか否かを客観的に判断できるような基準を設定すること。

イ 実施後の提出書類

事業者は年度ごとに1回以上、セルフモニタリング報告書を提出すること。なお、設計業務など各業務の終了が1年未満の場合には、その業務期間に応じて提出すること。セルフモニタリング報告書には、次の内容を記載すること。

①	セルフモニタリングの実施状況
②	各業務における要求水準の達成状況
③	要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等
④	要求水準未達が発生した場合の改善方策
⑤	その他

11 市への協力

市が市議会や市民等に向けて事業内容に関する説明等を行う場合は、市の要請に応じて資料を作成し、説明等の協力を行うこと。

12 事業期間終了時の要求水準

事業期間の終了時、事業者は子ども未来館から速やかに退去すること。本事業に基づき事業者が整備した子ども未来館等の事業終了時の状態は、「第2 施設整備に関する要求水準」に規定する要求水準を満足している状態とする。ただし、内外装その他機材で、経年的な劣化が生じる材料・機材については、維持管理・運營業務の要求水準に適合した適正な維持管理及び運営が行われ、かつ適正な機能が確保された状態を維持していればよいものとする。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に市が対象施設について継続的に維持管理・運營業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の1年前から対象施設の維持管理・運營業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、指定管理協定書において示す。）。

13 特許・著作権等の使用

(1) 著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の提出書類の著作権は、事業者に帰属する。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を事業者が負担すること。

14 負担金等

本事業に係る申請、加工、検査等の手続きとその費用は事業者の負担とする。ただし、水道メーターの名義が市となる場合、市が納付金を負担する。

15 地域経済等への貢献

事業者は、設計・整備段階に市内に本店を有する企業の活用等、維持管理・運営段階に地元企業（備後圏域内）の活用や地域人材の雇用等、地域経済に貢献が提案されているか。

16 実施体制

事業者は次の実施体制に応じた体制を構築すること。

なお、各人員の求められる役割や資格等の詳細は該当頁を参照すること。

事業統括責任者は事業期間にわたり、本事業目的・基本理念・子ども未来館の目標像を達成及び各業務を一元的に統括管理し各業務の相乗効果を発揮させるための「年度マネジメント計画書」を実施の30日前までに作成し、各年度の業務終了後の翌年度の4月末までに市に「年度マネジメント報告書」を提出すること。年度マネジメント計画書は、セルフモニタリング実施計画書を踏まえたうえで作成すること。

事業統括責任者は、事業期間における統括管理の質を確保するためにも頻繁な変更を可能な限り避けるように努めること。また、設計段階における市と事業者との建築設計打合せ、ブリッジ設計打合せ、展示計画打合せには参加することとし、建設段階や維持管理・運営段階の打合せも適宜参加すること。

人員	役割・求められる資格
事業統括責任者	事業全体を確実かつ円滑に実施する能力がある者 ※維持管理・運営統括責任者との兼務可能
設計責任者	一級建築士の資格を有しており、資格取得後3年以上の実務経験を有する者であること。 ※工事監理責任者との兼務不可
建築設計担当技術者	主担当となる技術者は、一級建築士の資格を有しており、資格取得後3年以上の実務経験を有する者であること。
電気設計担当技術者	主担当となる技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有しており、資格取得後3年以上の実務経験を有する者であること。
機械設計担当技術者	主担当となる技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有しており、資格取得後3年以上の実務経験を有する者であること。
構造設計担当技術者	主担当となる技術者は、構造設計一級建築士の資格を有しており、資格取得後3年以上の実務経験を有する者であること。
ブリッジ設計責任者	一級建築士又は技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有しており、資格取得後3年以上の実務経験を有する者であること。
ブリッジ設計担当技術者	主担当となる技術者は、ブリッジの詳細設計の担当者としての従事実績を有する者
展示計画・製作責任者	公共施設の美術館、博物館、科学館その他これらに類する施設の展示計画・製作業務において、責任者としての従事実績を有する者
展示計画・製作担当技術者	主担当となる技術者は、公共施設の美術館、博物館、科学館その他これらに類する施設の展示計画・製作業務において、担当者としての従事実績を有する者
施工責任者	建設業法第26条第2項に規定する監理技術者であり、専任であること。

人員	役割・求められる資格
各施工担当技術者	主担当となる技術者は、建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者であること。ただし、下請契約の請負金額が建設業法で定める金額以上になる場合は、監理技術者とする。
工事監理責任者	一級建築士の資格を有しており、資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者であること。 ※設計責任者との兼務不可
維持管理・運営統括責任者	維持管理・運營業務全般を総合的に把握し、市及び関係機関等との調整を行う者 ※事業統括責任者との兼務可能
維持管理責任者	維持管理の各業務の管理等を行う者
維持管理担当者	維持管理の各業務を行う者
運営統括責任者	運営の統括を行う者 ※条件等は該当頁を確認すること。
各部門運営責任者	展示事業、活動事業、連携・交流事業、運営を支える事業、総務の責任者 ※条件等は該当頁を確認すること。
各部門運営担当者	各部門の運営を行う者 ※条件等は該当頁を確認すること。

第2 施設整備業務に関する要求水準

1 基本事項

(1) 施設整備の基本方針

(ア)	子ども未来館利用者や運營業務従事者、エリアのステークホルダー等の意見を設計・建設に反映し、誰もが利用しやすい施設を整備する。
(イ)	まちづくり支援拠点施設や五本松公園（クラゲ館含む）、エフピコアリーナふくやまとのつながりを意識し、エリア価値を高めるような施設計画とする。
(ウ)	3つの方向性の関係性（「発見」「創造」「発表」のサイクル）に基づく各事業（展示も含める）が建築と相互に連携、相乗効果を生む施設を整備する。
(エ)	事業内容や使い方に応じた可変性・柔軟性を備えた施設を整備する。
(オ)	誰もが気軽に最新技術に触れられるように、子ども未来館全体において、最新技術かつ子ども未来館に適したデジタル技術やDXを導入する。

(2) 事業対象地

本事業を実施する事業対象地は、別添資料4「事業対象地の位置図」に示す。なお、対象施設であるブリッジや（仮称）子ども未来館外構Cも含まれる。

(3) 立地条件等

ア 立地条件

所在地	福山市草戸町五丁目地内
敷地面積	3,822 m ² （なおCAD上の面積であり地積測量図上ではない）
土地所有者	市
用途地域	第一種住居地域
指定建蔽率	60%
指定容積率	200%
主な規制	日影規制 津波の浸水想定区域（浸水深）：事業対象地の大半は0.3～1.0m 洪水浸水想定区域（計画規模）：0.5～3.0m 洪水浸水想定区域（想定最大規模）：事業対象地の大半は3.0～5.0m

※ 事業対象地の地形・地勢等は、別添資料5「事業対象地の測量データ」を参照すること。

※ 事業対象地の津波の想定浸水深は、別添資料6「津波による想定浸水深」を参照すること。

イ 建築物の条件

延べ面積	約5,400 m ²
構造	S造、RC造又はSRC造

階数	3階
設備レベル	Nearly ZEB 相当以上
耐震安全性の基準	建築構造体：Ⅱ類（重要度係数 I=1.25） 建築非構造部材：A 類 建築設備：乙類

ウ 周辺インフラ整備状況

項目	整備状況
測量	・別添資料 4「事業対象地の位置図」を確認すること。
上水道	・別添資料 7「給排水衛生設備」を確認すること。 ※本管区については、福山市上下水道局へ問合せること。
下水道	・別添資料 7「給排水衛生設備」を確認すること。 ※本管区については、福山市上下水道局へ問合せること。 ・既存宅内最終枡がある場合は、既存利用を検討し協議を行う。
ガス	・ガスを採用する場合は、供給会社と協議を行い、引込位置等を検討すること。
電気	・別添資料 8「電気・通信設備」を確認すること。 ・道路で囲まれた敷地（子ども未来館、まちづくり支援拠点施設、五本松公園）で 1 引込みである。 ・子ども未来館には道路から敷地に引込み、高圧受電盤を整備の上、まちづくり支援拠点施設及びリニューアル後の五本松公園に必要な電気を配電すること。市は、リニューアル後の五本松公園に必要な電気容量として 75kw（単相 45kw、動力 30kw）を想定している。ただし、最終的な必要電気容量は市及び五本松公園の設計者と調整することとし、必要電気容量は変更可能性があり、事業者は余裕を持った計画とし、対応可能なようにすること。 ・なお、まちづくり支援拠点施設には新たに子ども未来館から高圧分岐により送電する。 ・別添資料 9「電気配線接続イメージ」を確認すること。
雨水	・別添資料 10「雨水計画一般図及び雨水施設平面図」を確認すること。
通信	・地中埋設引込み（引込位置については協議にて決定する。）
地質	・別添資料 11「ボーリング調査結果」を確認すること。
その他	・既設の中国電力柱を考慮すること。 ・福山駅前からエフピコアリーナふくやままでを走行ルートとした 2025 年の自動運転実証実験の概要については、別添資料 12「自動運転の実証実験の状況」を参照すること。

エ 子ども未来館の概要

子ども未来館の構造は想定浸水深から、1階のフロアライン（FL）は計画規模降雨の1.0m、2階以上のフロアライン（FL）は想定最大規模降雨の3.0～5.0m程度を耐えることができるように盛土・高基礎・ピロティ等を設置し対策すること。なお、敷地の造成等に伴う開発許可については、都市計画法令21条の26に該当するものであることから許可不要とする。一方で、設計業務中等において開発許可が必要になった場合は、管理者協議や開発行為の申請等を事業者にて実施すること。なお、開発許可が必要になった場合において、事業工程が大きく変更になる場合には、市と事業者の協議により事業工程を見直すこととする。

構造体は、想定浸水深等を考慮すること。なお、建築物の階数は3階とすること。

諸室	面積・数量
常設展示室	1,000 m ² （±10%以内）
ホール	450 m ² （±10%以内）
セミナー室	3クラス以上収容 ^{※1}
ラボ	1クラス以上収容 ^{※1}
科学室	1クラス以上収容 ^{※1}
PC室	1クラス以上収容 ^{※1}
ライブラリーエリア	事業者提案の収容冊数
オープンスペース（エントランス・総合案内）	—
トイレ	—
授乳室	—
物販・飲食スペース	—
事業者提案スペース	—
事務室	—
館長室	—
会議室	—
倉庫	—
管理諸室等	—
共用部	—
延べ面積	約5,400 m ² ^{※2}

※1 1クラス当たりの生徒人数は、別添資料13「福山市内の小中学校の学級数と人数」を参照すること。

※2 約5,400 m²とは、常設展示室及びホールの面積±10%を考慮した5,255 m²以上5,545 m²以下の範囲とする。

2 設計・建設に関する要求水準

(1) 本事業の設計・建設に関する要求水準

本事業の設計・建設の要求水準として、次の項目を次頁以降に示す。

共通要件	・子ども未来館敷地内における施設の配置計画に係る要件
	・動線計画に係る要件
	・防災への配慮
	・意匠性、外部環境への配慮
	・地球環境への配慮
	・仕上計画（外部計画、内部計画）
	・機能性への配慮 （利便性の向上、ユニバーサルデザイン、サイン計画）
	・経済、保全性への配慮 （耐久性の確保、保守等の作業性の確保）
	・防犯、安全性への配慮
	・室内環境への配慮
	・デジタル技術やDXの導入
排水設備計画	—
構造計画	—
設備計画	・電気設備
	・機械設備
	・昇降機設備
子ども未来館の機能	・各諸室の概要
	・共通要件
	・各諸室の要件
屋外施設の機能	・各施設の概要
	・共通要件
	・ブリッジ整備計画に係る要件
	・その他屋外施設の要件

(2) 共通要件

ア 配置計画に係る要件

(ア)	子ども未来館利用者や維持管理・運營業務従事者、エリアのステークホルダーの利便性や満足度の向上につながるように機能的で分かりやすい配置とすること。
(イ)	まちづくり支援拠点施設や五本松公園、エフピコアリーナふくやまとの調和・連携を図り、各施設が相互に利用しやすい配置計画とすること。
(ウ)	分かりやすい車両・歩行者動線を踏まえた配置とすること。
(エ)	子ども未来館利用者や搬入搬出のための車両が、円滑に敷地内に入庫でき、周辺道路に大きな影響を及ぼさない配置計画とすること。なお、周辺道路の交通量は別添資料 14「交通量調査結果」を参照すること。

イ 動線計画に係る要件

(ア)	子ども未来館利用者の利便性が確保されるように、歩行者、自転車、車両等の空間を分かりやすく確保すること。
(イ)	常時やイベント開催時（企画展示の搬入搬出も含める）等、様々な子ども未来館の使用場面を想定し、それぞれに対応可能な機能的な動線計画とすること。また、イベント開催時において、イベント関係者、参加者、その他の子ども未来館利用者等の動線を明確に区分した、運営が容易な施設とすること。
(ウ)	まちづくり支援拠点施設や五本松公園（クラゲ館も含める）、エフピコアリーナふくやまとの調和・連携を図り、各施設が相互に利用しやすい動線とすること。
(エ)	諸室間の連携とセキュリティに対して十分な配慮を行うこと。特に、管理・セキュリティ面を考慮したうえで、18時以降においてセミナー室、ライブラリーエリアを単独で利用できるようにすること。また、24時間利用可能なブリッジ及びトイレのセキュリティも考慮した動線とすること。

ウ 防災への配慮

子ども未来館は、耐震性能として「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく次の性能を満足させること。

部位	分類	耐震安全性の目標	備考
建築構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	重要度係数 I=1.25
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。	

(ア)	燃えにくく、かつ、有毒ガスを発生しにくい資材を使用するとともに、各諸室の用途に適した防災・防火設備を設置すること。
(イ)	風水害による建築物や周辺への影響を最小限に抑えること。
(ウ)	建築物及び電子・通信機器、電力・通信線、地中埋設物について、落雷による人身被害や物品の損壊等が出ないように対策を行うこと。なお、建築物の高さが20mを超える場合、避雷設備を設置すること。
(エ)	地震時の什器等の転倒防止の措置を講じること。
(オ)	原則、平成25年国土交通省告示第771号における特定天井に該当する天井は設けないこと。
(カ)	建築物内外について災害時の避難動線を確保し子ども未来館利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。
(キ)	災害時においては応急処置等できるように、適切な位置に防災備蓄倉庫を設置すること。なお、備蓄物や備蓄物を収納するためのラック等の購入・調達には市が実施するものとし、防災備蓄倉庫の規模や仕様は事業者選定後に市と協議のうえ決定すること。

エ 意匠性・外部環境への配慮

(ア)	まちづくり支援拠点施設、五本松公園、エフピコアリーナふくやま、芦田川かわまち広場等（以下「全世代交流型エリア」という。）内の各施設（クラゲ館含む。）等と調和のとれたデザインとすること。特に、五本松公園及び子ども未来館外構 A との一体性をリード、期待させる子ども未来館の建築デザインが提案されているか。
(イ)	デジタル技術や最新技術等を活用する子ども未来館らしさを外観から感じられ、子ども未来館内の活動が外からも見えるデザインとすること。
(ウ)	周辺施設等の利用者をはじめ、誰もが訪れたいくなる魅力的な建築物で、備後圏域の象徴となるようなデザインとすること。
(エ)	誰でも利用しやすい公共性の高い計画とすること。
(オ)	周辺市民の生活環境に十分な配慮を行い、プライバシー保護や空調設備等の排気・作動音やイベント時等の騒音対策に配慮すること。
(カ)	事業対象地周辺の住宅に対する日照障害に十分配慮し、影響が可能な限り小さくなるよう配慮すること。

オ 地球環境への配慮

(ア)	事業期間内に市が本施設の大規模修繕を行うことは想定していないが、大規模修繕の時期等を考慮し計画すること。
(イ)	事業期間が終了した後も、市が引き続き本施設を使用することを考慮した長期視点に立った計画とすること。
(ウ)	建設副産物の発生を抑制するとともに、建設副産物の再資源化に努めること。
(エ)	オゾン層破壊物質や温室効果ガスの使用抑制、漏洩防止に努めること。
(オ)	人体への安全性が確保され、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。
(カ)	再生資源を活用した建築資材や再生利用・再利用可能な建築資材、解体が容易な材料の採用等、資源循環の促進を図ること。
(キ)	地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する他、二酸化炭素の排出抑制や吸収源確保、ヒートアイランド現象抑制の観点から、環境負荷低減対策を図ること。 子ども未来館は、Nearly ZEB 相当以上の水準に適合する施設とすること。 その他、必要に応じて、福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と整合した取組みを行うこと。
(ク)	自然採光の利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等を図ることとし、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。

カ 仕上計画

仕上計画は、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理性についても留意し、清掃しやすく、管理しやすい施設となるよう配慮すること。特に外装は、使用材料や断熱方法等を十分検討し、本施設の長寿命化と維持管理・運営費削減に貢献するような工夫を図ること。

また、使用材料は健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。

(7) 外部計画

(ア)	歩行者用通路は、降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、濡れても滑りにくいものとする。また、水溜り等が出来ないように、適切に水勾配をとり、排水設備を設けること。
(イ)	屋根の外壁面について、漏水を防ぐため十分な防水を講じること。特に、排水しにくい平屋根部分、空調ダクト、供給管等の周囲とのジョイント部分、雨樋と付帯の排水管及び階間のシール部分等は、漏水を防止する措置を講じること。
(ウ)	大雨や台風等による風水害に耐えうる構造とし、これらを原因とした屋根部の変形に伴う漏水及び腐食に十分注意すること。
(エ)	換気口及び換気ガラリについては、風、雨又は雪の吹き込みの防止措置を講じること。

(4) 内部計画

(ア)	居心地がよく、利用しやすい空間とすること。
(イ)	会話や交流が生まれ、多様な人を受け入れる空間とすること。
(ウ)	機能性が高く、柔軟性・可変性がある空間とすること。
(エ)	デザイン性、スケール感、開放性とプライバシー確保のバランスに考慮した空間とすること。
(オ)	汚れにくく、清掃が容易な仕上げとするよう配慮すること。
(カ)	壁の仕上げ材は、建築物全体において劣化の少ない耐久性のある仕様とすること。 なお、消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、突起物がないよう納まりがよく設置すること。
(キ)	扉は、開閉時の衝突防止、突風対策等を講じること。
(ク)	窓は、必要に応じて、網戸を設置すること。
(ケ)	ガラス面は安全性を確保すること。
(コ)	採用する材質・機器・備品等は汚れや破損が目立ちにくくメンテナンスが容易な仕様とすること。

キ 機能性への配慮

(7) 利便性の向上・ユニバーサルデザイン

(ア)	歩行、自転車、自動車等、来場の方法毎の利便性の確保に配慮すること。
(イ)	各種イベント用の機材・備品や企画展示、巡回展示の展示品等の搬入搬出路を確保すること。
(ウ)	ピロティや庇等を適切に配置し、降雨時でもアプローチしやすい計画とすること。
(エ)	子ども未来館の様々な利用者像（例：一日学習利用者、企画展示利用者など）を想定し、各利用者にとって使いやすい工夫を提案すること。
(オ)	未就学児、高齢者、障がい者、LGBT、外国人等をはじめ、誰もが特段の不自由なく安全に使用できるユニバーサルデザインに基づくことはもとより、こどもから高齢者・障がい者等を含むすべての子ども未来館利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。
(カ)	災害時に高齢者、障がい者等の子ども未来館利用者が円滑に避難できる計画とすること。
(キ)	各種設備器具・手摺・トイレ等については、高齢者、障がい者等にも十分に配慮した、使いやすいものとする。
(ク)	車いす利用者に配慮した各種スペースの整備、視覚障がい者に配慮した点字ブロック・点字表示や音声案内、聴覚障がい者に配慮した音声情報を視覚的に提供する電子掲示板やフラッシュライト等のサイン計画等、障がい者の利用にも十分に配慮した計画とすること。
(ケ)	ブリッジや外構などの屋外施設及び子ども未来館は、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。また、サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとする。
(コ)	ユニバーサルデザインやアクセシビリティに関するガイドラインを作成すること。また、運營業務従事者がガイドラインを十分に理解したうえ、接客や展示の解説などの充実を図ること。

(イ) サイン計画

本事業のサイン計画は、次の要件を満たすこと。なお、外部に設ける施設銘板や室名の文言は、設計業務段階において市に確認すること。

(ア)	シンプルかつ大きな文字のデザインで、子ども未来館内部及び敷地内の分かりやすい位置に次のサインを設置すること。なお、長期修繕計画を見据えたうえでLED等デジタル技術を用いたサインを用いることは許容される。	
	屋外誘導サイン	屋内案内サイン
	名称サイン	説明サイン
	障がい者用サイン	非常用サイン
(イ)	各諸室の配置や1サービスを分かりやすく表示することや多言語表記等、適切にサイン計画を行うこと。	
(ウ)	各種サインは、視覚障がい者等に配慮し、点字などの触知案内や音声案内等を活用すること。	
(エ)	フロア案内図は直感的に理解しやすいようなデザイン(例:3Dフロアマップ)とすること。	
(オ)	サインは楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。トイレ、階段、スロープ、駐輪場、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよいものとする。なお、ピクトグラムには必要に応じて諸室名や名称を併記すること。	
(カ)	耐久性、対候性のある仕様とすること。	
(キ)	現在地や周辺施設へのアクセスなど、本施設利用者の利便性に配慮した屋外のサイン(例:思いやり駐車場、思いやりガラスワン駐車場、駐車場出入口、駐輪場、施設名称等)も設置すること。	
(ク)	重要なサインは、目立つようにすること。	
(ケ)	諸室名は、見やすいデザインとし、使用状況が分かるようにすること。	
(コ)	誰もが分かりやすいサイン計画とするために、本事業のサイン計画について「第24(5)ステークホルダーとの協働・調整業務」として、ステークホルダー(自治会町内会や小中学校、障がい者団体等とし、対象は事業者提案)の意見を聴取し、その内容を計画に反映させること。	

(サ)	<p>別添資料 15「エフピコアリーナふくやま周辺の既存サイン」を参照し、当該別添資料に示す既存サイン 11 基を撤去し、新規サインを設置すること。なお、再利用可能な場合には市との協議のうえで使用してもよいものとする。</p> <p>新規サインは、エリア案合図を、全世代交流型エリア内を示す図に変更し、必要に応じて五本松公園やまちづくり支援拠点施設、子ども未来館の矢羽根表示を追加すること。その他の掲載情報は変更しないこと。</p> <p>新規サインは原則として既存サインの設置位置を踏襲する。ただし、ブリッジ整備による本施設利用者動線の変化に伴い、より適切な位置に設置位置を変更することは可能とする。</p>
(シ)	<p>ブリッジの昇降部（階段、エレベーター）付近やエフピコアリーナ駐車場付近等に屋外サインを設置する等、道路を挟んだ子ども未来館等とエフピコアリーナふくやま等のアクセスを分かりやすくするため、子ども未来館側、エフピコアリーナふくやま側に屋外サインを設置すること。</p>
(ス)	<p>(サ)の新規サインを含め、本事業で新たに設置するサインは、まちづくり支援拠点施設のサインと調和したデザインとし、全世代交流型エリア内のサインに統一感を持たせること。なお、別添資料 16「(仮称)まちづくり支援拠点施設のサイン計画」を参照すること。</p>

ク 経済・保全性への配慮

(7) 耐久性の確保

(ア)	長寿命かつ耐久性・信頼性の高い資材や設備の使用に努めること。また、十分な破損防止対策を行ったうえで、老朽時、破損時は容易に交換が可能な仕様とすること。
(イ)	本施設利用者が利用するスペースで使用する器具類については、耐久性の高い製品を採用するとともに、十分な破損防止対策を行ったうえで、交換が容易な仕様とすること。
(ウ)	躯体のコンクリート等の耐久性の低下や、金属系材料の腐食、木材の腐朽対策など、仕上材の劣化・損傷等が生じにくい計画とするとともに、修理が容易な計画とすること。
(エ)	屋外設置の建築設備については、安全対策に配慮すること。

(4) 保守等の作業性の確保

(ア)	清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート確保に努めること。
(イ)	内外装や設備機器については、清掃及び点検・保守等が容易で効率的に行えるように努めること。
(ウ)	設備機器等は、各機器の寿命バランス・互換性の整合が図られ、更新作業の効率性に留意したものとすること。

ケ 防犯・安全性への配慮

(ア)	子ども未来館利用者を犯罪から防護するために、子ども未来館の維持管理・運営方法に適した監視カメラ等の防犯設備を子ども未来館の出入り口等に整備し、外部からの不審な人や物の侵入を制御できること。
(イ)	ロッカーを設置する等、子ども未来館利用者の貴重品・所持品保管場所の盗難防止対策を十分に行うこと。同時に子ども未来館利用者へのプライバシーへも配慮すること。
(ウ)	すべての子ども未来館利用者が安全に施設を使用できるよう、十分な安全性能が確保されていること。
(エ)	建築二次部材や備品等の落下や転倒防止対策を行うこと。
(オ)	滑りやすい部分は、ノンスリップ性能の向上等により転倒防止について十分配慮すること。
(カ)	子ども未来館利用者用のドアは引戸を基本とし、強風時のドアの開閉についても十分配慮すること。

(キ)	本施設利用者の安全確保を念頭に、死角を少なくし、防犯性・安全性の高い施設計画を行うこと。
-----	--

コ 室内環境への配慮

(ア)	遮音、吸音に配慮した室内音環境とすること。
(イ)	積極的に自然光を利用することで、省エネルギーかつ室内の開放感も得られるような工夫をすること。
(ウ)	気温・気候等の屋外条件の変化や、人数・使用時間・作業内容等の使用形態の変化等に対応できる空調システムとすること。
(エ)	照明等の設備機器は、発生する熱負荷が低減されるものを採用すること。また、機器等の仕様により局所的に発生する大きな熱負荷は、局所空調・換気によりできる限り発生源の近傍にて処理することで、周囲に与える影響を軽減すること。
(オ)	室温及び壁の構造を考慮することで室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制すること。
(カ)	大きな床の連続振動や衝撃振動、床衝撃音等を与えないよう配慮すること。
(キ)	電源設備は、通信・情報システムに影響を及ぼすことなく、確実に機能するために、適切な継続性と保守性及び安全性が確保されたものとする。
(ク)	快適な鑑賞・体験環境や、展示品保管環境、執務空間環境を実現できる室内環境とすること。

サ デジタル技術や DX の導入

(ア)	最新技術かつ子ども未来館に適したデジタル技術や DX を運営方法や常設展示室だけでなく子ども未来館全体において導入すること。
(イ)	誰もが気軽に最新技術に触れられ子ども未来館に来訪した実感が得られるように無料区域等への導入について検討すること。
(ウ)	自律走行型で子ども未来館らしさを演出できる受付・案内ロボットを 1 台以上、導入すること。導入時点の最新モデルを採用すること。
(エ)	常設展示室等の有料区域だけでなく、子ども未来館全体の利用者の集計及び属性を分析できるシステム（例：AI カメラやセンサーなど）を導入すること。

(3) 排水設備計画

本事業対象地内の雨水を速やかに排水できるように流量計算を行い、排水設備が適切であるか確認したうえで、整備すること。また、汎用性のある製品を使用し、維持管理が容易にできる構造にすること。

(4) 構造計画

固定荷重・積載荷重・風圧・土圧・特殊荷重、地震力等に対し、構造部材の強度が適切に確保されていること。設計用地震力及び耐震設計等の基準は基本設計前に市との協議により確認すること。

構造は、津波による浸水想定深（0.3～1.0m）に対して耐え得る構造とすること。また、洪水時の浸水対策として、1階は計画規模（0.5～3.0m）、2階は想定最大規模（3.0～5.0m）に対して浸水しない計画とすること。

(5) 設備計画

ア 電気設備

電灯設備	<ul style="list-style-type: none">・電気設備を容易に管理できるように、適切に分電盤を配置すること。・常用回路と非常用発電機回路（災害時用）を適切に配置し、停電時においても子ども未来館の運用ができるようにすること。・照明器具、コンセント等の幹線工事、配管配線及び器具取付けを行うこと。取り付け数は設計時に市と協議のうえ設定すること。・高効率・省エネルギー型の機器を積極的に採用すること。・照明器具はLEDを基本とすること。また、調光機能付のものを積極的に採用し、省エネルギーに配慮することとし、JIS規格等の照度基準に準拠し各室の運用に則した照度、グレア（まぶしさ）を考慮した照明計画を行うこと。・高所に配置する器具は、容易に保守管理できるように工夫すること。・照明器具の制御はリモコンスイッチを原則とし、省エネルギー、経済性、柔軟性等に配慮した照明制御システムの採用により、照明制御盤による遠隔監視制御、自動点滅、消し忘れ防止対策も可能なものとする。・外灯は、本施設利用者の夜間の通行に支障をきたさないよう適度な照度を確保すること。・誘導灯・非常用照明は関連法令等に基づいて設置すること。
コンセント設備	<ul style="list-style-type: none">・各室の用途上必要か所に一般のコンセントを設置すること。また各室の運用による専用機器用コンセント及び単独回路等負荷の状況によるコンセント設備計画とすること。
幹線設備	<ul style="list-style-type: none">・電灯設備、動力設備の各盤に必要な電源を供給すること。・特殊設備において、他の負荷との影響を十分考慮するものは、単独専用系統とし、一般とは切り離れた計画とすること。
動力設備	<ul style="list-style-type: none">・空調設備及び給排水設備等の配置に合わせて、分電盤、制御盤等を設置すること。

受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷系統に適した変圧器構成とすること。 ・他の機器へ高調波による影響を及ぼさないようにすること。 ・災害（特に津波）による被害を受けにくい仕様、配置とすること。 ・設備機器やケーブルの更新、電気容量の増加等の可能性を踏まえた仕様とし、予備スペース・予備配管を設けること。
電話設備	<ul style="list-style-type: none"> ・外線及び内線電話と接続するための電話配線盤を設け、各階において必要な回線数が使用できるようにすること。 ・外線は事務室及び館長室、内線は会議室等使用が想定される諸室に設置すること。
ネットワーク 接続設備	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館敷地内（オープンスペースを含む各諸室でのアクセスポイント）で無線 LAN（無料）が利用できるようにし、セキュリティ対策のために、運營業務従事者用と子ども未来館利用者用の回線は分けて整備すること。 ・アクセスポイントは運營業務従事者及び子ども未来館利用者の利便性を考慮した設置基数とすること。 ・有害 web サイトの閲覧及び外部からの不正アクセスを制限する等の適切なセキュリティ対策を講じること。 ・有線 LAN 端子は、ラボ、科学室、PC 室、事務室、館長室、会議室に設置すること。その他、運用上必要な諸室に設置すること。 ・ネットワーク系統、配線ルート、機器設置場所、電源等の設備管理方法を市と協議のうえ決定すること。
防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラを建築物外部に通じる出入口や駐輪場、駐車場に適宜設置し、事務室にて監視、録画が行える機能を備えること。 ・機械警備設備は、センサー等を施設配置や建築物内のゾーニング、各諸室の用途、運用形態等を考慮して適切に設置し、必要に応じて施錠、解錠機能と連動させる等、適切に対応すること。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の感知器の設置位置は保守のしやすさにも配慮し決定すること。 ・排煙方式（自然排煙・自動排煙）は、事業者提案によるものとする。 ・視覚障がい者や聴覚障がい者にも配慮した計画とすること。
テレビ共同受 信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なテレビアンテナを設置し、必要か所への配線を行うこと。 ・設置個所は設計時に市と協議のうえ決定すること。
テレビ電波障 害防除設備	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ電波障害が近隣に発生しないように対策を行うこと。 ・工事中の電波障害発生に留意し、状況に応じて必要な対策を講じること。

放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法に規定されている非常放送設備及び業務放送設備とすること。ただし、消防法上、非常放送設備が不要である場合は、設置する必要はない。 ・子ども未来館全館放送用、常設展示室用、ホール用の3系統の専用放送を設置すること。 ・スピーカー設置の各室には、音量調整器設置を原則とし、スピーカー本体も音量調整器付きとする。 ・視覚障がい者や聴覚障がい者等にも配慮した計画とすること。
太陽光発電設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館利用者の目に触れやすい場所に表示装置を整備し、再生可能エネルギーの利用、啓発に役立つよう配慮すること。

イ 機械設備

熱源機器設備	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮したエネルギーシステムを利用するとともに、高効率の熱源設備を計画すること。熱回収を含め自然エネルギーを利用しライフサイクルコストを削減できるものとする。 ・子ども未来館以外の周辺環境に配慮し、騒音振動、排気ガス等の影響により住宅地やまちづくり支援拠点施設利用者、五本松公園利用者等が不快を感じないものとする。
空調設備(冷暖房、排気)	<ul style="list-style-type: none"> ・空調方式及び換気方式は事業者の提案に委ねるものとするが、各諸室の用途と確保すべき室内環境を考慮して決定すること。 ・諸室ごとに冷暖房操作を適切に行える方式とすること。 ・室内の許容騒音レベルにあわせ適切な消音及び防振処理を施すこと。また、室外機の防振及び騒音対策を講じ、住宅地やまちづくり支援拠点施設利用者、五本松公園利用者等に配慮すること。 ・倉庫は、中に収める展示品や備品等の保存状態に悪影響のない環境とすること。
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水方式は事業者提案によるものとする。ただし、上下水道局と協議し計画すること。 ・設備の仕様は、施設規模や各諸室の用途を考慮し、使用水量の変化や最大負荷に留意して決定すること。
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排水方法及び排水管路は周辺の状況を確認して事業者の提案によるものとする。なお、実験排水は下水道基準内に処理等を行い、排水すること。 ・自然流下にて接続を行う。本管に勾配がのらない場合は協議し、汚水中継槽を設置する。

自動制御設備、監視設備	<ul style="list-style-type: none"> 電気、空調、衛生、その他主要設備の集中管理・監視設備を設け、各設備の運転・監視が行えるようにすること。
衛生器具設備	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーに配慮した自動水栓、自動洗浄弁を設置すること。 清掃等維持管理のしやすさのほか、子ども未来館利用者の快適性にも配慮して設備を決定すること。
消防設備	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法や消防法等に基づき適切な消防設備を設けること。
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ガス供給を行う場合は、必要か所へ、当該地区のガス供給業者の規定に基づき、安全に配慮した供給を行う計画とすること。

ウ 昇降機設備

子ども未来館エレベーター設備	<ul style="list-style-type: none"> 利用者用（子ども未来館利用者及び維持管理・運營業務従事者用）エレベーターと搬出入用エレベーターを個別に設け、最低限 1 台ずつ設置すること。 利用者用エレベーターは、子ども未来館利用者及び維持管理・運營業務従事者の動線に配慮した配置計画とすること。 搬出入エレベーターは、展示物等の搬出入に対応可能な寸法及び性能を確保するとともに、搬出入作業が効率的かつ円滑に行える配置計画とすること。なお、ホールを 1 階に配置する場合や 2 階又は 3 階に設置する常設展示室等に搬入出用エレベーターが不要な場合には設置する必要はない。 すべてのエレベーターのかごは、車いす、視覚障がい者等に対応するものとし、停電時自動着床、火災管制運転、地震時管制運転の可能な制御方法とすること。
ブリッジエレベーター設備	<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館公園敷地内ブリッジにエフピコアリーナふくやま駐車場からブリッジにアクセスしやすいように階段及びエレベーターを設けること。 五本松公園への動線を確保するためのエレベーターや階段は子ども未来館との兼用可能とするが、24 時間利用を可能とすること。

(6) 子ども未来館の機能

ア 各諸室の概要

区分	諸室	主な利用方法
有料区域	常設展示室	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的な技術による展示体験を提供 ・サイエンスショーやワークショップを行うサイエンスステージを整備
	ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展示、巡回展示を開催
無料区域	セミナー室	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な形態、ニーズに対応 ・一日学習（オリエンテーション） ・昼食スペース ・学生等の放課後利用
	ラボ	<ul style="list-style-type: none"> ・主に活動事業を展開
	科学室	<ul style="list-style-type: none"> ・主に活動事業を展開
	PC室	<ul style="list-style-type: none"> ・主に活動事業を展開
	ライブラリーエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用し、自発的・能動的に学べる空間
	オープンスペース (エントランス・総合案内)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館利用者を歓迎し、子ども未来館利用者に対する総合的な案内を行う空間
	トイレ	—
	授乳室	—
	物販・飲食スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナルグッズや商品（カプセルトイなど）、飲食物を販売
	事業者提案スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館の整備コンセプトに沿った機能・空間を整備
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運營業務従事者の事務室
	館長室	<ul style="list-style-type: none"> ・館長の執務室 ・来客用の応接室
	会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運營業務従事者のミーティングスペース
	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・展示していない展示物や備品等の保管庫
	管理諸室等	<ul style="list-style-type: none"> ・前記以外の必要な管理諸室として使用
共用部	—	
延べ面積	約 5,400 m ²	

※ 展示に係る諸室（常設展示室、ホール）以外の面積は、事業者提案を基に市と協議のうえ決定する。

※ 有料区域とは各諸室が有料諸室であって、特定の区域を有料にすることに限定するものではない。

（無料区域からホール（有料区域）に直接アクセスできる、無料区域から常設展示室（有料区域）に直接アクセスできることを含める。）

イ 共通要件

(ア)	各諸室の機能配置は、事業者の提案に委ねるが、子ども未来館利用者や維持管理・運營業務従事者の快適性・利便性や周辺住宅からの景観への配慮、維持管理・運営費の縮減に配慮すること。なお、建築物階数は津波及び洪水による浸水深を考慮し3階とする。
(イ)	事業の方向性（「発見」「創造」「発表」のサイクル）を踏まえ、それぞれの事業が連携し、円滑かつ効果的に発展していく諸室構成とすること。様々な諸室において、「発見」「創造」「発表」ができる工夫をすること。
(ウ)	まちづくり支援拠点施設や五本松公園、クラゲ館等との一体利用を促進させる諸室配置とすること。
(エ)	まちづくり支援拠点施設や五本松公園、クラゲ館等の外部空間との関係性に配慮した居心地が良く各施設を相互に利用しやすい配置、動線とすること。
(オ)	子ども未来館の様々な利用者像（例：一日学習利用者、企画展示利用者など）を想定し、各利用者にとって使いやすい工夫を提案すること。
(カ)	ライブラリーエリア、オープンスペース、物販・飲食スペース、事業者提案スペース以外の諸室の扉は施錠が可能であることを基本とするが、諸室の形態に応じて求めるものではない。
(キ)	各諸室に必要な机・椅子等の収納スペースを諸室用途に合わせて設置すること。
(ク)	天井照明は LED とし、JIS 規格等の照度基準に準拠した照度を確保するとともに、自然採光にも配慮すること。
(ケ)	適宜コンセントを設けること。
(コ)	各諸室の窓には、子ども未来館のイメージに合ったブラインド等の遮光ができるものを設けること。なお、ブラインドボックスも含めるものとする。
(サ)	各諸室には適切な断熱及び換気設備等を計画し、結露等が発生しないよう計画をすること。
(シ)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び「新しい生活様式」に配慮し、換気対策、抗菌対策を施すこと。
(ス)	子ども未来館利用者の特性に応じた快適性が高い空間とすること。

ウ 各諸室の要件

諸室名	要求水準等
常設展示室	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館が取扱う様々なテーマに対して、子ども未来館利用者の興味に応じて自由に学び考え、誰もが直感的に分かりやすい楽しい体験を通じて、興味・関心・好奇心を喚起する展示を行う。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館利用者や運營業務従事者が使いやすい空間（例：柱位置を工夫する、室を分割可能とするなど）とすること。 天井高さは、展示内容にあわせた高さを確保すること。 自由な体験や学びをもたらすフリーチョイスラーニングの場として、ワンフロアで見通しの良い空間を基本とするが、没入型展示等で空間を閉じる必要がある場合等、展示内容や展示手法に応じて空間を仕切っても良いこととする。 床面は、展示室内の空間の質を高め、作品を移動させる際の強度を十分に確保できる素材、仕上げとすること。 展示計画に基づいた動線計画とすること。ただし、自由に展示を楽しめるようにフリー動線とすることも可能とする。 柱や間仕切りはゾーニング変更がしやすい計画とし、展示更新に対応できる仕様とすること。 電源等の配線の自由度が高く、展示品の重量を考慮した床（例：フリーアクセスフロアなど）とし、展示更新に対応できる仕様とすること。 自由度の高い照明設備（例：ライティングレールなど）とし、展示更新に対応できる仕様とすること。 周辺に住宅地がある立地を考慮し、一定程度の静音性能・遮音性能等を検討すること。 運營業務従事者と子ども未来館利用者がコミュニケーションを取りながら科学実験や実演、工作等を実施できる小規模なサイエンスステージ（10席以下）を2か所以上設けること。なお、使用形態に応じて可変性のあるステージも可能とする。

諸室名	要求水準等
ホール	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示では扱わないテーマや常設展示に関連するテーマ、ニーズの高いテーマを中心に企画展示や講演会、アワードを実施する。また、他館による巡回展示の誘致や大学、企業等と連携した共催展等、常に新しいコンテンツを展開することで、幅広い学びと展示体験を提供し、リピーター獲得をめざす。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館利用者や運營業務従事者、巡回展示等の主催者が使いやすい空間（例：柱位置を工夫する、壁は展示物を掛けられる仕様とする等）とすること。 ・自由な展示レイアウトが可能となるよう、無柱空間とし、可動壁や仮設壁を設置すること。 ・壁及び柱、床は、どのようなサイズや重量、素材の展示にも対応できる仕様とすること。 ・多様な企画展示や他館の巡回展示に対応できる広さ、天井高さを確保すること。 ・多様な規模、内容の展示やイベントを想定し、自由度の高い照明設備（例：ライティングレールなど）と音響設備（例：スピーカーシステム、マイクシステムなど）、映像設備を設置すること。 ・周辺に住宅地がある立地を考慮し、静音性能・遮音性能等を有すること。 ・オンラインイベントにも対応できる安定したインターネット環境を整備すること。

諸室名	要求水準等
セミナー室	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館の事業に対する様々な年齢層の興味・関心を創出するためのイベント、セミナー等を開催する。また、学校カリキュラムに対応した学習プログラムを用意し、小・中学生の校外学習を想定した事業を展開する。学校団体等のオリエンテーション、昼食のスペースや生徒・学生の放課後の自習等、多様な目的で活用する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数への分割利用を想定し、移動式の間仕切りを設置すること。 ・入りやすく、使いやすい空間とするため、可能な限り室内の可視化に配慮すること。ただし、セミナーやイベント等での使用を想定し、カーテン等で一時的に非可視化できるよう整備すること。 ・ライブラリーエリアとの一体的な運用ができる計画（例：共用部との一体化やライブラリーエリアとの一体化など）とすること。ただし、多用途での利活用を想定し、間仕切り等によりセミナー室単体での利用も可能とするよう整備する。 ・誰でも使いやすく、子ども未来館利用者同士の自由な交流を促進させる工夫をすること。 ・学校 3 クラス以上の団体で利用できる可動式の椅子及び机を設置すること。 ・次世代のレクチャーに対応したホワイトボードやプロジェクター、音響設備等、レクチャーに使用する機材を設置すること。その操作は遠隔操作が可能な仕様とすること。 ・オンラインイベントの開催に対応できる安定したインターネット環境を整備すること。 ・無料区域から直接アプローチできる計画とすること。

ラボ	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンなミーティングエリアや工作機械を備え、自由に実験や工作を行うことができるスペースとし、一日学習やクラブ活動等で使用する。 ・ラボでは、様々な素材や材料を準備・提供するとともに、木工や金工等、多様な体験ができる工具等を設置する。木工や金工のみならず、3D プリンターやレーザーカッター等のデジタルファブリケーション機器を活用した工作等、幅広い創作活動を行うものとする。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館利用者同士の自由な交流やものづくり共創(アイデアやノウハウの共有)を促すための空間を整備すること。 ・机及び椅子は可動式とする等、講義や実習に適した形に机や椅子のレイアウトが変更できるよう整備すること。 ・入りやすく、使いやすい空間とするため、可能な限り室内の可視化に配慮すること。ただし、プロジェクターの使用を想定し、カーテン等で一時的に非可視化できる配慮を行うこと。 ・危険性の高い工作機材の設置スペースと人の動線を分ける等、誰もが安全にラボを利用できるよう配慮すること。 ・用途・目的に対応できる設備や机、椅子の他、コンセント、流し、水回り設備等を確保すること。 ・作業台及び椅子は可動式とする等、講義や実習に適した形に机や椅子のレイアウトが変更できるよう検討すること。 ・3D プリンターやレーザーカッター、CNC ミリングマシン、CNC ルーター、ペーパーカッター等の最新の電子工作機材一式を導入し、小・中学校では触れる機会の少ない最新の備品や技術に触れられる空間とすること。 ・従来型の小・中学校の黒板教室ではなく、次世代のレクチャーに対応したホワイトボードやプロジェクター、音響設備等、レクチャーに使用する機材を設置すること。その操作は遠隔操作が可能な仕様とすること。 ・工作機械や素材を保管するための鍵付きの棚を設置すること。 ・木工工作や金工工作等による粉塵の発生を想定し、作業スペースの確保及び集塵装置の設置を行うこと。なお、粉塵が発生するスペースは、視認性を確保しつつ、一般作業スペースと区画すること。 ・工作機械の使用時に発生するガスや臭気の対策として、十分な排気・換気設備を設けること。 ・木工工作や電子工作等の幅広い創作活動に適した防音性能、遮音性能
----	--

諸室名	要求水準等
	<p>を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3D プリンター等の工作機材の使用やオンラインイベントの開催に対応できる安定したインターネット環境を整備すること。 ・無料区域から直接アプローチできる計画とすること。
科学室	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験器具を備え、自由に実験等を行うことができるスペースとし、一日学習やクラブ活動等で使用する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の理科室相当の諸室とし、理科実験や観察等の学校教育が補完できるものとして、提案する事業内容を踏まえた仕様とすること。 ・最新の備品や技術に触れられる空間とすること。 ・子ども未来館利用者同士の自由な交流やものづくり共創(アイデアやノウハウの共有)を促すための工夫をすること。 ・流しやガス栓等の設備を実験台に取り付けず一か所に集約し、実験台及び椅子は可動式とする等、講義や実習に適した形に机や椅子のレイアウトが変更できるよう整備すること。 ・入りやすく、使いやすい空間とするため、可能な限り室内の可視化に配慮すること。ただし、プロジェクターの使用を想定し、カーテンなどで一時的に非可視化できる配慮を行うこと。 ・従来型の小・中学校の黒板教室ではなく、次世代のレクチャーに対応したホワイトボードやプロジェクター、音響設備等、レクチャーに使用する機材を設置すること。その操作は遠隔操作が可能な仕様とすること。 ・準備室、薬品庫を整備することし、備品は事業形態に応じた備品を購入すること。なお、準備室、薬品庫は子ども未来館利用者が容易に入室できない計画とすること。 ・実験時に発生するガスや臭気の対策として、十分な排気・換気設備を設けること。 ・オンラインイベントの開催に対応できる安定したインターネット環境を整備すること。 ・無料区域から直接アプローチできる計画とする。

諸室名	要求水準等
PC 室	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC や通信設備を備え、プログラミング等を行うことができるスペースとし、一日学習やクラブ活動等で使用する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラミング学習や、映像編集・音楽編集が可能であること。 ・最新の備品や技術に触れられる空間とすること。 ・子ども未来館利用者同士の自由な交流やものづくり共創(アイデアやノウハウの共有)を促すための工夫をすること。 ・机及び椅子は可動式とする等、講義や実習に適した形に机や椅子のレイアウトが変更できるよう整備すること。 ・入りやすく、使いやすい空間とするため、可能な限り室内の可視化に配慮すること。ただし、プロジェクターの使用を想定し、カーテンなどで一時的に非可視化できる配慮を行うこと。 ・床は、電源等の配線の自由度が高い仕様(例:フリーアクセスフロアなど)とすること。 ・校外学習において、子どもたちが学校では体験できないプログラミング学習が可能なスペックのパソコンを 35 台以上整備し、有線 LAN や無線 LAN、インターネット接続、タブレット等の充電が可能な環境を整備すること。有害 web サイトの閲覧及び外部からの不正アクセスを制限する等の適切なセキュリティ対策を講じること。 ・本格的なプログラミング教室が実施可能な設備(プリンター、スキャナー、ヘッドセット等)を用意すること。 ・次世代のレクチャーに対応したホワイトボードやプロジェクター、音響設備等、レクチャーに使用する機材を設置すること。その操作は遠隔操作が可能な仕様とすること。 ・パソコンや周辺機器を保管するための鍵付きの棚を設置すること。 ・映像編集や音楽編集等に適した防音性能、遮音性能を確保すること。 ・一度に多数のコンピュータを使用することで部屋が高温になりやすいため、空調設備に配慮すること。 ・無料区域から直接アプローチできる計画とすること。 ・オンラインイベントの開催に対応できる安定したインターネット環境を整備すること。

諸室名	要求水準等
ライブラリー エリア	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学や展示分野に関する書籍等を中心とした情報ライブラリーとして利用する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT を活用したメディアの想定検索機能等の子ども未来館らしい機能を持ち、自発的学びが生まれる空間を整備すること。 ・子ども未来館で発見したものを自発的・能動的に調べやすい、調べたくなるようにすること。 ・通路等との間を必ずしも区切る必要は無く、一体的な空間演出を行うことも可能とする。また、壁を設ける場合でも、室内の可視化を行い、開放的な空間を整備すること。 ・靴を脱いで座ることのできるスペースやソファの設置等、居心地が良くくつろげる空間や設備を一部に設置すること。 ・低い書架、読み聞かせスペースなど、未就学児連れの親子等が利用できるこども向けのスペースを一部に設置すること。 ・子ども未来館で展開する事業との連携も考慮しつつ、様々な年齢層の学びや発見につながるメディアを導入する。なお、書籍以外のメディアの導入も可能とし、メディアに応じて、子ども未来館利用者が閲覧可能な機器を設置すること。 ・書架間の通路幅員は、書架を閲覧している背後をブックトラックや車いすが通過できる通路幅とすること。 ・無料区域から直接アプローチできる計画とすること。 ・前記の水準を満たしたうえで、ライブラリーエリアは一団のエリアとする必要はなく、エリアを分散化しても良いこととする。

<p>オープン スペース (エントランス・総合案内)</p>	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館利用者を歓迎し、総合的な案内を行う。 ・子ども未来館等のチラシ、リーフレット等を配架し、全世代交流型エリアに関する情報（例：イベント情報など）を提供する。 ・情報端末機器を設置し、子ども未来館利用者が検索、閲覧を通して様々な情報を受け取れるコーナーとする。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開放的な空間とし、子ども未来館としてのワクワク感を高揚させるような最新のデジタル技術を活用する等、子ども未来館利用者の科学への興味・関心を喚起する空間を整備すること。 ・子ども未来館利用者の滞在を快適なものとするため、椅子、テーブル、傘立て等を設置すること。ただし、イベント等の実施を想定し、可動式の椅子やテーブル等は可動式とすること。 ・情報発信・交流の場として、子ども未来館の利用案内及び実施中のイベント情報案内等を目的とした情報端末機器やパンフレットスタンドを設置すること。 ・コイン式ロッカー室及びベビーカー置き場を設置すること。コインは返却され、無料で利用できるようにすること。 ・エントランスには、子ども未来館利用者に対して子ども未来館の利用案内等を行う総合案内を設置すること。 ・総合案内にはカウンターのほか、料金案内やイベント情報案内を目的としたデジタルサイネージや、入場券の券売機等の必要な設備を設置すること。なお、券売機の設置場所や、設置台数は事業者の提案とし、入館料の徴収や有料区域の入退場をデジタル技術等により管理できるよう適切な場所に設置すること。 ・総合案内と有料区域の出入口付近には、最適な受付人員を配置すること。総合案内には1名以上の受付人員の配置を必須とするが、入館料の徴収及び有料区域の入退場をゲート管理システムなどにより管理することで受付人員の削減を図ることは可能とする。 ・セミナー室とライブラリーエリアのみ開放する18時以降においては、子ども未来館の利用者数が少ないことが想定されるため受付・案内ロボットの活用により、受付人員の削減を図ること。 ・(仮称) まちづくり支援拠点施設と同様の駐車場の事前精算機1台、QR割引券発券機2台を子ども未来館内部(オープンスペースに限らない)に設置すること。(別添資料17「事前精算機等の仕様」を参照)なお、設置する機器の維持管理(消耗品等の補充も含む)は本事業に含まれる。
--	---

諸室名	要求水準等																
トイレ	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館及び五本松公園の利用者が使用するトイレとして計画する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各階に男性用・女性用トイレ及び子ども用トイレ、バリアフリートイレ、掃除用用具を設置すること。 器具数の算定に当たっては、「空気調和・衛生工学会規 SHASE-206-2019 給排水衛生設備基準・同解説」等に基づき他の類似施設等を参考に当施設に適した利用人数・建物の特性区分・利用形態を設定し、サービスレベル1（待つことが少ない良好レベル）以上を確保するとともに、男女の待ち時間についても考慮すること。なお、利用人数の算定に当たり、館内利用者に加え、外部利用者（五本松公園利用者等）を想定すること。 前記のうち、外部利用者（五本松公園利用者等）が24時間利用できるトイレの器具数は次の表に示す器具数以上とする。24時間利用できるトイレの階数は規定しない。なお、外部から直接利用できる形態にする場合にはセキュリティ等に配慮すること。 <p>■外部利用者が24時間利用できる器具数</p> <table border="1" data-bbox="467 1137 1353 1285"> <thead> <tr> <th colspan="2">男子</th> <th rowspan="2">女子 便器</th> <th colspan="2">子ども用トイレ</th> <th rowspan="2">多目的 トイレ</th> </tr> <tr> <th>大便器</th> <th>小便器</th> <th>大便器</th> <th>小便器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1穴以上</td> <td>1穴以上</td> <td>1穴以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1穴以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリートイレは、オストメイトとユニバーサルシート、非常時に通報できる呼び出しボタン等設備を設置し、高齢者や障がい者、妊婦・子ども連れ、異性介助者等、様々な利用者が使いやすい仕様とすること。 トイレの衛生対策・臭気対策を行うこと。 トイレ内のカウンター式洗面器に自動水栓、小便器に自動洗浄、洋式便器に暖房洗浄機の機能を備えること。 一部のトイレの自動水栓・自動洗浄機器は、停電時、災害時に対応可能なものとする。 個室内に荷物置き場を設けること。 トイレには姿見を設置すること。 前記外部利用者が24時間利用できるトイレ以外の屋内トイレについては、トイレブースの利用状況がわかる表示システムをトイレ入口に設置すること。 	男子		女子 便器	子ども用トイレ		多目的 トイレ	大便器	小便器	大便器	小便器	1穴以上	1穴以上	1穴以上	—	—	1穴以上
男子		女子 便器	子ども用トイレ		多目的 トイレ												
大便器	小便器		大便器	小便器													
1穴以上	1穴以上	1穴以上	—	—	1穴以上												

諸室名	要求水準等
授乳室	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児の授乳とおむつ替えができる部屋を設置する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児連れの親子の利用が多く見込まれる階に配置すること。 ・おむつ交換台や給湯給水設備などの必要な設備を設置すること。 ・なお、授乳室は複数名の利用時にも対応可能なプライバシーに配慮した設計にすること。
物販・飲食スペース	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館のオリジナルグッズや商品、飲食物を販売する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エントランス等の無料区域に賑わいを創出できるような配置、設えとすること。 ・気軽に利用できるデザインとすること。 ・オリジナルグッズや商品（カプセルトイなど）のほか、軽食や間食などを販売すること。 ・こども連れの家族が食事可能な環境を整備すること。 ・商品を魅力的に見せる環境演出を行うこと。 ・部分照明、レジスター、PC等の販売に必要な設備を設置すること。 ・物販・飲食スペースの整備に係る費用負担は、別添資料18「自主事業の整備に係る市と事業者の費用負担」を参照すること。
事業者提案スペース	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館の整備コンセプトに沿った機能や空間を整備する。特定事業としての活用、自主事業としての活用はどちらも可能とする。なお、自主事業として活用する場合の整備に係る費用負担は、別添資料18「自主事業の整備に係る市と事業者の費用負担」を参照すること。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メインターゲットだけでなく、想定されるターゲットを補完できる機能や全世代交流型エリアのニーズを踏まえた機能を展開する。 ・周辺施設の状況に配慮したうえで、次のいずれかの要件を満たす提案を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 子ども未来館の魅力及び集客効果を高めるもの イ 子ども未来館利用者の利便性向上に資するもの ウ 地域課題の解決（企業の実証実験等）につながるもの ・なお、運営内容は提案とするが、市の業務対価への影響に十分留意すること。

諸室名	要求水準等
事務室	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運營業務従事者の事務室として使用する。 ・軽傷等の応急処置や気分が優れない子ども未来館利用者の一時的療養に使用する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館全体の状況が把握でき、管理しやすい工夫をすること。 ・執務用机、椅子、事務機器等の配置のほか、必要に応じて数人で簡易的な打合せができるスペース等を確保すること。 ・展示装置の改修やワークショップのプログラム開発、準備等、運営に係る要求水準において必要とされる業務が実施できるスペースを適宜整備すること。 ・常駐する維持管理・運營業務従事者全員分の執務机、椅子、事務機器等を配置することとするが、事務室の利用が少ないことが想定される場合（例：受付案内担当者等）にはフリーアドレス方式を採用可能とする。 ・療養室として適切な空間を計画すること。 ・事務所衛生基準規則第 21 条及び労働安全衛生基準規則第 618 条に基づき、常時 50 人以上又は常時女性 30 人以上の労働者を雇用する場合は、療養室を男性用と女性用に区別して設けること。 ・必要に応じて職員用の更衣室を設けること。
館長室	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館長の執務室と来客用の応接室を兼用した諸室として使用する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館長室への訪問者を事前に運營業務従事者が把握できるよう、諸室を配置すること。 ・館長が事務を執る居室であるとともに、貴賓者の訪問対応等もあるため、内装は落ち着いた雰囲気と格調高い部屋として計画すること。

諸室名	要求水準等
会議室	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運營業務従事者のためのミーティングスペースとして使用する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻繁に利用することが考えられる会議規模（例：運営人員グループごとの会議、視察対応可能な会議室等）とすることとし、必要に応じて音響機器や映像機器、スクリーン等を設置すること。 ・外部から会議室の使用状況が分かるようなサイン表示とすること。 ・照明は調光可能なものとすること。 ・事務室直通の内線を設置すること。
倉庫	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示していない展示物や備品等の保管庫として使用する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案する展示計画を踏まえた計画とすること。 ・提案する活動事業で使用する備品を、適切に保管できる仕様とすること。（例：望遠鏡保管のための防湿倉庫など） ・五本松公園やクラゲ館の積極的な活用に応じた備品等を保管できるスペースを必要に応じて確保すること。
管理諸室等	<p>【用途・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、必要な管理諸室として使用する。 <p>【要求水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃人控室等の維持管理・運營業務を実施するに当たり必要となる空間を整備すること。 ・事業者の提案に基づき、事務室と兼用可能とする。

諸室	主な利用方法
ブリッジ	まちづくり支援拠点施設と子ども未来館、エフピコアリーナふくやまと子ども未来館をつなぐブリッジ

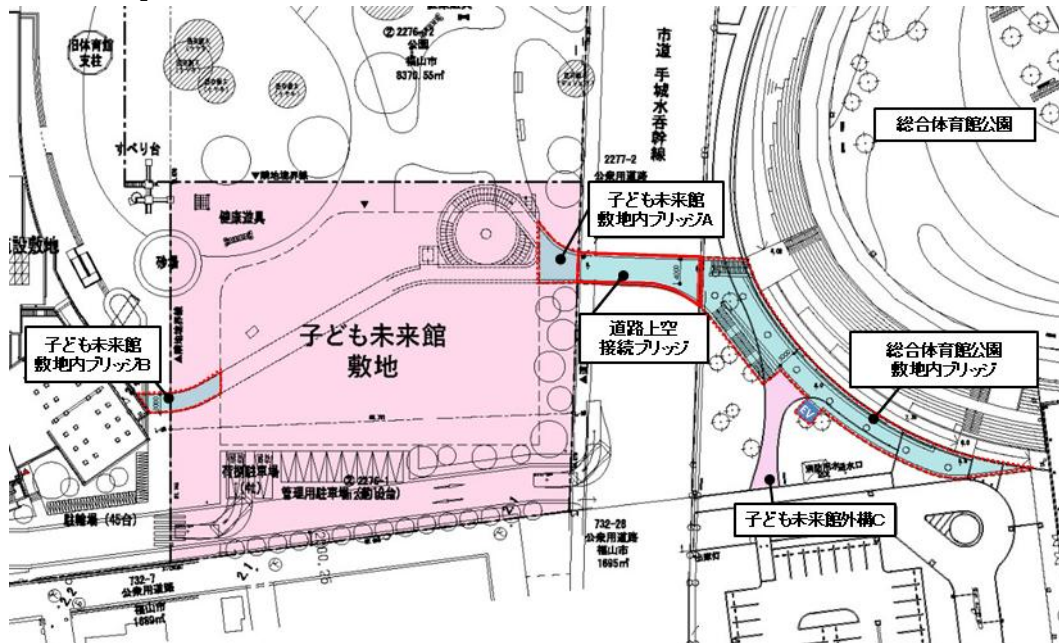
イ 共通要件

(ア)	まちづくり支援拠点施設や五本松公園、クラゲ館が1つのオープンスペースとして一体感を感じられる提案（デザイン・使い勝手等）とすること。
(イ)	駐車場等及び車路、歩道等の外構部全般の舗装面において、不陸・陥没を生じさせないよう配慮して整備すること。
(ウ)	舗装材については経年変化、劣化、退色及び極度の汚染がないものを選定すること。特に歩行者動線上に水たまりを発生させないよう、舗装材や構造に工夫すること。
(エ)	車両及び歩行者のスムーズな通行及び安全確保のため、必要な標識・路面標示を適宜整備すること。
(オ)	雨水の処理は、水溜りや冠水が起きないように配慮するとともに、流出抑制や再利用を図ることについて検討すること。
(カ)	子ども未来館の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水溜り及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配を確保の上舗装すること。なお、舗装については、想定される車両荷重に十分耐えうるものとする。
(キ)	空調屋外機等の設置場所は、音や臭気、景観等に配慮すること。
(ク)	屋外コンセント及び散水栓を適切に配置すること。
(ケ)	外構 A は、地盤面レベルを周囲のレベルと合わせる。また、地盤以下のインフラ関連は事業者が整備するが、位置等は市及び五本松公園の設計者と調整すること。

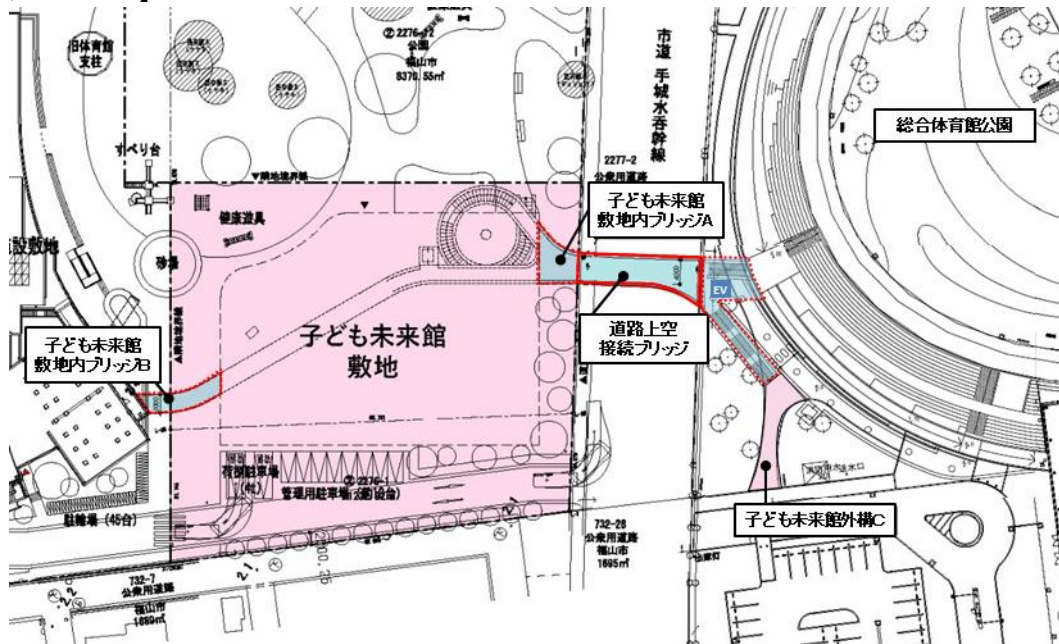
ウ ブリッジ整備計画に係る要件

子ども未来館、まちづくり支援拠点施設、五本松公園、エフピコアリーナふくやま及びかわまち広場がシームレスにつながりにぎわいの創出や回遊性を向上させる、24時間アクセス可能な歩行者用のブリッジを整備する。なお、次のブリッジの形状や接続位置等はイメージであり、ブリッジの要求水準を満たしたうえで提案すること。

【イメージ1】



【イメージ2】



(7) 共通要件

(ア)	バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）を遵守すること。 なお、必要に応じて、当事者団体などと協議し検討すること。
(イ)	スロープやエレベーターにより、総合体育館公園外周スロープに段差なく移動できること。
(ウ)	総合体育館公園敷地内ブリッジにエフピコアリーナふくやま駐車場からブリッジにアクセスしやすいように階段及びエレベーターを設けること。また、五本松公園への動線を確保するためのエレベーターや階段は子ども未来館との兼用可能とするが、24時間利用を可能とすること。
(エ)	全世代交流型エリア内の各施設等と調和のとれたデザインとすること。
(オ)	子ども未来館につながるブリッジとしてふさわしいデザインとすること。
(カ)	まちづくり支援拠点施設やエフピコアリーナふくやま等の各施設や各敷地、道路の高さを考慮した計画とすること。
(キ)	デザイン性を考慮するために、建築基準法上の建築基準での計画を基本とするが、道路構造令等の土木基準での計画も可能とする。なお、建築基準で建築物等として設計とする場合は、建築基準法第44条の規定に基づき許可が必要であるため、関係機関と計画段階から協議を行うこと。
(ク)	五本松公園や総合体育館公園の敷地内にブリッジ（建築基準の場合）の一部を設置するに当たり、都市計画法第53条の規定により許可が必要である。なお、許可の基準は、容易に移転し、又は除却することができる構造（階数が2階以下、かつ地階を有しないこと。主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。）とする。
(ケ)	道路の上空に設けるブリッジは、道路法第32条第1項第5号に規定する「通路」に該当するため道路占用許可が必要である。
(コ)	歩行者の転落防止対策やゴミなどの投てき防止対策を講じること。

(4) 道路上空接続ブリッジ

(ア)	道路の路面とブリッジ最下部までの距離については、道路法施行令第10条第1項第1号ロによる規定を遵守すること。また、構造については、道路法施行令第12条第1項第1号イによる規定を遵守すること。
(イ)	保全作業等を円滑に行うことができる予備空間を確保すること。
(ウ)	有効幅員4.0m以上で整備すること。

(5) 総合体育館公園敷地内ブリッジ

(ア)	エフピコアリーナふくやま駐車場からのアクセスに必要な階段及びエレベーター
-----	--------------------------------------

	を設置すること。
(イ)	エフピコアリーナふくやまのデッキとブリッジのレベル差を解消するため、階段やスロープを設置すること。
(ウ)	スロープ及び階段は有効幅員 3.0m 以上で整備すること。
(エ)	エフピコアリーナふくやまの駐車場からブリッジに直接アクセスしやすいように必要に応じて子ども未来館外構 C (園路) の改修を行うこと。

(I) 子ども未来館敷地内ブリッジ A

(ア)	子ども未来館の 2 階レベル以上でブリッジを接続すること。
-----	-------------------------------

(I) 子ども未来館敷地内ブリッジ B

(ア)	まちづくり支援拠点施設の 2 階みはらしデッキと子ども未来館を接続するデッキを有効幅員 3.0m 以上で整備すること。
-----	---

エ その他屋外施設の要件

駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷捌駐車場 (4t 程度) を 2 台以上、管理用駐車場を普通車 2 台以上、思いやり駐車場 (屋根付き) を 2 台以上、思いやりプラスワン駐車場を 4 台以上確保すること。 ・ 荷捌駐車場及び管理用駐車場は、前記に規定する台数が運営上 不要である場合は、市との協議により台数を減じることも可能とする。 ・ 思いやり駐車場及び思いやりプラスワン駐車場は子ども未来館利用者 (車いす利用者等身体障がい者) 用として、常に使用可能な状態とすること。 (例: 運用方法は事業者提案とするが、事前予約を前提として使用可能な運用を想定) ・ 思いやり駐車場及び思いやりプラスワン駐車場の利用者から徴収した駐車場料金は、市に納付すること。思いやり駐車場の駐車場料金の徴収方法等は事業者にて提案し、市と協議のうえ決定すること。 ・ 維持管理・運營業務従事者の通勤用駐車場は敷地内に設けないこととする。 ・ 敷地への進入路は交通管理者及び警察との協議により決定すること。周囲の交通等への影響を考慮するとともに、影響を与える場合には適切な処理を行うこと。 ・ 雨水による水たまり等が発生しにくい透水性のある塗装や災害時に貯留に考慮した形状等を提案すること。なお、仕様はアスファルト舗装に限るものではなく、デザイン性や環境に配慮すること。
-----	--

駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館利用者用の駐輪場を整備すること。設置台数については、周辺施設の利用状況を踏まえて事業者提案とすること。(まちづくり支援拠点施設では、駐輪場 44 台分を整備予定) 子ども未来館利用者の利便性・安全性を確保すること。なお、屋根については事業者提案とするものとし、必須ではないものとする。 基本的に無料とするが、放置自転車対策を考慮した計画とすること。
敷地内通路	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時でも滑りにくい仕様とすること。 避難経路が分かりやすいように動線に配慮すること。 歩行者の安全性を確保しつつ、まちづくり支援拠点施設や五本松公園と相互に利用しやすいように、敷地内通路を設置すること。その幅員は事業者の提案によるものとする。 エフピコアリーナふくやまの駐車場からエフピコアリーナふくやま敷地内ブリッジまでの外構 C は駐車場利用者等がブリッジを利用しやすいように必要に応じて改修すること。その幅員は事業者提案によるものとする。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり支援拠点施設や五本松公園と調和する緑化に努め、環境及び景観の向上を図ること。 福山市みどりのまちづくり条例に基づく公共施設緑化基準に従い、敷地面積の 10%以上を植栽地として確保すること。なお、外構 A は五本松公園リニューアルの整備範囲内であるため、市並びに五本松公園の設計者と植栽地面積について調整すること。 市の植生や季節性を感じられる樹木や草花を採用すること。
外灯	<ul style="list-style-type: none"> 夜間における屋外施設利用者の安全確保のため、適切に LED 照明設備を設置すること。 灯数及び点灯方式は事業者の提案によるものとする。 外灯の仕様及び色彩は、市及び五本松公園の設計者と調整し、可能な限り子ども未来館敷地内の他外灯に合わせた意匠のものを採用すること。
サイン	<ul style="list-style-type: none"> 新たに整備した車両道路から出入が適切にできるよう敷地内の案内板等を整備すること。内容や設置場所等については、まちづくり支援拠点施設で既に整備されているものと調和がとれた仕様とすること。 その他サインの要求水準は「2 (2) キ (イ) サイン計画」を確認すること。

<p>車両道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市道手城水呑幹線から車両が事業対象地内にアクセスしてまちづくり支援拠点施設内の敷地に設置された駐車場にシームレスにつながる車両動線を整備すること。 ・まちづくり支援拠点施設で既に整備されている舗装や幅員等と整合した仕様とすること。 ・交通渋滞が起こらないように配慮すること。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・五本松公園内に公園内で使用する電気の分電盤を設置するため、市及び五本松公園の設計者と協議し、所定の位置（五本松公園内）まで地中埋設配管で配線・配管を設置すること。市は、リニューアル後の五本松公園に必要な電気容量として 75kw（単相 45kw、動力 30kw）を想定している。ただし、最終的な必要電気容量は市及び五本松公園の設計者と調整することとし、必要電気容量は変更可能性があり、事業者は余裕を持った計画とし、対応可能なようにすること。

3 展示計画に関する要求水準

(1) 常設展示の基本方針

子ども未来館が取扱う様々なテーマに対して、子ども未来館利用者の興味に応じて自由に学び考え、誰もが直感的に分かりやすい楽しい体験を通じて、興味・関心・好奇心を喚起する展示を展開する。

(2) 展示手法の考え方

先進的な技術や普遍的な技術を活用したインタラクティブな展示（創造型、参加型）や没入感を有する展示（没入型）を望ましい展示手法とし、展示をより効果的に伝えるため、コミュニケーションの配置や解説ツアー等を開催する。なお、展示手法を組み合わせることも可能とする。

ア 創造型

展示を通して作品を製作する等、体験者の反応や選択を展示物とは違う形で表現することができる展示を展開する。作品を持ち帰る等、一過性の体験ではなく継続的な学びのきっかけとなる場を提供する。

イ 参加型

体験者の反応や選択に応じて展示が変化するなど、展示に参加するようなインタラクティブな体験を提供する。展示に入り込みやすくなるよう、一定程度閉鎖された空間利用とする。

ウ 没入型

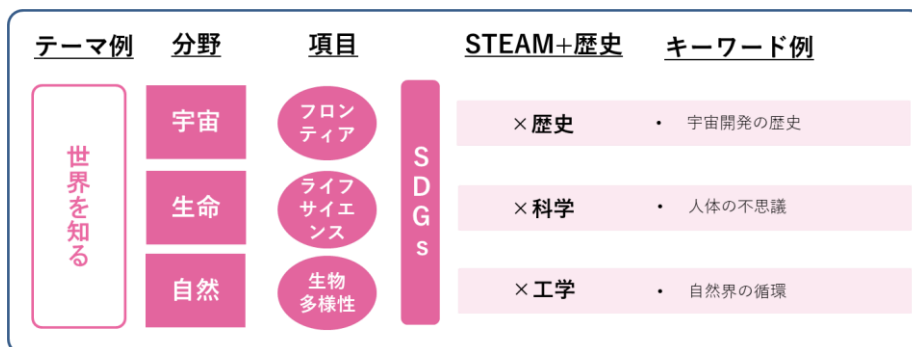
宇宙・天文・自然等の様々な分野における日常目にするのでできない映像を高精細かつイマーシブ構造（曲面型や多面体型など）の大型LEDビジョンなどにより提供する。

没入感のある映像体験により優れた学習効果を得られる展示とする。

こどもから大人まで楽しめる映像・音声コンテンツを制作のほか、プラネタリウムの代替となるようなコンテンツも制作し、学校連携事業の学習プログラムで使用する。

(3) 展示対象とする分野・項目

子ども未来館では、“STEAM 教育”分野を扱いながら、同時に未来を考えるうえでの大切な視座を与える要素として“歴史”の視点を取り入れる。基本計画で例示した分野と項目をベースとし、分野は3つ程度のテーマに分類したうえで、STEAM+歴史の視点から、展示に関するキーワードを設定する。



子ども未来館の基本理念や目標像を踏まえて、発展性が高く未来社会に関連する最新の分野を主に取り扱うこととする。

基本計画で例示した分野と項目によるテーマやキーワードの考え方を次に示す。テーマやキーワード、具体的な展示内容は、事業者の提案によるものとする。なお、基本計画で例示した分野と項目は、柔軟に解釈し、適宜変更や追加可能とする。

展示対象とする分野・項目は、子ども未来館利用者のニーズ等を踏まえて、運営期間中に市と協議のうえ、変更可能とする。

●：重要なキーワード例

テーマ例	分野	項目	キーワード例
世界を知る 未来を見つめる 生活を彩る など	宇宙 生命 自然 情報 都市 暮らし 健康	フロンティア ライフサイエンス 生物多様性 地球 AI 仮想空間 インフラ モビリティ ロボティクス 医学 ウェルネス スポーツ 防災	●宇宙開発の歴史 ●人体の不思議 ●自然界の循環 ●気象現象 ●数の不思議 ・ミクロの世界 ・生物系分布 ・ロボティクス研究 ・人工超知能 ・高度交通システム ・スマートシティ ・拡張現実スポーツ ・暮らしの安全確保 ・医療技術開発 など

※ テーマやキーワードは設定の参考であり、子ども未来館の展示構成を定めたものではない。

(4) 展示物の企画及び製作に関する要求水準

(ア)	展示内容は「(1) 常設展示の基本方針」及び「(2) 展示手法の考え方」を参照して決定し、展示の目的を達成する（事象を分かりやすく伝える）ために最適な手法を用いて展示物を企画及び製作すること。
(イ)	類似した展示の単調な配列にならないよう、各展示の展示手法と配置を十分吟味すること。それに伴って各展示の演示手法に軽重を付けることは差し支えないので、事業者の判断によって重点的に扱う展示分野を選択し、より工夫を凝らした手法で演出すること。
(ウ)	先進的な技術（デジタル）だけでなく、普遍的な技術（アナログ）もバランス良く取り入れ、長期的な視点で陳腐化しにくい展示を展開すること。
(エ)	子ども未来館の展示の代表となるような、独自性のある展示物を数点程度製作して効果的に配置すること。
(オ)	展示内容は科学的な裏づけが明確であるものとし、正しい内容かどうか最新の科学的知見に照らして検証してあること。有識者に監修してもらうことが望ましい。
(カ)	メインターゲットだけでなく、未就学児や大人でも楽しく学べるような展示や直感的に操作できる展示を計画すること。
(キ)	ターゲット層、利用時間帯、季節などによって変化する子ども未来館利用者のニーズを的確に捉えた計画とすること。
(ク)	展示設計段階における最新技術や分野が供用開始時には技術進化により陳腐化するリスクを想定し、供用開始段階で最新技術や分野の展示となるように予算等を確保等することで対応すること。（例：最新の研究により明らかになった内容を展示物への反映、天文等のリアルタイム・ライブ性のある情報を扱う展示内容の反映、ソフトウェアのバージョン・モデル更新等） なお、展示物等に最新技術や分野を反映したことにより、利用者用解説シートや展示設計図面等、付随して反映すべきものに対しても反映すること。
(ケ)	誤使用による事故を防止するため、運營業務従事者によるガイドや適切な使い方の表示を行うこと。
(コ)	展示物の角はR処理を施し、安全性に配慮すること。
(サ)	展示物は耐久性に考慮した仕様とすること。特に、実際に触れて操作・体験できるハンズオン展示は長期使用を想定し十分な耐久性を確保すること。
(シ)	常設展示室全体を効果的に用いて演出効果を高めること。
(ス)	ユニバーサルデザインやアクセシビリティの考え方を踏まえたガイドラインを作成し、運營業務従事者へ共有するとともに、未就学児や未就学児を連れた家族、身体障がい者、車いす利用者、高齢者、外国人等、多様な利用者を考慮して、展示物の演示手法、内容及びその解説について計画すること。
(セ)	各展示につき、子ども未来館利用者用解説シートを作成し、必要に応じ展示室内に配置すること。

(ソ)	サイエンスショーやワークショップでは、聴覚に障がいのある方も安心して楽しめるよう音響設備と連動した補聴システム（例：ヒアリンググループ（磁気誘導グループ）など）を導入すること。
(タ)	すべての展示の解説書を1冊にまとめた書籍を作成すること。なお、書籍を物販・飲食スペースにて販売することも可能とし、事業者が展示リニューアルを実施する場合には、その内容を書籍に反映すること。なお、事業者以外が展示リニューアルを実施する場合においても当該事業者に協力すること。
(チ)	各展示の機能仕様書及び取扱説明書には、運營業務従事者が展示内容を詳しく理解するための解説を添えること。
(ツ)	展示室に入室した際に受ける印象、子ども未来館利用者の動線、各展示物での滞留時間等を考慮したうえで展示を配置すること。
(テ)	展示物の更新期間中においても、更新対象外の展示物については、利用できるような計画とすること。
(ト)	適宜休憩スペースを設置すること。

(5) メインコンテンツに関する要求水準

(ア)	子ども未来館利用者の知的好奇心を喚起し、子ども未来館を象徴する目玉となるメインコンテンツとして、高精細かつイマーシブ構造（例：局面型や多面体型など）の大型LEDビジョンを整備すること。
(イ)	大型LEDビジョンは60㎡程度のサイズとし、高い没入感と圧倒的な迫力のある映像演出ができる寸法や整備場所、運用方法を提案すること。なお、60㎡は1つとして使用するだけでなく、分割した合計面積が60㎡でも良いこととするが、極端に分散して配置することは認めない。
(ウ)	提案する鑑賞方法に適したLEDチップのピッチ数とすること。1m程度の至近距離からの鑑賞を想定する場合には、LEDチップのピッチ数は1mm以下とすること。
(エ)	LEDチップのチップ寸法は200μm以下とし、4-in-1相当の多色チップを使用すること。
(オ)	屋内使用のため、輝度は500～600nits程度とすること。
(カ)	リフレッシュレートは3,840Hzに対応していること。
(キ)	映像送色ビット深度は、8ビット以上とし、色域（ITU BT-2020 カバー率）は80～90%程度とすること。
(ク)	視野角（水平／垂直）は160度／160度以上とすること。
(ケ)	LEDパネル及び電源、受信カードの予備を全体数の5%以上、常備しておくこと。
(コ)	1㎡当たり113万ピクセル以上の超高解像度映像をかくつきなくシームレスに再生できること。

(サ)	360度映像やパノラマ映像等を大型LEDビジョンに正確にマッピングし、提案する位置から見てゆがみのない投影ができること。
(シ)	大型LEDビジョン、音響、照明等を一元管理し、制御可能とすること。
(ス)	年間保守、緊急時に対応できる体制を構築すること。
(セ)	緊急発生時には、早急にオンサイト対応ができるようにすること。
(ソ)	早期復旧のため、リモートによるシステム状況の把握ができること。
(タ)	提案する大型LEDビジョンの仕様に対して適切なメンテナンス方法を選択し、メンテナンスのための空間を設けること。
(チ)	事業者は、大型LEDビジョンを用いた展示コンテンツとして、プラネタリウムの代替になるようなコンテンツを制作し、学校連携事業（一日学習／半日学習）の学習プログラムで使用する。このほか、こどもから大人まで楽しめる映像・音声コンテンツを1件以上制作すること。これら2件以上の映像・音声コンテンツは、使用する事業内容や時期、開催中の企画展示事業等に応じて適宜入れ替え、子ども未来館利用者の学びの促進に資する運用を行うこと。
(ツ)	大型LEDビジョンを用いた学習プログラムの実施に当たっては、生徒等が着座した状態で安全かつ快適に鑑賞できる観覧環境を確保すること。なお、空間の有効活用に配慮し、可動式の椅子、簡易ベンチ、床座対応のマット等、柔軟に配置と撤去が可能な観覧環境を確保できる計画とすること。また、学校団体の利用を想定し、一定規模の児童・生徒が同時に着座して鑑賞できる収容性及び安全性に配慮した配置計画とすること。

4 設計・整備業務

(1) 業務区分

設計・整備に当たり必要な業務は、次のとおりである。

設計に係る業務	事前測量・調査業務（市が提示した調査以外に事業者が必要とする場合）
	施設整備に伴う各種申請等業務（建築確認申請等）
	市が行う交付金等申請の協力業務
	ステークホルダーとの協働・調整業務
	建築基本設計・実施設計業務
	ブリッジ基本設計・実施設計業務
	展示計画・製作業務
建設に係る業務	建設業務
	工事監理業務
	備品の調達・設置業務
	施設の引渡し業務
	その他施設整備業務の実施に伴い必要となる業務

(2) 事前測量・調査業務

事業者は、自らの提案により必要となった測量、地質、電波障害対策調査等、各種調査業務を、自らの責任において、必要な時期に適切に行うこと。

事業者は調査に先立ち調査概要及び日程等を記載した事前調査計画書を市に提出し、市の承諾を得ること。

(3) 施設整備に伴う各種申請等業務

各種申請等業務に関しては、事業者は設計等の内容について、市が要求する性能を満たし事業者の提案内容に適合するものであることを市に承諾を得たうえで、各種業務を行うこと。また、建築確認申請等、建築工事に伴う各種許認可取得及び関係機関協議の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施し、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。

(4) 市が行う交付金等申請の協力業務

事業者は、市が実施する交付金及び地方債等の申請等に必要な資料の作成を支援すること。なお、現時点で想定しているものは次のとおりであるが、追加や変更等の可能性があることに留意すること。

(ア)	地域未来交付金（地域未来推進型）拠点整備事業
(イ)	地域未来交付金（地域未来推進型）インフラ整備事業

(5) ステークホルダーとの協働・調整業務

事業者は、選定後に引き続き設計・整備するに当たってステークホルダー等（自治会町内会や小中学校、障がい者団体等とし、対象は事業者提案）と協働・調整のための協議や説明会等を実施し、その意見を必要に応じて設計内容等に反映することとするが、反映すべき内容はステークホルダー等の意見を踏まえて、市と事業者との協議等によって決定する。なお、市と事業者の役割分担は次のとおりとする。

	市	事業者
1)調整すべきステークホルダーの選定		●
2)ステークホルダーとの日程・場所調整	▲	●
3)ワークショップや説明会等の資料作成		●
4)ワークショップ・説明会等の開催・運営※1	▲※2	●
5)ステークホルダーからの意見を設計内容等へ反映		●

※1 ワークショップ・説明会等では、事業者は設計意図のレクチャーを各立場（意匠設計、構造設計、展示設計等）からレクチャーしたうえで、意見を伺うこと。その意見の方法（ワークショップ形式、個別対話方式など）は事業者提案とする。

※2 市はワークショップや説明会等を開催するに当たっての運営補助を実施する。

(6) 建築基本設計・実施設計業務

ア 業務の対象範囲

別添資料4「事業対象地の位置図」を対象範囲とし、事業者の責任において建築基本設計及び建築実施設計、その他付随する業務を行うものとする。なお、ブリッジ基本設計、実施設計、展示計画は本業務に含めない。

イ 設計体制と責任者の配置

事業者は、建築設計業務を総合的に管理できる建築設計業務の設計責任者と建築設計担当技術者、電気設計担当技術者、機械設計担当技術者及び構造設計担当技術者を配置すること。責任者と担当技術者の要件は以下に定める。なお、設計業務期間中において、設計責任者もしくは担当技術者を事業者が変更する場合もしくは、市が著しく不相当とみなした場

合、事業者は速やかに適正な措置を講じ市の承諾を得ること。

設計責任者	一級建築士の資格を有しており、資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者であること。
建築設計担当技術者	主担当となる技術者は、一級建築士の資格を有しており、資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者であること。
電気設計担当技術者	主担当となる技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有しており、資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者であること。
機械設計担当技術者	主担当となる技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有しており、資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者であること。
構造設計担当技術者	主担当となる技術者は、構造設計一級建築士の資格を有しており、資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者であること。

ウ 提出物

設計業務着手前、業務期間中、業務完了後のそれぞれにおいて、次の資料を市に提出し確認を得ること。

a) 設計業務着手前

(ア)	・ 設計責任者の通知書
(イ)	・ 担当技術者（建築設計・電気設計・機械設計・構造設計）の通知書
(ウ)	・ 業務計画書等
	業務方針書
	業務工程表
	業務組織計画（担当技術者名簿、業務分担表、経歴者含む）
	使用する主な図書及び基準
	連絡体制等
(エ)	・ 現地調査計画書
(オ)	・ 現地調査報告書

b) 設計業務期間中

(ア)	・ 打合せ記録簿
-----	----------

c) 設計業務完了後

(ア)	・設計計算書	
	負荷容量計算書（受電設備、発電機選定書）	
	熱負荷計算書	
	性能選定書	
	幹線サイズ計算書等	
(イ)	・設計図	
(ウ)	・積算書	
	工事積算数量算出書	
	工事積算数量調書	
(エ)	・見積検討資料（例：メーカー等の見積書、パンフレットやカタログ等の製品資料）	
(オ)	・関係官庁届出書類	
(カ)	・設計概要説明書	
(キ)	・自主検査記録（設計業務受注企業により実施）	
(ク)	・完了検査記録	
(ケ)	・市による完了確認検査記録	
	・以下を作成し、市に提出し確認を得ること。	
	設計計算書	各種設計計算書
	設計図	建築設計図、機械設備設計図、電気設備設計図
積算書	工事積算数量算出書、工事積算数量調書、見積検討資料等の必要な積算書、RICIB2 データ	
(コ)	・その他、屋外施設の整備（五本松公園整備によるものも含む）に係り必要となる図面や計算書等	

エ 設計業務期間中の留意事項

設計業務期間中は以下を留意し、設計業務を進めること。

(ア)	・事業者は、設計業務の遂行に当たり、市と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。その際ヒアリングシートを作成し、市と各諸室について協議すること。
(イ)	・事業者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、市の監督職員と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
(ウ)	・事業者は、業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。なお、進捗管理については事業者の責任において実施すること。
(エ)	・市は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。

(オ)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）や日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行する。
(カ)	<ul style="list-style-type: none"> 必要となる関係官庁への許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き（建築基準法第5条の6に規定される工事監理者を含む）等は、事業者により実施すること。
(キ)	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計図面及び実施設計図面を各設計完了時に市に提出し、確認を得ること。
(ク)	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計は、工事の実施に向けて工事費内訳書を作成するために十分な内容とする。また、建設工事着手後に実施設計図面等の変更を行う場合に作成する設計図面も同様の内容とする。
(ケ)	<ul style="list-style-type: none"> 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
(コ)	<ul style="list-style-type: none"> 市が市議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合は、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
(サ)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設を取り巻く環境の変化や法令等の変更によって、市の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。
(シ)	<ul style="list-style-type: none"> 五本松公園の基本設計及び詳細設計（子ども未来館外構 A も含む）を 2026 年度に開始する予定であることから、適宜、事業者は市並びに五本松公園の設計者と連携を図りながら、対象施設だけではなく周辺施設も含めて一体的な視点を持ったうえで設計に取り組むこと。
(ス)	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事の積算は、公共建築工事積算基準に基づいて行うこと。 建築工事費積算内訳書は、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が提供する営繕積算システム「RIBC2」又はこれと互換性を有するシステムにより積算し、市が提供する内訳名称ファイル等使用して作成すること。

オ 検査業務

事業者は自主検査、完了検査、完了確認検査を実施すること。

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、自ら、又は設計業務を受注する企業による自主検査を実施し、検査結果の確認を行うこと。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、前記の自主検査完了後、設計図の完了検査を行い、速やかに検査結果を市に報告すること。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、前記の完了検査を実施後、建設業務に着手する前までに、市の完了確認検査を受けること。その際、完了確認検査を円滑に実施するために、設計概要説明書を作成し、これをもって市に設計概要を説明すること。なお、完了確認検査の指摘事項は建設業務の着手前までに修正を完了させること。

※ 市の完了確認検査については、「福山市測量・建設コンサルタント等業務検査要綱」に準じる。

(7) ブリッジ基本設計・実施設計業務

ア 業務の対象範囲

事業者の責任においてブリッジ基本設計及びブリッジ実施設計、その他付随する業務を行うものとする。

イ 設計体制と責任者の配置

事業者は、ブリッジ設計業務を総合的に管理できるブリッジ設計業務の設計責任者と設計担当技術者を配置すること。責任者と担当技術者の要件は以下に定める。なお、設計業務期間中において、設計責任者もしくは担当技術者を事業者が変更する場合もしくは、市が著しく不適当とみなした場合、事業者は速やかに適正な措置を講じ市の承諾を得ること。

ブリッジ設計責任者	一級建築士又は技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有しており、資格取得後3年以上の実務経験を有する者であること。
ブリッジ設計担当技術者	主担当となる技術者は、ブリッジの詳細設計の担当者としての従事実績を有する者であること。

ウ 提出物

設計業務着手前、業務期間中、業務完了後のそれぞれにおいて、次の資料を市に提出し確認を得ること。

a) 設計業務着手前

(ア)	・設計責任者の通知書
(イ)	・担当技術者の通知書
(ウ)	・業務計画書等
	業務方針書
	業務工程表
	業務組織計画（担当技術者名簿、業務分担表、経歴者含む）
	使用する主な図書及び基準
	連絡体制等
(エ)	・現地調査計画書
(オ)	・現地調査報告書

b) 設計業務期間中

(ア)	・打合せ記録簿
-----	---------

c) 設計業務完了後

(ア)	・ブリッジ設計図書	
	設計説明図	
	ブリッジ位置図	
	ブリッジ一般図	
	線形図	
	構造一般図	
	構造詳細図（上部工、下部工、基礎工）	
仮設工詳細図		
(イ)	・設計計算書	
(ウ)	・工事手順書	
(エ)	・全体行程表	
(オ)	・積算書	
	工事積算数量算出書	
	工事積算数量調書	
(カ)	・見積検討資料（例：メーカー等の見積書、パンフレットやカタログ等の製品資料）	
(キ)	・関係官庁届出書類	
(ク)	・自主検査記録（設計業務受注企業により実施）	
(ケ)	・完了検査記録	
(コ)	・市による完了確認検査記録	
	・以下を作成し、市に提出し確認を得ること。	
	設計計算書	各種設計計算書
	設計図	各種ブリッジ設計図書
積算書	工事積算数量算出書、工事積算数量調書、見積検討資料等の必要な積算書、RIBC2 データ	

エ 設計業務期間中の留意事項

設計業務期間中は以下を留意し、設計業務を進めること。

(ア)	・事業者は、設計業務の遂行に当たり、市と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。その際ヒアリングシートを作成し、市と各仕様について協議すること。
(イ)	・事業者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、市の監督職員と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

(ウ)	・事業者は、業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。なお、進捗管理については事業者の責任において実施すること。
(エ)	・市は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。
(オ)	・必要となる関係官庁への許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き（建築基準法第5条の6に規定される工事監理者を含む）等は、事業者により実施すること。
(キ)	・基本設計図書及び実施設計図書を各設計完了時に市に提出し、確認を得ること。
(ク)	・実施設計は、工事の実施に向けて工事費内訳書を作成するために十分な内容とする。また、建設工事着手後に実施設計図書の変更を行う場合に作成する設計図面も同様の内容とする。
(ケ)	・図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
(コ)	・市が市議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合は、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
(サ)	・公共施設を取り巻く環境の変化や法令等の変更によって、市の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 検査業務

事業者は自主検査、完了検査、完了確認検査を実施すること。

(ア)	・事業者は、自ら、又は設計業務を受注する企業による自主検査を実施し、検査結果の確認を行うこと。
(イ)	・事業者は、前記の自主検査完了後、設計図の完了検査を行い、速やかに検査結果を市に報告すること。
(ウ)	・事業者は、前記の完了検査を実施後、施工業務に着手する前までに、市の完了確認検査を受けること。その際、完了確認検査を円滑に実施するために、設計概要説明書を作成し、これをもって市に設計概要を説明すること。なお、完了確認検査の指摘事項は施工業務の着手前までに修正を完了させること。

※ 市の完了確認検査については、「福山市測量・建設コンサルタント等業務検査要綱」に準じる。

(8) 展示計画・製作業務

ア 業務の対象範囲

事業者は、常設展示室内を基本とした子ども未来館を対象範囲とし、事業者の責任において展示計画、展示製作、その他付随する業務を行うものとする。

イ 設計体制と責任者の配置

事業者は、展示計画・製作を総合的に管理できる展示計画・製作業務の責任者と担当者を配置すること。責任者と担当技術者の要件は以下に定める。設計業務期間中において、展示計画・製作責任者もしくは展示計画・製作担当者を事業者が変更する場合もしくは、市が著しく不適当とみなした場合、事業者は速やかに適正な措置を講じ市の承諾を得ること。

展示計画・製作責任者	公共施設の美術館、博物館、科学館その他これらに類する施設の展示計画・製作業務において、責任者としての従事実績を有する者であること。
展示計画・製作担当技術者	主担当となる技術者は、公共施設の美術館、博物館、科学館その他これらに類する施設の展示計画・製作業務において、担当者としての従事実績を有する者であること。

ウ 提出物

計画・製作業務着手前、業務期間中、業務完了後のそれぞれにおいて、次の資料を市に提出し確認を得ること。

a) 展示計画・製作業務着手前

(ア)	・展示計画・製作責任者の通知書
(イ)	・展示計画・製作担当技術者の通知書
(ウ)	・業務計画書等
	業務方針書
	業務工程表
	業務組織計画（担当技術者名簿、業務分担表、経歴者含む）
	使用する主な図書及び基準
	連絡体制等

b) 展示計画・製作業務期間中

(ア)	・打合せ記録簿
-----	---------

c) 展示計画業務完了後

(ア)	・ 展示概要書（展示コンセプト、展示ストーリー、分野、手法、体験内容など）
(イ)	・ 展示物設計図面（ゾーニング・動線計画図、平面図、展開図、内装仕上表、造作図、展示什器図、照明・コンセント設備図、映像音響設備図、映像コンテンツ図など）
(ウ)	・ 数量算出書、見積検討資料（例：メーカー等の見積書、パンフレットやカタログ等の製品資料）、展示物製作費予算内訳書、RIBC2 データ（適用可能な範囲内）
(エ)	・ 展示製作の概略工程計画

d) 展示製作業務期間後

(ア)	・ 展示物製作図面一式
(イ)	・ 製作コンテンツデータ
(ウ)	・ 機器操作説明書、保証書、予備品、業者連絡リスト等
(エ)	・ 自主検査記録（計画・展示製作受注企業により実施）
(オ)	・ 完了検査記録
(カ)	・ 市による完了確認検査記録

エ 展示計画・製作業務期間中の留意事項

展示計画・製作業務期間中は以下を留意し、展示計画・製作業務を進めること。

(ア)	・ 事業者は、計画・製作業務の遂行に当たり、市と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。その際ヒアリングシートを作成し、市と展示の仕様について協議すること。
(イ)	・ 事業者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、市の監督職員と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
(ウ)	・ 事業者は、業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。なお、進捗管理については事業者の責任において実施すること。
(エ)	・ 市は、計画・製作業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。
(オ)	・ 事業者は、本業務の遂行に当たっては、建築及びブリッジ基本設計・実施設計業務、建設業務及び工事監理業務の責任者及び担当者との連絡・調整を十分に行うこと。
(カ)	・ 必要となる関係官庁への許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き（建築基準法第 5 条の 6 に規定される工事監理者を含む）等は、事業者により実施すること。
(キ)	・ 展示物設計図面、展示物製作図面を各設計・製作完了時に市に提出し、確認を得ること。

(ク)	・ 図面、数量算出書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
(ケ)	・ 市が市議会や市民等に向けて展示内容に関する説明を行う場合は、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
(コ)	・ 公共施設を取り巻く環境の変化や法令等の変更によって、市の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 検査業務

事業者は自主検査、完了検査、完了確認検査を実施すること。

(ア)	・ 事業者は、自ら、又は計画・製作業務を受注する企業による自主検査を実施し、検査結果の確認を行うこと。
(イ)	・ 事業者は、前記の自主検査完了後、展示物計画図面、展示物製作図面の完了検査を行い、速やかに検査結果を市に報告すること。
(ウ)	・ 事業者は、前記の完了検査を実施後、製作業務に着手する前までに、市の完了確認検査を受けること。その際、完了確認検査を円滑に実施するために、展示製作概要説明書を作成し、これをもって市に展示物製作概要を説明すること。なお、完了確認検査の指摘事項は製作業務の着手前までに修正を完了させること。

(9) 建設業務

ア 対象業務

別添資料4「事業対象地の位置図」を建設対象範囲とし、事業者の責任において施工、その他付随する業務を行うものとする。展示製作は含まないものとするが、建設業務に準じた対応をすること。

建設業務の着手に当たっては、確実に設計業務が完了した後に取り掛かるものとし、設計業務の内容について市の承諾がない段階での建設業務着手を禁止する。

建設工事は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）、市から承諾を得た設計図書に基づき行うこと。

イ 施工実施体制

事業者は、建設業務を総合的に監理できる建設業務の施工責任者と建築施工担当技術者、電気施工担当技術者、機械施工担当技術者及びブリッジ施工技術者を配置すること。なお、設計業務期間中において、設計責任者もしくは担当技術者を事業者が変更する場合もしく

は、市が著しく不相当とみなした場合、事業者は速やかに適正な措置を講じ市の承諾を得ること。

施工責任者	建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者であり、専任であること。 現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができること。
各施工担当技術者	主担当となる技術者は、建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者であること。ただし、下請契約の請負金額が建設業法で定める金額以上になる場合は、監理技術者とする。

ウ 提出物

建設業務着手前、業務期間中、業務完了後のそれぞれにおいて、次の資料を市に提出し確認を得ること。また、資料等は、市ホームページにある建設工事請負契約約款に基づく様式等を使用すること。

a) 建設業務着工前

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工責任者の通知書 ・ 現場代理人及び主任技術者等指名届
(イ)	・ 担当技術者（建築、電気、機械、ブリッジ）の通知書
(ウ)	・ 実施工程表
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書
	品質、施工管理、安全等に関する事項
	仮設計画書
	搬入、搬出計画書
(オ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要資材購入先名簿 <p>使用する主要資材について、当該資材の調達前に主要資材購入先名簿を作成し、市に提出して確認を得る。</p> <p>主要資材購入先名簿の提出、市による確認を得た後、使用する主要資材について、当該資材の調達前に納入仕様書を作成し、市に提出して確認を得る。</p>
(カ)	・ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書
(キ)	・ コリンズ（受注登録）
(ク)	・ 建設副産物処理計画書（コブリス）
(ケ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請通知書
	施工体制台帳の写し
	施工体系図の写し

	下請契約の契約書等の写し
	技術者の資格者証、雇用の分かる書類の写し
(コ)	・ 建築施工図
(サ)	・ 電気設備施工図
(シ)	・ 機械設備施工図
(ス)	・ ブリッジ施工図

b) 建設業務中

(ア)	・ 納入仕様書
(イ)	・ 建築施工図
(ウ)	・ 電気設備施工図
(エ)	・ 機械設備施工図
(オ)	・ ブリッジ施工図
(カ)	・ 月次報告書
	工事日報
	工事写真
	月間行程表
	打合せ記録簿等

c) 建設業務完了後

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図（建築、電気、機械、ブリッジ） <p>施工業務完成時に各施工図に基づき、工種ごとの竣工図を作成し、市に提出して確認を得る。なお、竣工図の構成及び報告媒体は別途協議することとし、必要に応じて施工図で作成した図面等を含める。</p>
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器完成図 <p>供用開始に当たり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等をまとめた機器完成図書を作成し、市に提出して確認を得る。</p>
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験運転記録
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱説明書
(オ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事写真 <p>工事写真は、工事を行うか所（各室、主要機器類の設置場所等）について、施工前、施工中、施工後を提出する。また、完成後に外部から確認できない主要な部分（天井内隠ぺい部、土中埋設部等）についても同様に提出する。</p>
(カ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理報告書（マニフェスト、コブリス）

(キ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付属品（リスト含む） <p>施工業務完了時に付属品を納品する。また、納品する付属品について、付属品リストを作成し、市に提出する。なお、付属品の納品場所については、事前に市又は各運営団体と協議する。</p>
(ク)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸官庁届出書類（検査済証含む）
(ケ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コリンズ（竣工登録）
(コ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主検査記録（建設業務受注企業により実施）
(サ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間検査記録
(シ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による完成検査記録
(ス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市による完成検査記録
(セ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引渡し検査記録
(ソ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完成通知書 <p>各種検査・完成図書の完了後、工事完成通知書を作成し、市に提出する。</p>

エ 建設業務期間中の留意点

(7) 事前調査・施工前説明中

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業務における事前調査は、必要に応じ実施すること。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査等・着工に先立ち、周辺市民との調整等を十分に行い、理解を得て、工事の円滑な進行と近隣の安全を確保すること。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業務の実施に当たり近隣（光学区の町内会等）への説明を行うこと。なお、必要に応じて庁内説明会への同席等もすること。
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、問題があれば適切な処置を行うこと。

(4) 工事施工中

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対応を行うこと。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万が一、周辺地域に悪影響を与えた場合は、事業者の責任において苦情等処理すること。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事から発生した廃棄物等は、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
(オ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する住宅や、道路、公園等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。

(カ)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように適切に処理を行うこと。
(キ)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事により周辺地域に水枯れ・汚染等の被害が発生しないよう留意するとともに、万が一発生した場合には、事業者の責任において対応を行うこと。
(ク)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、工事施工中に第三者の身体、財産に損害を与えた場合に、その損害に対する補償を行う第三者賠償責任保険に、自らの負担により加入すること。
(ケ)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めるものとする。
(コ)	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の手扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとする。
(サ)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を市に報告する。
(シ)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
(ス)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。
(セ)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を市に毎月報告するほか、市から要請があれば建設業務の事前説明及び事後報告を行うこと。
(ソ)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、本業務の遂行に当たっては、建築及びブリッジ基本設計・実施設計業務、工事監理業務及び展示計画・製作業務の責任者及び担当者との連絡・調整を十分に行うこと。
(タ)	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年（令和12年）1月1日中には供用開始可能な状態とし、同年1月中に余裕を持って供用開始すること。
(チ)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中におけるPRについて、周辺市民のみならず、将来の子ども未来館利用につなげるための工夫を提案すること。
(ツ)	<ul style="list-style-type: none"> ・福山市週休2日運用工事実施要領に準じた工事を実施すること。
(テ)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の自家用電気工作物を保守管理する者を配置すること。
(ト)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地への騒音を考慮し、「第16対象施設」で示す子ども未来館外構Bの裏側の道路（732-7公衆用道路）から工事用車両を出入りしないこととし、工事に伴う主な出入口は市道水呑手城幹線を想定している。 ・なお、事業対象地と市道水呑手城幹線はレベル差があるため、進入路などの準備工事等に伴い子ども未来館外構Bの裏側の道路（732-7公衆用道路）を一定期間のみ使用する場合には、市と協議すること。

オ 施工ヤードの使用可能範囲

本事業の施工ヤードの使用可能範囲は、五本松公園やエフピコアリーナふくやま、福山市総合体育館公園を想定しているが、次の点に留意すること。

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 五本松公園及び福山市総合体育館公園は都市公園であることから、施工ヤードとして使用する際は設置管理許可や占用許可が必要であり、その費用は免除しない。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> 五本松公園の設計及びリニューアル工事は、2026年度から開始する予定であり、可能な限り、本事業と同時期に供用開始ができるよう、リニューアル工事に配慮した段階的な施工ヤード計画を提案すること。 五本松公園の手順は、五本松公園の設計が2026年度から開始し、2027年度から本事業のヤードとして使用していないか所は直営にてリニューアル工事を開始、本事業の施工が完了し、子ども未来館の試運転期間や指定管理の準備期間に本事業のヤードとして使用していたか所を直営にてリニューアル工事を行うことで、子ども未来館の供用開始と同時期に五本松公園の供用開始を想定しているが、事業者提案や五本松公園の設計内容により変更可能性がある。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> エフピコアリーナふくやま及び福山市総合体育館公園の一部を施工ヤードとして使用する際には、各施設の管理者と協議のうえ、一般利用の安全及び既存動線等に配慮したヤード範囲とすること。なお、福山市総合体育館公園の地盤高等は、別添資料19「福山市総合体育館公園の図面」を参照すること。 エフピコアリーナふくやま北側出入口の車両の出入りを阻害しないこと。

カ 検査業務

事業者は自主検査、中間検査、完成検査、引渡し検査を実施すること。

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、工事部分完了ごとに、工事完了後速やかに自ら、又は建設業務を受注する企業による自主検査を実施し、検査結果の確認を行うこと。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、「福山市工事検査規定」に準じて市による中間検査を受けること。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、前記の自主検査完了後、工事部分完了ごとに完成検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、市は必要に応じて検査に立会うことができる。
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、「福山市工事検査規定」に準じて市による完成検査を受けること。
(オ)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、前記の完成検査を実施後、引渡しまでに市の引渡し検査を受けること。なお、引渡し検査の指摘事項は、引渡しまでに是正工事を完了させ、是正報告書を書面にて市に提出して確認を得る。

なお、自主検査に当たり以下を考慮し実施すること。

(7) シックハウス対策の検査

事業者は、次の「(イ)事業者による自主検査」に先立って子ども未来館におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告する。測定は事業者の整備する備品の設置が終わった段階で行うこと。

(ア)	・事業者は、次の「(イ)事業者による自主検査」に先立って子ども未来館におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告する。測定は事業者の整備する備品の設置が終わった段階で行うこと。
(イ)	・測定値が、厚生労働省が示す「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について」(薬生発 0117 第 1 号)に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、引渡し検査までに是正措置を講じること。

(イ) 事業者による自主検査

(ア)	・事業者は、事業者の責任及び費用において、竣工検査及び機器・器具・整備備品等の試運転検査等を実施すること。
(イ)	・自主検査及び機器・器具・整備備品等の試運転検査等の実施については、それらの実施日の 14 日前までに市に書面で通知すること。
(ウ)	・市は事業者が実施する自主検査及び機器・器具等の試運転に立会うことができる。

(10) 工事監理業務

事業者は、一級建築士の資格を有しており、資格取得後 3 年以上の実務経験を有する工事監理責任者(建築基準法第 5 条の 6)を設置し、次の業務を行うこと。工事監理責任者は設計責任者と兼務できない。

(ア)	・事業者は、業務実施前に工事監理責任者や業務内容、スケジュール等を記載した業務計画書を作成し、市の承認を得ること。
(イ)	・事業者は、工事監理の状況を「工事監理報告書(月報)」にて毎月市に定期報告し、市の要請があったときには随時報告を行うこと。
(ウ)	・工事監理業務は「民間(旧四会)連合協定・建築管理業務委託書」に示される業務とすること。
(エ)	・事業者は、工事検査後に業務完了報告書を作成し、市に提出すること。

(11) 備品の調達・設置業務

本要求水準書及び別添資料 20「事業者が購入する備品一覧」に記載する備品を子ども未来館の引渡し日までに調達・設置すること。

設置する備品は購入によるものを基本とし、市の指定する備品台帳を作成して市に提出すること。また、備品台帳に登載されている備品については、市の指定する備品シールを貼付すること。

(12) 施設の引渡し業務

竣工確認完了後、市は必要な竣工図書一式と鍵の受け渡しをもって、事業者より本施設の引渡しを受ける。

市は、子ども未来館の引渡日に所有権を取得する。事業者は、市が行う表示登記及び保存登記の申請に協力すること。なお、施設の引渡し後から供用開始までの間における維持管理業務等は事業者が実施すること。

開業準備業務を子ども未来館内で実施する場合は、以下に示すとおり対応すること。

引渡し前	子ども未来館の引渡し前における、子ども未来館内での開業準備業務の実施は、子ども未来館の引渡しの 2 か月前から可能とする。なお、使用する場合の鍵等の取扱いは施工者と調整して実施し、子ども未来館内で開業準備業務を実施する期間中も施設所有者賠償責任保険に加入すること。
引渡し後～ 供用開始前	鍵を市から借りて開業準備を行うこと。子ども未来館内で開業準備業務を実施する期間中も施設所有者賠償責任保険に加入すること。

第3 開業準備業務に関する要求水準

1 基本事項

(1) 業務の目的

事業者は、子ども未来館の開館が円滑かつ効果的に遂行できるよう、供用開始日までの間に次の項目のほか、必要な準備業務に取り組むものとする。

市は事業者の有するプロモーション能力や企画力により、利用者の子ども未来館に対するイメージや価値を高めるとともに、開館が広く周知されることにより、開館時に多くの利用者で賑わうことを期待している。

(2) 業務の範囲

開業準備業務として、次の業務を実施することを予定している。

(ア)	維持管理・運営業務の事前準備業務
(イ)	機運醸成業務
(ウ)	開業準備期間中における人材育成業務
(エ)	外部ネットワークの構築・活用業務
(オ)	開業式典の実施に係る業務

(3) 業務計画書の作成・提出

事業者は、業務実施に当たり、要求水準書及び提案書を基に、市と協議のうえ、業務計画書を作成し、業務開始1か月前までに市に提出し、確認を受けること。

(4) 業務報告書の作成・提出

事業者は、開業準備業務に関する月報、四半期報及び年度総括報を業務報告書として作成し、市に定期的に提出すること。

2 維持管理・運営業務の事前準備業務

(1) 業務内容

開館後に維持管理・運営業務を円滑に実施できるように、業務マニュアルの作成等の必要な準備を行う。

(2) 要求水準

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用開始前の準備として、以下に例示するようなマニュアルを作成し、市の承認を得たうえで、維持管理・運営業務従事者等に周知徹底を図ること。なお、例示したマニュアル以外にも、市が求めるマニュアルや事業者が必要と判断するマニュアルについて作成し、市の承認を得ること。事業者が市の承認を受けた後にマニュアルを改訂する場合は、市と協議のうえ承認を得ること。 	
	施設管理運営マニュアル	各業務の実施方法、時期、留意事項等
	個人情報保護マニュアル	使用許可等の利用者の個人情報の取扱い方法、管理方法等
	安全管理マニュアル	急病人・けが人等の対応、災害発生時の対応方法等
	各種備品管理・使用マニュアル	備品の管理・使用方法等
	展示物管理・使用マニュアル	展示物の管理・使用方法等 ※機器操作説明書と連動させること。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来館の引渡しから開業開始までの期間において発生する維持管理・運営業務は、開業準備業務として実施すること。また、その業務内容及び水準は「第4 維持管理業務に関する要求水準」「第5 運営業務に関する要求水準」に準拠すること。 	

3 機運醸成業務

(1) 事前広報業務

ア 業務内容

事業者は、事前に子ども未来館の開館をより多くの人に PR するとともに、開館後の集客につながる広報活動を行う。

イ 要求水準

(ア)	<ul style="list-style-type: none">子ども未来館の開館を事前周知するための各種 PR 業務（クラゲ館を含む。）を行うこと。実施方法については、パンフレット等の作成、一般メディア等への記事掲載・広告掲載、SNS 掲載、ホームページの作成、市広報等への記事掲載、説明会等の開催、内覧会等の開催、プレイベントの開催等を想定しているが、これに限らず効果的な PR を行うこと。
(イ)	<ul style="list-style-type: none">パンフレット等の作成、一般メディア等への記事掲載・広告掲載等、事業者主体で実施する広報業務は、そのデザインや作成部数、作成時期、実施方法等について提案するとともに、契約後、市と協議を行うこと。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none">供用開始日前に、子ども未来館のホームページを作成、開設すること。開設時期は事業者に委ねるものとする。なお、ホームページ及び館内ネットワークは福山市役所内ネットワークとは別の場所に構築し、福山市企画財政局企画政策部未来館設置準備室や所管課等の関連ページから外部リンクで接続すること。
(エ)	<ul style="list-style-type: none">ホームページ等のウェブサイトから有料区域（常設展示室等）への入館予約ができる仕組みを構築するとともに、そのシステムの保守、管理、運用を行うこと。入館料についても同サイト上での決済は必要に応じて設定すること。また、利用状況の分析等を行い、継続的にサービス向上に努めること。
(オ)	<ul style="list-style-type: none">ホームページ上で子ども未来館の貸館利用状況が確認できるような仕組みを構築すること。
(カ)	<ul style="list-style-type: none">子ども未来館のホームページからまちづくり支援拠点施設やエフピコアリーナふくやま等の周辺施設のサイトに外部リンクで接続できるようにすること。
(キ)	<ul style="list-style-type: none">ホームページは、年齢や IT リテラシーを問わず誰でも直感的に操作できるようにユーザーインターフェースに配慮すること。
(ク)	<ul style="list-style-type: none">子ども未来館のイメージや理念を象徴するロゴマーク及びロゴタイプのデザインを製作すること。子ども未来館のホームページやパンフレット、案内表示、グッズ等にも展開できるような汎用性が高く印象に残るデザインとすること。
(ケ)	<ul style="list-style-type: none">具体的な実施内容は「第 52(4) ウ マーケティング・広報普及事業」も参照し、発信手段や発信頻度、発信内容、発信開始時期を提案すること。

(2) 開業準備期間中における多様な人々の参画の仕組み構築・活動実施

ア 業務内容

事業者は、開業準備期間から多様な人々が子ども未来館のパートナーとして参画し活躍できる仕組みを構築し、子ども未来館での活発な交流や持続的な施設運営を行う。なお、具体的な業務内容及び実施期間等は事業者提案とすること。

4 開業準備期間中における人材育成業務

運営期間中における本業務については「第53(1)人材育成、ネットワーク形成事業に関する業務」において記載しているが、開館後に円滑に本業務を行うに当たっては、開業準備期間からの取り組みが必要である。人材育成、ネットワーク形成について着手するとともに、開館に向けた人材の育成やアウトリーチ事業への活用等について行うこと。

(1) 開業準備期間中における業務従事者の育成

ア 業務内容

事業者は、開業後、維持管理・運営業務を円滑に実施できるように、業務従事者の雇用、教育・研修等の育成を行う。

イ 要求水準

(ア)	<ul style="list-style-type: none">・開館するまでの間に、維持管理・運営業務統括責任者、運営業務統括責任者及び各部門運営責任者を配置し、従業者に対して業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客対応等、業務上必要な事項について教育訓練を行い、開館後の円滑な運営体制を確立すること。また、個別業務を第三者に再委託する場合には、事業者の責任においてこれを行うこと。・なお、維持管理・運営業務統括責任者、運営業務統括責任者及び各部門運営責任者は、供用開始後も同一の者とする。
(イ)	<ul style="list-style-type: none">・従業者に対する教育訓練の内容や教育訓練を開始するタイミングについて、各従業者の役割に応じた適切な提案すること。

(2) ボランティア構築・養成

ア 業務内容

事業者は、開業前からボランティアの仕組みを構築し、開館時に機能できるよう、育成活動を行う。開館後のボランティアの主導的な立場になる人材についても育成する。

イ 要求水準

(ア)	・事業者はボランティア組織を構築し、事務局を設置するとともに、募集、管理、研修等の業務を行うこと。育成対象とする人材や育成プログラム、育成期間について具体的に提案すること。
(イ)	・多くの人が自発的・積極的に子ども未来館の運営に参加できるような工夫を提案すること。
(ウ)	・ボランティア保険に加入すること。
(エ)	・市はボランティアの募集に当たって、市媒体（ホームページ等）における広報について協力する。
(オ)	・ボランティアを天文、展示解説、アウトリーチ等の分野で組織を分けることについては事業者の提案によるものとする。
(カ)	・ボランティアへの謝礼や昼食代等の支払いについては、事業者の提案によるものとする。
(キ)	・ボランティアの館外活動についても、積極的に取り組むこと。

5 外部ネットワークの構築・活用業務

(1) 業務内容

子ども未来館においては、企業や学校、大学、研究機関、市内外の美術館・博物館、大型商業施設など、市内を中心とした幅広い施設・機関とのネットワーク構築を図り、そのネットワークを活かした広報活動や共同事業等を展開する。

また、市内外で活躍し、幅広く支援してくれる個人や団体とのネットワークづくりを行い、アウトリーチ活動や各種イベント開催、調査・研究など、多岐に渡る分野で子ども未来館の活動をサポートしてもらえる体制を構築する。

事業者においては、事業者選定後、可能な限り速やかに、外部ネットワークの構築に着手し、事前準備としての枠組みの構築作業等に着手する。

(2) 要求水準

(ア)	・外部ネットワーク連携の具体的な事業計画について提案し、提案内容に応じた協力・連携等を仰ぎ、ネットワーク側からの提案や協力要請を行う等、双方の具体的連携について協議すること。
(イ)	・外部ネットワークとの情報交換を行い、事業者側はネットワーク側のイベント活動等を発信すること。
(ウ)	・お互いにサポートしあえる連携を行うこととし、子ども未来館及び各種団体実施事業の情報共有・相互発信等、すぐにでも実施できる事業については可能な限り早期に実施すること。
(エ)	・開業後の事業展開を踏まえた連携先や連携目的を提案すること。

6 開館式典の実施に係る業務

(1) 業務内容

記念式典及びセレモニー(テープカットやくす球イベント等を含む)を企画し、実施する。

開館式典及び内覧会の実施の後、招待者でない市民も参加できる開館記念イベントを実施する。

(2) 要求水準

(ア)	・開館時の記念式典及び開館記念イベントの内容や開催場所、周知方法等について提案すること。
(イ)	・事前に企画案・実施計画を市に提出し、市の承認を得たうえで実施すること。
(ウ)	・招待者の選定については市の指示に従うこと。
(エ)	・内覧会では、子ども未来館内の各所にを配置し、子ども未来館の説明を行うとともに、安全管理及び誘導を行うこと。また、効果を高めるために、利用体験やデモンストレーション等を実施すること。

第4 維持管理業務に関する要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

業務範囲は、事業者が整備する公共施設とする。

(2) 業務の内容

維持管理業務として、次の業務を実施することを予定している。

(ア)	建築物等保守管理業務
(イ)	建築設備等保守管理業務
(ウ)	屋外施設保守管理業務
(エ)	環境衛生管理業務
(オ)	清掃業務
(カ)	備品保守管理業務
(キ)	警備業務

(3) 業務期間

本施設の供用開始日から、2039年（令和21年）3月31日まで維持管理業務を実施すること。

(4) 業務実施に当たっての基本方針

本事業の各施設において必要な業務を遂行するうえで支障がないように、また本施設利用者が安全かつ快適に使用できるように、建築物・建築設備、その他施設の性能及び状態を、常時適切な状態に維持管理すること。

なお、各業務は次の考え方にに基づき実施すること。

(ア)	・ライフサイクルコストの削減に努めること。
(イ)	・維持管理は、適正な時期に実施し、本施設の長寿命化に努めること。
(ウ)	・公共施設が有する機能及び性能等を保つこと。
(エ)	・省エネルギー、省資源に努めること。
(オ)	・創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
(カ)	・公共施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、本施設利用者の健康被害を未然に防止すること。
(キ)	・物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
(ク)	・環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めること。
(ケ)	・関係法令等を遵守すること。

(5) 業務の目的

本施設の供用開始から事業終了までの間、要求水準書及び事業契約書等に従い、公共施設の機能及び性能等を適正な状態に保ち、本施設利用者が安全かつ快適に利用できる品質、水準等を保持することを目的とする。

なお、市は、公共施設を地方自治法第 244 条に規定する公の施設とし、市の条例に基づき、公共施設の維持管理・運営業務を行う指定管理者として事業者を指定する予定であるが、議会の議決を得られない場合がある。

(6) 適用基準等

事業者は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁宮繕課監修（最新版）」を参考とし、維持管理業務を実施すること。

その他、維持管理業務の実施に当たり必要な関係法令、技術基準等を遵守すること。

(7) 維持管理業務計画書の作成・提出

事業者は、維持管理業務の実施に先立ち、業務区分ごとに実施体制、実施内容、実施スケジュール等の必要な事項を記載した「維持管理業務計画書」を市に提出し、承諾を得ること。また、毎事業年度、前年度の 2 月までに、実施内容及び実施工程等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した「維持管理業務年間計画書」を市に提出し、承諾を得ること。

なお、「維持管理業務計画書」及び「維持管理業務年間計画書」を変更する場合も同様とする。

(8) 維持管理業務体制の届出

事業者は、実施体制及び次に示す維持管理業務従事者を「維持管理業務計画書」に定め、

市に報告すること。

なお、維持管理業務従事者等を変更する場合も同様とする。

維持管理業務従事者等は、業務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者を配置すること。

ア 維持管理・運営統括責任者

維持管理・運營業務全般を総合的に把握し、市及び関係機関等との調整を行う者とする。

維持管理・運営統括責任者は常駐する必要はないが、緊急時には速やかに子ども未来館に到着できる体制とすること。なお、事業統括責任者と兼務可能とする。

イ 維持管理責任者

維持管理の各業務の管理等を行う者とする。

各維持管理責任者は、必要に応じて関係官庁等への報告及び届出を、また、緊急時の関係機関への連絡等を行うこと。

ウ 維持管理担当者

維持管理の各業務を行う者とする。

(9) 事業報告書の作成・提出

ア 事業報告書の作成・提出

事業者は、毎年度終了後 60 日以内に維持管理・運營業務に関する事業報告書を作成し、市に提出すること。

報告書の記載内容等については、「第 5 1 (9)事業報告書の作成・提出」を確認すること。

イ 維持管理業務報告書の作成・提出

事業者は、維持管理業務に関する維持管理業務報告書（日報、月報、四半期報及び年度統括報）を作成し、定期的に提出すること。

(10) 非常時・災害時の対応

事業者は、安全管理に係る業務として事故防止に努め、事故及び災害発生時に備え、緊急時の対応、防犯対策及び防災対策について、安全管理マニュアルを作成し、従事者に研修を行うとともに、周知徹底を図ること。

ア 事故防止・発生時の対応

事業者は、事故の発生の有無について記録し、市に報告しなければならない。本施設利用者に急な病気やけが等が発生した時には、適切に対応するとともに、事故発生時の状況と対応について詳細に記録し、直ちに市に報告を行うこと。

事故等発生時の責任分担は次のとおりとする。

事業者の責任	・設計、施工、維持管理又は運営に起因して生じた事故、損害、施設の不具合その他トラブルは、事業者が当該責任を負う。
市の責任	・市の指示等その他市の責めに帰すべき事由により生じた事故、損害その他のトラブルは、市が当該責任を負う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計整備段階の不可抗力により生じた損害等は、損害合計額のうち設計整備段階の事業者提案額（施設整備契約に記載する事業委託料）の100分の1は事業者が負担し、100分の1を超える額は市が負担する。 ・維持管理・運営段階の不可抗力により生じた損害等は、費用負担について市と事業者での協議のうえ、決定する。 ・利用者又はその他第三者の行為による事故、損害その他トラブルは、当該利用者又は第三者の責任とする。ただし、市又は事業者の過失がある場合はその限りでない。 ・市と事業者の双方に帰すべき事由がある場合は、責任の程度に応じて分担する。

イ 災害発生時の対応

非常時・災害時の対応は、次のとおりとする。

(ア)	・事故・災害等への対応については、あらかじめ市と協議のうえ、マニュアルを作成すること。
(イ)	・事故・災害等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、市及び関係機関に通報すること。また、子ども未来館に設置する防災諸設備の機器を取り扱うとともに、各種警報機器の点検を怠ることなく日頃から火災等の未然防止に努めること。
(ウ)	・市に災害対策本部が設置された場合など、市と連携した災害対応等を行うこと。
(エ)	・子ども未来館において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、初動の措置を講じ、市及び関係機関に通報すること。
(オ)	・事故・災害等を想定した救助訓練を実施し、緊急時に適切な処置を行えるように日頃から訓練しておくこと。市が実施する防災・避難訓練等については、市の指示に従って行うこと。
(カ)	・気象状況による警報発令時には速やかに本施設の安全確認及び確保を行うこと。

(11) 費用の負担

維持管理業務の実施に係る必要な資機材及び消耗部品等は、事業者が負担すること。

また、維持管理業務の実施に係る光熱水費は事業者負担（業務対価による市からの支払い）とする。

(12) 保険

事業者は、維持管理期間中に第三者の身体、財産に損害を与えた場合に、その損害に対する補償を行う施設所有者賠償責任保険に、自らの負担により加入すること。なお、対象や補償金額は事業者提案によるものとする。また、施設所有者賠償責任保険以外にも想定されるリスクに対して適切な保険等に加入すること。なお、子ども未来館の火災保険は防火管理者である市で加入する。

(13) 個人情報の保護及び秘密の保持

事業者は、業務を実施するに当たって知り得た市民等の個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失、又は、毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。また、業務に従事する者、又は、従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に利用しないこと。

なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らさないこと。

2 要求水準

(1) 建築物等保守管理業務

ア 業務内容

日常（巡視） 保守点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して観察し、異常を感じたときには正常化に向けた措置を行うこと。 		
定期保守点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が正常な状況にあるかどうか、測定等により建築物等の状態を確認し、建築物等の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに建築物等の各部位を常に最良な状態に保つこと。 		
法定点検	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第 12 条及び福山市建築基準法施行細則の規定に基づき、建築物の点検を行うこと。 ・目視点検のほか、測定値により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定の上、点検表に記録するとともに建築物の各部位を常に最良な状態に保つための措置を行うこと。 		
クレーム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・申告等により発見された不具合の修理を行うこと。 ・クレーム、要望、情報提供等に対し、迅速な判断により対処すること。 ・クレーム等発生には現場調査、初期対応等の措置を行うこと。 		
修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕等を行った場合は、その内容が分かるように、日時、範囲、工法、使用材料等を写真等により記録しておくこと。 ・なお、大規模修繕については含まない。大規模修繕の具体例を以下に示すが、大規模修繕に該当するかは、建築物修繕措置判定手法（建設大臣官房官庁営繕部監修）を参考として市と協議のうえ、決定する。 <p>■大規模修繕の具体例</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁仕上げの広範囲の改修 ・屋上防水の広範囲の改修 ・外壁シーリングの広範囲の打替え ・躯体の広範囲の補修 ・床や天井、壁の仕上げの広範囲の改修 </td> <td style="text-align: right;">等</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁仕上げの広範囲の改修 ・屋上防水の広範囲の改修 ・外壁シーリングの広範囲の打替え ・躯体の広範囲の補修 ・床や天井、壁の仕上げの広範囲の改修 	等
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁仕上げの広範囲の改修 ・屋上防水の広範囲の改修 ・外壁シーリングの広範囲の打替え ・躯体の広範囲の補修 ・床や天井、壁の仕上げの広範囲の改修 	等		
緊急修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設利用者・不審者の故意・過失で生じた破損に関して、必要に応じて緊急修繕業務を行うこと。 		

イ 要求水準

内壁、外壁 (柱を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上材や下地における浮き・剥落・ひび割れ・破損・変色・錆付き・腐食・チョーキング・エフロレッセンス等の防止及び発生時の補修を行うこと。
床	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上材や下地における浮き・剥れ・ひび割れ・腐食・極端な磨耗等のないようにすること。 ・各スペースの特性に応じた使用に支障のないようにすること。 ・フローリング部分は定期的にワックス等によりメンテナンスを講ずること。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水のないようにすること。 ・ルーフトレイン及び樋にゴミ等が溜まっていなく、正常に機能するようにすること。
天井	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上材や下地における浮き・剥落・脱落・ひび割れ・破損・変色・錆付き・腐食・チョーキング等の防止及び発生時の補修を行うこと。
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の水密性・気密性・断熱性・遮音性が保たれるようにすること。 ・各部にひび割れ・破損・変形・仕上げの変色・劣化・錆付き・腐食・結露やカビの発生・部品の脱落等が起きないようにすること。 ・開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動するように維持すること。
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障・危険を及ぼすことのないようにすること。 ・仕上材・手摺等に破損・変形・緩み等がないようにすること。
手摺等	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐらつき、ささくれ等がないこと。

(2) 建築設備等保守管理業務

ア 業務内容

運転・監視	<ul style="list-style-type: none"> ・諸室の用途、気候の変化、本施設利用者の快適性等を考慮に入れて、各設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。 ・運転時期の調整が必要な設備に関しては、市と協議のうえ、運転期間・時間等を決定すること。 ・各設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去もしくは適切な対応を取ること。
-------	--

法定点検	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第 12 条及び福山市建築基準法施行細則の規定に基づき、建築設備の点検を行うこと。 ・その他各設備の関連法令の定めにより、点検を実施すること。 ・点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合には、保守、修繕等の適切な方法により対応すること。 										
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行うこと。 ・点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、保守、修繕等の適切な方法により対応すること。 										
劣化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化等について調査・診断・判定を行い、保守、修繕等の適切な方法により対応すること。 										
故障・クレーム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・申告やクレーム等により発見された軽微な故障の修理を行うこと。 ・クレーム、要望・情報提供等に対し迅速な判断により対処すること。 ・故障、クレーム発生時には現場調査・初期対応・処置を行い、必要に応じ速やかに市に報告すること。 										
修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・更新する際、更新対象設備の最新機種を調査し、市に導入を提案すること。 ・なお、大規模修繕については含まない。大規模修繕の具体例を以下に示すが、大規模修繕に該当するかは、建築物修繕措置判定手法（建設大臣官房官庁営繕部監修）を参考として市と協議のうえ、決定する。 <p>■大規模修繕の具体例</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・空調機の全面更新</td> <td>・ボイラー本体更新</td> </tr> <tr> <td>・受水槽更新</td> <td>・旧排水管の系統全面更新</td> </tr> <tr> <td>・受変電設備更新</td> <td>・非常用発電機更新</td> </tr> <tr> <td>・分電盤全面更新</td> <td>・幹線ケーブル全面更新</td> </tr> <tr> <td>・太陽光設備更新 等</td> <td></td> </tr> </table>	・空調機の全面更新	・ボイラー本体更新	・受水槽更新	・旧排水管の系統全面更新	・受変電設備更新	・非常用発電機更新	・分電盤全面更新	・幹線ケーブル全面更新	・太陽光設備更新 等	
・空調機の全面更新	・ボイラー本体更新										
・受水槽更新	・旧排水管の系統全面更新										
・受変電設備更新	・非常用発電機更新										
・分電盤全面更新	・幹線ケーブル全面更新										
・太陽光設備更新 等											

イ 要求水準

電灯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての照明、コンセント等が常に正常に作動するように維持すること。 ・破損、腐食、その他の欠陥がないよう維持し、必要に応じて取り替えること。
------	--

動力設備・受変電設備・自家発電設備	<ul style="list-style-type: none"> すべての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく完全に作動するよう維持すること。 識別が必要な機器については、常に識別が可能な状態を維持すること。 自家用電気工作物の保安管理をすること。ただし、保安管理する範囲については、まちづくり支援拠点施設管理者及び公園緑地課と協議の上、決定すること。
通信	<ul style="list-style-type: none"> すべての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に作動するよう維持すること。 バックアップが必要なものについては、適切に処置すること。
飲料水の供給・貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> すべての配管、バルブ、蛇口等が確実に取り付けられ、清潔であること。 すべての設備が完全に機能し、漏水がない状態に維持すること。
排水	<ul style="list-style-type: none"> すべての溝、汚水管、雑排水、雨水管、下水溝、ゴミトラップ等は、漏れがなく、腐食していない状態を維持すること。 すべての排水が障害物に邪魔されずスムーズに流れ、トラップ枳に悪臭がないように維持すること。
給湯	<ul style="list-style-type: none"> すべての配管、温水器、貯蔵タンク、ヒーター、ポンプ、バルブ、蛇口、その他の機器がしっかりと固定され、空気、水、煙の漏れが一切ない状態を維持すること。 すべての制御装置が機能し、効率が最大になるよう正しく調整すること。
空調・換気・排煙	<ul style="list-style-type: none"> すべてのバルブ、排気管、その他の機器が完全に作動しながら、温度・風量等が正しく調整されるようにすること。 すべての制御装置が機能し、正しく調整されていること。
エレベーター設備	<ul style="list-style-type: none"> すべて必要時に適切に作動するようにすること。 監視装置は常時、正常に作動するようにすること。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> すべての防災設備が正常に作動するよう維持管理すること。
事前精算機、QR割引券発券機	<ul style="list-style-type: none"> 本事業において設置した駐車場の事前精算機1台及びQR割引券発券機2台の保守、修繕等を実施すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 設備や備品の交換・追加に伴う業務対象の追加、仕様書の変更等が生じた場合には、それを適切に維持管理計画に反映させたいうで、前記要求水準に応じた保守管理を行うこと。

(3) 屋外施設保守管理業務

ア 業務内容

施設の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑かつ快適に行われるよう、各施設について、点検・維持・保守・修繕・更新を行うこと。なお、大規模修繕については含まない。

イ 要求水準

屋外施設全般	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館の玄関周り、敷地案内等の公共性の高い場所・設備は日常的に清掃・美観を保つこと。
駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場の利用環境を維持するため、乱雑駐輪の整理整頓、区画内への誘導、通路・避難動線の確保を行うこと。 放置自転車等が疑われる場合の対応は、標識の付与、記録(写真等)、連絡・移動・保管等の手順を実施すること。
ブリッジ全般	<ul style="list-style-type: none"> ブリッジは、5年に1度、道路橋定期点検要領、横断歩道橋定期点検要領(国土交通省)に基づき定期点検を実施すること。なお、維持管理・運営期間の最終年にも定期点検を実施し、引継ぎ書に記載すること。 エレベーターは定期点検及び法令点検を行うこと。 修繕等を行った場合は、その内容が分かるように、日時、範囲、工法、使用材料等を写真等により記録しておくこと。 維持管理範囲は、本事業で整備するブリッジの範囲とする。
外灯照明	<ul style="list-style-type: none"> すべての照明等が正常に作動するように維持すること。 破損、腐食、その他の欠陥がないよう維持し、必要に応じて取り替えること。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 状況と植物の種類に応じて適切な方法により施肥、灌水及び病害虫の駆除などを行い、植栽を良好な状態に保つこと。 樹木が折れたり倒れたりすることのないよう管理し、必要に応じて剪定を行うこと。 灌水に関しては、灌水が途切れることなく、年間を通じて毎日管理を行うこと。 植栽の管理において農薬の散布を行う場合、近隣の市民へ事前の周知など市民の生活環境に配慮すること。

埋設配管、側溝、暗渠、排水枡	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備、溝、水路等は、ごみ、泥、その他の障害物が外から入らないようにし、綺麗にしておくこと。 ・埋設配管は、点検口、枡、マンホール、弁室等の目視点検及び周辺の状況確認を行い、異常が疑われる場合は漏水の拡大防止及び二次被害防止のための応急措置（止水、立入規制、簡易排水等の一次対応）を行うこと。点検口、枡、マンホール等の内部及び周辺は、堆積物・土砂・ごみ等の除去により適切に清掃し、通水機能を確保すること。 						
修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕等を行った場合は、その内容が分かるように、日時、範囲、工法、使用材料等を写真等により記録しておくこと。 ・なお、大規模修繕については含まない。大規模修繕の具体例を以下に示す。大規模修繕に該当するかは、建築物修繕措置判定手法（建設大臣官房官庁営繕部監修）を参考として市と協議のうえ決定する。 <p>■大規模修繕の具体例</p> <table border="1" data-bbox="536 947 1366 1093"> <tr> <td>・駐車場の表層広範囲打替え</td> <td>・埋設配管等の系統更新</td> </tr> <tr> <td>・分電盤・制御盤の更新</td> <td>・植栽の広範囲の更新</td> </tr> <tr> <td>・ブリッジ床版広範囲の打替え</td> <td>・ブリッジ耐震補強工事 等</td> </tr> </table>	・駐車場の表層広範囲打替え	・埋設配管等の系統更新	・分電盤・制御盤の更新	・植栽の広範囲の更新	・ブリッジ床版広範囲の打替え	・ブリッジ耐震補強工事 等
・駐車場の表層広範囲打替え	・埋設配管等の系統更新						
・分電盤・制御盤の更新	・植栽の広範囲の更新						
・ブリッジ床版広範囲の打替え	・ブリッジ耐震補強工事 等						

(4) 環境衛生管理業務

ア 業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて、建築物環境衛生管理技術者を選任し、子ども未来館の環境衛生管理を行うこと。なお、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、施設が特定建築物に該当しない場合は、建築物環境衛生管理技術者の選任は不要とする。

イ 要求水準

(ア)	・年間管理計画及び月間管理計画を作成し、維持管理業務計画書に記載すること。
(イ)	・管理計画に従い、環境衛生管理業務を行うこと。
(ウ)	・管理計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定、検査、調査を実施して、その結果を評価すること。
(エ)	・測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善・変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、維持管理・運営業務統括責任者及び市に意見を報告すること。

(オ)	・管理計画のほか、測定、検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁等への報告書その他の書類を作成すること。
(カ)	・関係官公庁の立入り検査の際には、その検査に立会い、協力すること。
(キ)	・関係官公庁から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法を維持管理・運營業務統括責任者から市に報告すること。

(5) 清掃業務

ア 業務内容

(ア)	・本施設的环境・衛生を維持し、機能及び見た目においても快適な空間を保つこと。
(イ)	・できる限り業務及び本施設利用者の妨げにならないように清掃を実施すること。
(ウ)	・本施設利用者からの清掃に関するクレームが発生しないよう適切な業務を遂行すること。
(エ)	・業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に準拠し厳重に管理すること。
(オ)	・清掃か所の状況を踏まえ、日常清掃（日単位から週単位の短い周期で行う清掃）と定期清掃（月単位、年単位の長い周期で行う清掃）を組み合わせで行うこと。
(カ)	・清掃用具、洗剤等の資機材やトイレトペーパー等の衛生消耗品はすべて事業者の負担とすること。

イ 要求水準

施設清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・目に見えるごみ、ほこり、汚れがない状態を維持し、美しい環境を提供すること。 ・安全で衛生的な環境を提供すること。 ・清掃の必要が生じた場合は、速やかに対応すること。 ・満足度等の利用者調査の結果を反映させ、必要に応じ改善を行うこと。 ・子ども未来館内（建具も含む）、外壁、屋根は材質や仕上げに応じた適切な方法により清掃・保全を行い、劣化防止に努めること。 ・定期的に外壁及び外部建具の清掃、排水溝及びマンホール等の清掃を行うこと。 ・未来館らしさを演出する観点から、清掃ロボット等の先端的な機器の導入を提案することも可能とする。なお、導入に当たっては、
------	---

	清掃品質の確保、安全性、運用管理体制等に十分配慮すること。
害虫駆除業務	・関係法令に基づき、適切な方法でネズミ・ゴキブリ等の駆除を行うこと。
ごみ処理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・共用部のごみ箱は、満杯にならないよう定期的にチェックすること。 ・始業前には共用部にごみ・汚れがない状態にすること。 ・収集したごみは、ごみ集積場に運搬して市指定の方法により分別すること。 ・ごみ集積場は、衛生的に維持すること。

(6) 備品保守管理業務

ア 業務内容

備品、消耗品の管理や消耗品の発注・購入を行うこと。

イ 要求水準

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・常に子ども未来館利用者が備品を安全に使える状態を維持すること。 ・なお、購入する移動天文車、移動科学館車（リースは不可）も含める。
(イ)	・子ども未来館の運営上必要な備品を適宜整備し、管理を行うとともに、不具合の生じた備品については、速やかに市に報告すること。
(ウ)	・消耗品については、在庫を適切に管理し、不足がないようにすること。

(7) 警備業務

ア 業務内容

業務の対象となる施設全般を保全し、本施設利用者の安全を守り、サービスの提供に支障を及ぼさないよう、警備業法を遵守し、適切な防犯・防災警備を実施すること。

イ 要求水準

(ア)	・子ども未来館の用途・規模・開館時間・使用状況等を勘案して適切な警備計画を立て、犯罪・事故等の未然防止に努めること。
(イ)	・24時間、365日、子ども未来館の警備を行うこと。
(ウ)	・警備方法は、機械警備を原則とすること。機械警備に関する設備等は事務室に設置し、事業者が確認できるようにすること。
(エ)	・催し物開催時等には、子ども未来館利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること。

(オ)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校休業期間等、多くの利用者が見込める際には、出入口が混雑することが想定されるため、警備員を配置する等、混雑緩和に努めること。
(カ)	<ul style="list-style-type: none"> ・急病、事故、犯罪、火災等が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、直ちに現場へ急行し、適切な処置を行ったのち、維持管理・運営業務統括責任者を經由して、市及び関係機関に通報すること。子ども未来館内において異常を発見した場合にも、速やかに維持管理・運営統括責任者、市及び関係機関に連絡するなど、適切な初期対応を行うこと。
(キ)	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者・不審物を発見した場合には、警察への通報等、適切な処置を行うこと。

第5 運營業務に関する要求水準

1 基本事項

(1) 運営の基本方針（子ども未来館の目標像）

(ア)	子どもたちが最新の科学や技術に触れ、異なる価値観と出会う機会を創出する。好奇心や興味・関心を高め、探求するためのスイッチを入れる。
(イ)	子ども未来館での体験を通して興味・関心を持ったテーマについて、各自で探求を進められるようにサポートし、課題発見・解決能力を向上させる。
(ウ)	自分の考えや作品、プロジェクトの活動内容を発表できる場を作り、「自分の意見が受け入れられる」という成功体験を通じて、自己肯定感の醸成につなげる。
(エ)	異なる属性の人々との交流を通じて様々な知恵や価値観に触れ、視野を拓げていくための機会を提供する。また、学校や大学、企業、団体等と積極的に連携し、それぞれが持つ技術や知見に触れる機会を創出する。
(オ)	誰もが気軽に最新技術に触れられるように、子ども未来館全体において、最新技術かつ子ども未来館に適したデジタル技術やDXを導入する。

(2) 運営の基本施策

(ア)	子ども未来館らしい事業の持続のため、新しい知見を継続的に収集する。また、将来の事業活動に活かすため、子ども未来館の事業成果を蓄積していく。
(イ)	展示や活動プログラムを分かりやすく伝え、面白さを発見し、興味・関心や意欲を引き出し、様々な挑戦をサポートできる人材を配置する。
(ウ)	活発な交流や持続的な施設運営を行うため、多様な人々が子ども未来館のパートナーとして参画し活躍できる体制づくりや、ボランティア制度等を導入する。
(エ)	子ども未来館単体で完結するのではなく、子ども未来館がハブとなり、学校や大学、企業、団体、周辺施設等との連携を促進し、事業を活発化する。
(オ)	デジタル技術やDXの導入による効率的な運営体制を構築する。また、デジタル技術やDXの導入で得たデータ（例：利用者属性など）を、子ども未来館の魅力向上を目的として維持管理・運営に反映する。
(カ)	未来における実証実験の場等、常に未来に向けた新たな挑戦・実験の運営視点を持ち館の魅力・蓄積を向上させる。
(キ)	展示事業、活動事業及び連携・交流事業において、移築予定のクラゲ館を積極的に活用すること。

(3) 開館日及び開館時間

ア 開館日

開館日は火曜日（休館日）を除く平日及び土曜日、日曜日とする。なお、火曜日が祝日・振替休日の場合には開館日とし、翌日を休館日とする。なお、少なくとも次の期間は休館日を設定しないこととする。

春季休業期間	3月26日～4月7日
夏季休業期間	7月21日～8月24日
冬季休業期間	12月24日～1月6日 (ただし、年末年始の休館については別途協議)
その他大型連休期間	4月29日～5月6日

※ 2025年度（令和7年度）の福山市の市立小学校、中学校、義務教育学校の日程を参考にしたものであり、毎年度、実情に応じた対応を行うこと。

イ 開館時間

開館時間は、次の表を基本条件として、事業者の提案により、上限まで各諸室別に延長して設定することができる。延長を希望する場合は、子ども未来館利用者のニーズや利便性、収支を踏まえて提案すること。なお、セミナー室やライブラリーエリアを利用するために物理的に開館すべき諸室（例：オープンスペース）も午後8時まで開館すること。

また、延長については季節や多客期、学校休業期間を考慮して時期的に設定することも可能とする。その場合、事業者は設定を希望する日の6か月前までに市の承諾を得なければならない。

諸室区分	開館時間（基本条件）	上限（提案による）
セミナー室	午前9時～午後8時	午前8時30分～午後10時
ライブラリーエリア	午前9時～午後8時	午前8時30分～午後10時
前記以外	午前9時～午後6時	午前8時30分～午後10時

【参考】子ども未来館利用者用駐車場の利用可能時間

駐車場	利用可能時間
旧福山市体育館跡地及び五本松公園内	午前9時～午後8時
エフピコアリーナふくやま	24時間

※ いずれも、本事業における維持管理・運營業務従事者の通勤用駐車場として使用はできない。

(4) 総利用数見込み

基本展示、企画展示、活動プログラム、その他（無料区域の利用やアウトリーチ事業等を含む）の利用者の合計25万人を見込む。

事業期間の各年度の目標利用者数（KPI）及びその設定根拠について提案すること。

(5) 指定管理者制度（利用料金制）の導入

ア 指定管理者制度（利用料金制）の導入

市は、子ども未来館を公の施設とし、指定管理者制度（利用料金制）を導入して運営を行う。子ども未来館の設置及びその管理に関する事項、並びに指定管理者に関する事項については、子ども未来館の設置条例及び同条例施行規則（以下「本施設の設置条例等」という。）において定める。

イ 利用料金制度

利用料金の額については、市が条例で定める額の範囲内において、市長の承認を得て事業者が定める。事業者は（ア）に示す額を目安として入館料を提案すること。なお、社会情勢や収支計画等を踏まえて、当該金額の増減も提案可能とする。ただし、指定管理料は年間250,000,000円を上限とする。

また、子ども未来館の有効利用、利用促進、利便性向上等を考慮し、割引料金等を設定することができる。さらに、利用促進策として年間フリーパス券を導入すること。

貸室利用については、科学館主催事業及び市主催事業を優先したうえで利用の予定が無い日・時間帯に限り認めるものとし、業務内容については「第53(2)ホール貸出管理業務」を参照すること。事業者は（イ）に示す額を目安としてホール使用料を提案すること。なお、社会情勢や収支計画等を踏まえて、当該金額の増減も提案可能とする。ただし、指定管理料は年間250,000,000円を上限とする。

(7) 入館料

	通常料金	団体料金（20名以上） 通常料金の2割引き
一般料金、大学生	1,000円	800円
高校生	500円	400円
小中学生	300円	240円
未就学児	無料	無料

※ 備後圏域の小中学生（在住）は無料とする。なお、その無料の確認方法は事業者提案とし、市との協議のうえ決定する。

※ 備後圏域の小中学生（在住）以外の減免対象（例：福山市在住者）については、事業者選定後、市と協議のうえ決定する。

※ 年間フリーパス券の上限額は、通常料金×3回分程度の額とする。

(4) ホール使用料（貸室としての利用）

	使用料
ホール	3,000 円／時間

※ 今後、貸室時間や使用料は事業者提案を受けて変更する可能性がある。

※ 減免対象（例：福山市在住者）については、事業者選定後、市と協議のうえ決定する。

※ 利用料金上の付属設備及び貸出備品等については、事業者選定後、市と協議のうえ決定する。

(6) 運營業務計画書の作成・提出

(ア)	・事業者は、運營業務の実施に先立ち、業務区分ごとに実施体制、実施内容、実施スケジュール等の必要な事項を記載した「運營業務計画書」を運営開始 1 か月前までに市に提出し、承諾を得ること。
(イ)	・毎事業年度、実施内容及び実施行程等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した「運營業務年間計画書」を前年度の 2 月までに提出すること。
(ウ)	・子ども未来館内及び五本松公園等における事業者の自主事業の企画案を市に提出し、承諾を得ること。なお、提出時期については、市と協議のうえ決定することとする。
(エ)	・「運營業務計画書」及び「運營業務年間計画書」を変更する場合も、変更後の計画書を市に提出し、承諾を得ること。
(オ)	・事業者提案スペースやクラゲ館、設備・機材の貸出のほか、スポンサーシップ、寄附等の財源確保の取り組みについても提案可能とする。ただし、貸出に係る使用料は、事業者選定後、市と協議のうえ決定する。

(7) 運營業務体制の提出

事業者は、実施体制及び次に示す運營業務従事者を「運營業務計画書」に定め、市に報告すること。

なお、運營業務従事者等を変更する場合も同様とする。運營業務従事者等及びその他運營業務に従事する者は、業務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者を配置すること。

ア 運営統括責任者

運營業務全般を総合的に把握し、市及び関係機関等との調整を行う者とする。運営統括責任者は常駐することとする。

イ 各部門運営責任者

展示事業、活動事業、連携・交流事業、運営を支える事業、総務の各部門の責任者とする。各部門運営責任者は、必要に応じて関係官庁等への報告及び届出を、また、緊急時の関係機関への連絡等を行うこと。

ウ 各部門運営担当者

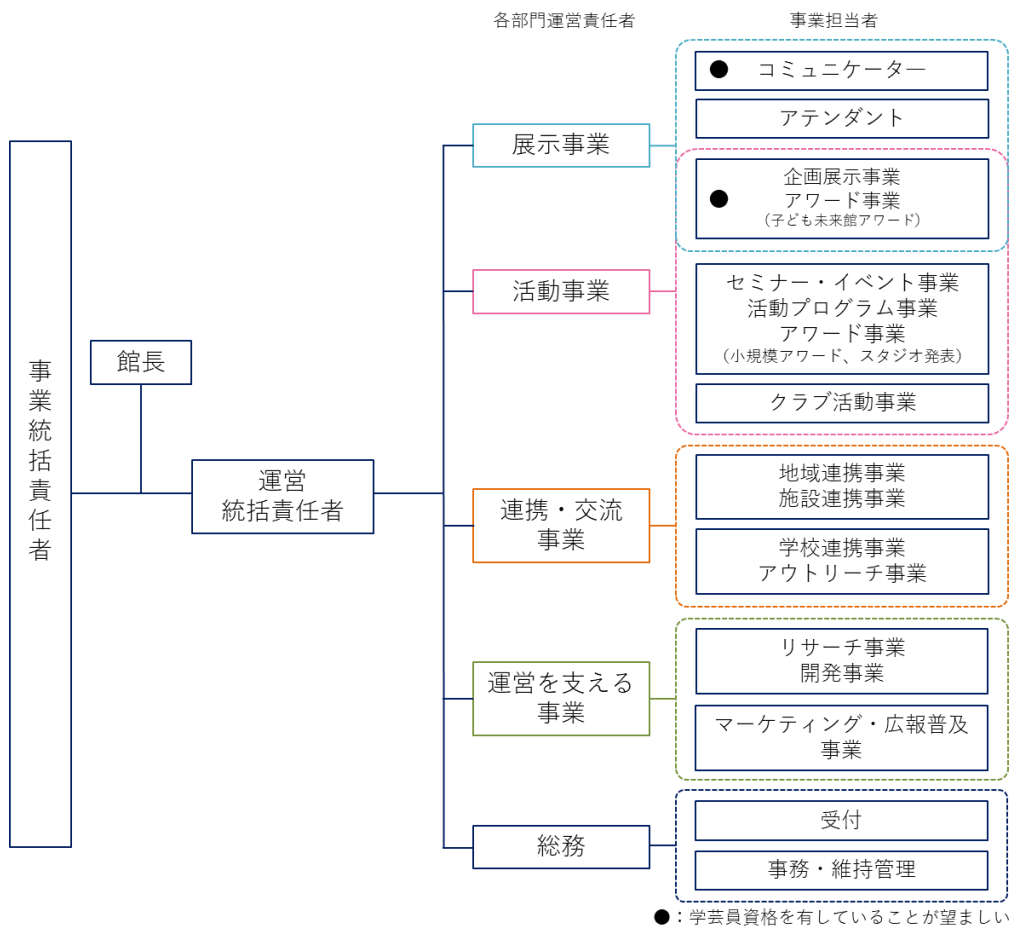
展示事業、活動事業、連携・交流事業、運営を支える事業、総務の各部門の運営を行う者とする。

(8) 運営体制

ア 運営従事者の配置

事業者は、充実した事業活動と利用者満足度の高い運営を持続的に行えるよう、次の表を要件とした運営体制を構築する。各業務を実施するポスト数及びその役割、どのような人材を配置するか、提案すること。また、必要に応じて、リーダー格の職務等を設定することとし、リーダー格等の条件については同表の条件等に照らして同等の条件を十分に満たすうえで、提案を求める。

なお、子ども未来館内での業務のローテーションや他施設との交流、多様な研修等により、継続的に運營業務従事者の能力・資質向上を図る。



職種	条件等
館長	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の意向を踏まえながら、子ども未来館の方向性について定めるとともに、特別企画展示誘致や科学関係機関との交渉・連携、企業や学校、団体との協議・調整等における責任者となる。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部ネットワークを有する者
運営統括責任者	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館の運営を統括する。また、市の意向も踏まえながら、子ども未来館の方向性について定めるとともに、特別企画展示誘致や科学関係機関との交渉・連携、企業や学校、団体との協議・調整等における責任者となる。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同規模の組織をマネジメントした経験がある者 市と密に連絡・調整ができる者

職種		条件等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営能力を有する者
展示事業	コミュニケーター	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来館利用者と接し、科学技術を分かりやすく伝え、面白さを発信する。また、興味・関心や意欲を引き出し、子ども未来館利用者が子ども未来館とより深く関わっていくことができるような様々なサポートを行いながら、「発見」から「創造」、「創造」から「発表」のステップへと導く。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知識をベースとしながら、利用者に科学技術を分かりやすく伝える力を有する者 ・ 科学コミュニケーターに関する養成課程を経た者又は実務経験がある者 ・ 学芸員資格を有していることが望ましい
	アテンダント	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来館利用者と接し、子ども未来館の案内や事業のサポート等を行う。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲への気配りや観察力に優れ、適切に対応できる者
	企画展示事業、アワード事業（子ども未来館アワード）	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画展示や巡回展示の共催・誘致において、他館等との協議・調整を行う。また、独自企画の企画展示を企画・運営する。 ・ 子ども未来館アワードを企画・運営する。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 話題性や社会の動向（トレンド）を的確に捉え、企画に昇華する力のある者 ・ 外部ネットワークを有する又は外部ネットワークを構築する力を有する者（他館等との調整） ・ 学芸員資格を有していることが望ましい
活動事業	セミナー・イベント事業、活動プログラム事業、アワード事業（小規模アワード・スタジオ発表）	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナー・イベントの企画・立案を行う。また、外部ネットワークを活用し、セミナー等の講師の調整を行う。 ・ 活動プログラムを企画・運営し、子ども未来館利用者への指導、サポートを行う。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部ネットワークを有する者又は外部ネットワークを構築する力を有する者（セミナー等の講師の調整） ・ 対話的指導力を有する者

職種		条件等
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズのあるプログラムを企画できる者
	クラブ活動事業	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動を企画・運営し、子ども未来館利用者への指導、サポートを行う。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動の分野に関する知識・経験がある者 ・専門的な知識をベースとしながら、利用者に科学技術を分かりやすく伝える力を有する者
連携・交流事業	地域連携事業、施設連携事業	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体や企業、研究機関と連携した事業を企画・運営する。 ・市内の公共施設や民間施設、国内外の科学館等と連携した事業を企画・運営する。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部ネットワーク構築のため、多様なステークホルダーと信頼関係を構築できる交渉力のある者 ・多様なステークホルダーと調整する能力に長けた者
	学校連携事業、アウトリーチ事業	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校カリキュラムに対応した学習プログラムを用意し、小・中学校の校外学習を想定した事業を企画・運営する。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備後圏域の小・中学校や教育委員会とのネットワークを有する者又はネットワークを構築する力を有する者 ・専門的な知識をベースとしながら、子ども未来館利用者に科学技術を分かりやすく伝える力を有する者
運営を支える事業	リサーチ事業、開発事業	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館にふさわしい最新情報や子ども未来館利用者のニーズリサーチ等を行う。また、リサーチ事業やデジタル技術・DXの導入により得たデータを基に、各事業を定期的に更新する。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新情報や利用者ニーズ等を事業内容に反映するノウハウ、経験のある者
	マーケティング・広報普及事業	<p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館の利用促進に向けて、マーケティングを行うとともに、子ども未来館の取組みや活動を市内外に積極的に発信し、認知度向上に取り組む。 <p>【条件等】</p>

職種		条件等
		<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館の魅力や情報を的確に視覚化し、媒体や目的に応じたデザイン感覚と編集力を有する者 SNS等のマーケティングのノウハウを有する者
総務	受付	【業務内容】 <ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館利用者に対する総合案内、館内放送による催し物等の案内、誘導等を行う。 【条件等】 <ul style="list-style-type: none"> 周囲への気配りや観察力に優れ、適切に対応できる者
	事務・維持管理	【業務内容】 <ul style="list-style-type: none"> 庶務、経理、人事管理を行う。 子ども未来館の維持管理を行う。

イ 責任者・担当者の選任

(7) 運営統括責任者

運営総括責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、他の各部門運営責任者からあらかじめ運営総括責任者代理として定めた人員を配置して、子ども未来館の開館時間中は常に配置できる計画とすること。

(4) 体制名簿

事業者は、配置人員に関する名簿を原則、運営業務開始の1か月前までに市に届け出て、市の承諾を得ること。また、人員に変更があった場合も同様とする。

(9) 事業報告書の作成・提出

ア 事業報告書の作成・提出

事業者は、毎年度終了後60日以内に、維持管理・運営業務に関する事業報告書を作成し、市に提出すること。なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。

事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく定期調査等の報告書を作成し、市に提出すること。なお、子ども未来館等が該当しない場合には、実施する必要はないものとする。

事業報告書は、以下に示す内容について必ず記載すること。

①	指定管理業務の実施状況及び利用状況
---	-------------------

②	利用料等の収入の実績
③	管理に係る経費の収支状況
④	自主事業の実施状況
⑤	その他管理の実態を把握するために市が必要であると認める事項

イ 運營業務報告書

事業者は、運營業務に関する運營業務報告書（日報、月報、四半期報及び年度統括報）を作成し、定期的に提出すること。

(10) 利用者分析

事業者は、子ども未来館の利用者数及び館内利用状況を定量的に把握し、運営改善に資するため、AIカメラ又はセンサー等を用いた人流計測・分析システムを導入する。事業者は、子ども未来館の利用者数として、常設展示室の利用者だけでなく、アウトリーチ事業やイベント等の館外で実施する事業を含めた本要求水準書に規定するすべての事業の利用者数を把握し、分析すること。

本システムは、入退館者数、ゾーン別混雑度、滞在傾向等を集計し、ダッシュボードにより可視化するとともに、月単位で報告し、その集計した内容を基に、運營業務だけでなく維持管理業務等に反映させること。その内容は、各種報告書に記載すること。

なお、データの取得・利用に当たっては、利用目的の明確化、周知、必要最小限化、アクセス制御、保存期間の限定等の措置を講じ、関係法令・ガイドラインに準拠した運用を行うこと。

(11) 費用の負担

運營業務（自主事業を除く）の実施に係る光熱水費は事業者負担（業務対価による市からの支払い）とする。

(12) 非常時・災害時の対応

維持管理業務における「第41(10)非常時・災害時の対応」の考え方に準ずること。

(13) 個人情報の保護及び秘密の保持

事業者は、業務を実施するに当たって知り得た市民等の個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失、又は、毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。また、業務に従事する者、又は、従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に利用しないこと。なお、事業者は、業務の

実施において知り得た事項を第三者に漏らさないこと。

2 基幹業務に関する要求水準

(1) 展示事業（常設展示、企画展示）に関する業務

子ども未来館利用者の知的好奇心を喚起するため、科学を中心とする幅広い分野の体験ができる展示を行い、常設展示と企画展示を展開する。

展示更新のしやすさにも配慮し、いつ来ても楽しめる展示を展開する。

ア 常設展示事業

(7) 業務内容

子ども未来館が取り扱う様々なテーマに対して、子ども未来館利用者の興味に応じて自由に学び考え、誰もが直感的に分かりやすい楽しい体験を通じて、興味・関心・好奇心を喚起する展示を行う。

(4) 要求水準

A) 展示の案内及び解説

(ア)	・事業者は展示の仕組みや特性、最新の科学や技術について理解し、子ども未来館利用者がより主体的に学習しやすい環境を整備するとともに、子ども未来館利用者に展示や活動プログラムを分かりやすく伝え、面白さを発信し、興味・関心や意欲を引き出し、様々な挑戦をサポートする人材（コミュニケーター）を配置すること。子ども未来館利用者の興味関心を引き出す工夫を提案すること。
(イ)	・子ども未来館利用者との双方向コミュニケーションにより、主体的・対話的で深い学びと探求につなげていく解説を行うこと。また、展示内容について専門的な解説を行う解説ツアー等、効果的な学習を行うためのプログラムを開催すること。
(ウ)	・子ども未来館利用者が継続的に関心を持ち、リピート利用を促すための工夫を提案すること。
(エ)	・展示毎に展示内容を紹介するリーフレットを製作する。なお、リーフレットは展示期間中に不足がないようにすることとし、本リーフレットに施設紹介内容等を含めてもよいものとする。
(オ)	・指導者向けに、展示趣旨や展示内容を説明する指導書を設ける。
(カ)	・展示学習ツールとしてワークシートや解説シート等を作成すること。

B) 展示の管理

(ア)	・安全、快適に利用できるように、展示物等を適切に稼働させるとともに、日常点検及び定期保守点検を行うこと。
(イ)	・展示物等に不具合や故障が生じた時には、速やかに修理又は改良し、状況を市に報告すること。

C) 展示の更新

(ア)	・各テーマについてリニューアル感を創出できるよう、事業期間 6 年目を目途に展示の一部を更新する計画（以下「展示更新計画書」という。）を作成すること。 ・なお、展示更新計画書は、子ども未来館利用者のニーズやデジタル技術や DX の導入により得られたデータを踏まえたうえで提案すること。
(イ)	・展示更新計画書は、更新設計着手予定の 1 年前までに市に提出するものとし、協議のうえ、必ず承認を得るものとする。 ・展示更新計画書には、更新対象とすべき展示物又は展示ゾーン、展示更新の方向性・方針、更新時期、更新方法等を明記すること。なお、具体的な設計や展示製作は不要とする。

イ 企画展示事業

(7) 業務内容

常設展示では扱わないテーマや常設展示に関連するテーマ、ニーズの高いテーマを中心に企画展示や講演会を実施する。また、他館による巡回展示の誘致や大学、企業などと連携した共催展示等、常に新しいコンテンツを展開することで、幅広い学びと展示体験を提供し、リピーターの獲得をめざす。

(4) 要求水準

(ア)	・子ども未来館の設置目的を達成するために、ホールを利用して企画展示や巡回展示等を実施する。展示するテーマや分野、事業期間毎の年間実施回数やホール使用日数を提案すること。
(イ)	・事業報告書の提出の 3 ヶ月前までに企画展示の方向性を示した計画書を市に提出すること。 ・内容については、事業報告書の作成時に市と協議のうえ承認を得ること。

(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> 集客ポイントとなる繁忙期に開催する等、以下に規定する事業回数・開催時期を基本として、詳細は市と協議のうえで決定する。 	
	大規模な企画展示	年2回以上 (春季、夏季、冬季学校休業期間中を含む期間)
	中規模な企画展示、子ども未来館の独自企画等	年2回以上
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館利用者がより学習しやすい環境とするため、常設展示と同様に解説ツアー等のプログラムを適宜組み込み、幅広い利用者層の学習効果を高めるものとする。 	
(オ)	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示の利用促進を促す工夫を提案すること。 	
(カ)	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示は、ホールを中心に行うが、館内全体を使った展示や演出についても積極的に取り組むこと。 	
(キ)	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示の入館料は、条例に基づく利用料金の対象外である。事業者は、周辺類似施設・同種企画の料金水準等を踏まえ、企画展示の入館料を設定すること。 	

(2) 活動事業に関する業務

ア セミナー・イベント事業

(7) 業務内容

子ども未来館の話題性を常に高め、子ども未来館の事業に対する様々な年齢層の興味・関心を創出するためのセミナー、イベント等を開催する。様々な分野に興味・関心を持つきっかけとなるよう、最新の情報や社会動向に関するテーマで事業を展開する。

【展開例】

- ・ライブアートイベント
- ・企画展示に関連するセミナー
- ・研究者レクチャー
- ・参加型イベント
- ・ディベート大会

(4) 要求水準

(ア)	・話題性や様々な年齢層の興味・関心の創出につながる事業とし、事業内容、実施回数、実施頻度を提案すること。
(イ)	・月に1回以上実施することとし、詳細は市と協議のうえで決定する。また、春期、夏季、冬季学校休業期間等の多客期は、回数を柔軟に増やすことができるよう留意すること。
(ウ)	・連携を想定する市内外の外部ネットワークや、事業者の有するセミナー・イベントの開催実績等の企画ノウハウを提案すること。

(4) 特記事項

(ア)	・子ども未来館利用者の要望や社会動向等を考慮しながら、様々なセミナーやイベントを開催するとともに、常設展示や企画展示のテーマに関連した講演会、シンポジウム等を実施する。また、様々なジャンルのパフォーマンスやライブペイント体験等、子ども未来館利用者が参加・交流できるイベントについても計画すること。
(イ)	・基本的には子ども未来館の基本目的に位置づけられることから、無料でのサービス提供が望ましいが、高度な技術を要するものや材料実費を要するものあって、科学の普及活動や子どもたちの育成活動の観点から意義があると思われるものについては、実費負担の原則を踏まえつつ、必要額の徴収を認めるものとする。イベントの提案と費用負担の関係については提案書において、可能な限り具体的に明示すること。

イ サイエンスショー・ワークショップ事業

(7) 業務内容

常設展示室内に科学実験や実演、工作等ができる場を 2 か所以上設置し、子ども未来館利用者が気軽に参加でき、コミュニケーションをとりながら学び楽しめる、サイエンスショー等を日常的に実施する。

(4) 要求水準

A) 共通事項

(ア)	・サイエンスステージは常設展示室内に少なくとも 2 か所以上設置するとともに、閑散状態を作らないように留意すること。(例：サイエンスショーやワークショップを実施していない時は、サイエンスショーの内容をパネル展示する等) また、曜日や時間に関わらず、いつ来ても楽しめる工夫を提案すること。
(イ)	・サイエンスショー及びワークショップでは、常設展示や企画展示、周辺施設の状況を踏まえた魅力的なプログラムを計画すること。
(ウ)	・サイエンスショー及びワークショップの演者は、外部ネットワーク等の活用も計画すること。

B) サイエンスショー

(ア)	<p>・サイエンスステージの 1 か所は主にサイエンスショーなどを行う場所とし、以下に規定する事業回数・開催時期を基本として、詳細は市と協議のうえで決定する。ただし、平日は子ども未来館利用者数を鑑みて実施すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>春季学校休業期間</td> <td>一日に 4 回以上 (1 回 30 分程度)</td> </tr> <tr> <td>夏季学校休業期間、休日</td> <td>一日に 6 回以上 (1 回 30 分程度)</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>一日に 2 回以上 (1 回 30 分程度)</td> </tr> </table> <p>※1 回当たりの開催時間を 15 分程度として一日の実施回数を増やす等の提案も可能とする。</p>	春季学校休業期間	一日に 4 回以上 (1 回 30 分程度)	夏季学校休業期間、休日	一日に 6 回以上 (1 回 30 分程度)	平日	一日に 2 回以上 (1 回 30 分程度)
春季学校休業期間	一日に 4 回以上 (1 回 30 分程度)						
夏季学校休業期間、休日	一日に 6 回以上 (1 回 30 分程度)						
平日	一日に 2 回以上 (1 回 30 分程度)						

C) ワークショップ

(ア)	<p>・サイエンスステージの 1 か所は主にワークショップなどを行う場所とし、以下に規定する事業回数・開催時期を基本として、詳細は市と協議のうえで決定する。ただし、平日は子ども未来館利用者数を鑑みて実施すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>春季学校休業期間</td> <td>一日に 6 回以上 (1 回 15 分程度)</td> </tr> <tr> <td>夏季学校休業期間、休日</td> <td>一日に 10 回以上 (1 回 15 分程度)</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>希望者がいれば実施 (1 回 15 分程度)</td> </tr> </table> <p>※1 回当たりの開催時間を 15 分程度として一日の実施回数を増やす等の提案も可能とする。</p>	春季学校休業期間	一日に 6 回以上 (1 回 15 分程度)	夏季学校休業期間、休日	一日に 10 回以上 (1 回 15 分程度)	平日	希望者がいれば実施 (1 回 15 分程度)
春季学校休業期間	一日に 6 回以上 (1 回 15 分程度)						
夏季学校休業期間、休日	一日に 10 回以上 (1 回 15 分程度)						
平日	希望者がいれば実施 (1 回 15 分程度)						

ウ 活動プログラム事業

(7) 業務内容

いつでも誰でも参加できる科学実験やプログラミング、アート創作、ものづくり、自然観察、天体観測等のテーマで、時流や季節を反映した事業を実施する。

【展開例】

- ・科学実験教室
- ・デジファブ工作教室
- ・プログラミング体験教室
- ・木工工作教室
- ・アップサイクルワークショップ
- ・デジタルアート製作
- ・eスポーツ体験教室

(4) 要求水準

(ア)	・いつでも誰でも参加でき、課題発見・解決能力の醸成につながるプログラムを計画し、実施内容や実施目的、実施期間、参加人数を提案すること。
(イ)	・学校休日に2プログラムを一日に2回、午前と午後に分けて実施することとし、詳細は市と協議のうえで決定する。また、土日祝祭日や、春期、夏季、冬季学校休業期間等の多客期は、回数を柔軟に増やすことができるよう留意すること。
(ウ)	・同じ興味・関心を持つ子ども未来館利用者が交流できる工夫を提案すること。
(エ)	・外部ネットワーク等によるイベントについては、場所貸しや協力を含めて可能な限り協力できる体制を構築すること。
(オ)	・成果品等は、多くの人が観覧できるように展示や情報発信を行う。

(5) 特記事項

(ア)	・入門的な内容のものから、より深く学べる専門性の高いものまで、子ども未来館利用者の興味に応じて様々な学習プログラムを選択できるようにすること。
(イ)	・フィールドワークや天体観測等、館外でのプログラム等も積極的に実施し、備後圏域内を中心に各地で多様な活動を展開すること。
(ウ)	・基本的には無料でのサービス提供が望ましいが、高度な技術を要するものや材料実費を要するものであって、科学の普及活動や子どもたちの育成活動の観点から意義があると思われるものについては、実費負担の原則を踏まえつつ、必要額の徴収を認めるものとする。提案と費用負担の関係については提案書及び運營業務計画書において、可能な限り明示すること。

エ クラブ活動事業

(7) 業務内容

子ども未来館利用者が興味や関心のあるテーマを長期的・継続的に学び、実践できるクラブ活動を定期的 to 実施し、ともに学ぶ仲間を作る場を提供する。まとまったメンバーを募集し、定期的 to 開催する。また、活動の成果は子ども未来館やクラゲ館などで展示や発表を行う。

【展開例】

- ・科学実験クラブ
- ・データサイエンスクラブ
- ・天文クラブ
- ・工作クラブ
- ・ネイチャークラブ
- ・プログラミングクラブ
- ・大人のサイエンスクラブ

(4) 要求水準

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・興味・関心のあるテーマについて、継続的に学び、実践することができる実施内容や実施目的、実施期間、参加人数を提案すること。クラブ活動の具体的な実施内容は事業者の提案によるものとするが、実施に当たっては事前に市の意向も踏まえながら協議の上、市の承認を得ることとする。 						
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に規定するクラブ数を通年で行うこととし、学校では学べないような高度な科学技術や知識を学ぶことができ、実験・工作ができる活動も展開すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">開館 1 年目～開館 3 年目</td> <td style="text-align: center;">3 クラブ</td> </tr> <tr> <td>開館 4 年目～開館 5 年目</td> <td style="text-align: center;">5 クラブ</td> </tr> <tr> <td>開館 6 年目～開館 10 年目</td> <td style="text-align: center;">7 クラブ</td> </tr> </table>	開館 1 年目～開館 3 年目	3 クラブ	開館 4 年目～開館 5 年目	5 クラブ	開館 6 年目～開館 10 年目	7 クラブ
開館 1 年目～開館 3 年目	3 クラブ						
開館 4 年目～開館 5 年目	5 クラブ						
開館 6 年目～開館 10 年目	7 クラブ						
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動の開催頻度は、それぞれ週 1 回～月 1 回程度を基本に、特性を踏まえながら柔軟に実施する。クラブ毎の特性に合わせた利用者を増やすための工夫を提案すること。 						
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ興味・関心を持つ子ども未来館利用者が交流できる工夫や、子ども未来館利用者が長期的、発展的に学べる工夫を提案すること。 						
(オ)	<ul style="list-style-type: none"> ・成果品等は、アワード事業のスタジオ発表として参加者が発表することとし、多くの人が観覧できるように展示や情報発信を行う。 						

(ウ) 特記事項

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には無料でサービス提供が望ましいが、高度な技術を要するものや材料実費を要するものであって、科学の普及活動や子どもたちの育成活動の観点から意義があると思われるものについては、実費負担の原則を踏まえつつ、必要額の徴収を認めるものとする。提案と費用負担の関係については提案書において、可能な限り明示すること。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> 活動場所はラボ、科学室、PC室又は屋外活動等を想定する。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> クラブ講師は運營業務従事者、もしくは外部講師によるものとする。
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> 学校部活動の地域展開（～2031年度（令和13年度）までに土日の学校部活動を廃止し、地域の諸団体や企業等が運営母体となつてこどもの文化・運動活動の場を提供しようとするもの）を踏まえ、現在の中学校の科学実験クラブや発明クラブ等の運営母体として活動することや、地域クラブ活動をサポートする活動（諸室の貸し出し、講師の参加等）も検討すること。 別添資料 21「福山市内の中学校のクラブ活動」を参照すること。

オ アワード事業

(7) 業務内容

子ども未来館を特徴づける中心的な事業の一つとして、特定のテーマのもとで子どもから大人まで様々な層が自由に挑戦し、その成果を発表できる事業を展開することで、子ども未来館への主体的な参画と交流を促進する。

(1) 要求水準

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館への主体的な参画と交流を促す事業とし、各アワードの実施内容や募集方法、特典の設定、スケジュールを提案すること。 						
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> テーマは、社会情勢や子ども未来館利用者のニーズを踏まえて設定する。テーマ設定の方法について提案すること。 						
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業内容は事業者の提案によるものとするが、最低限実施すべき内容として以下を目安とすることとし、詳細は市と協議のうえで決定する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>子ども未来館アワード</td> <td>1回／年</td> </tr> <tr> <td>小規模アワード</td> <td>5回以上／年</td> </tr> <tr> <td>スタジオ発表</td> <td>活動プログラム事業やクラブ活動事業の一環として実施</td> </tr> </table>	子ども未来館アワード	1回／年	小規模アワード	5回以上／年	スタジオ発表	活動プログラム事業やクラブ活動事業の一環として実施
	子ども未来館アワード	1回／年					
	小規模アワード	5回以上／年					
スタジオ発表	活動プログラム事業やクラブ活動事業の一環として実施						
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来館アワードは、特定のテーマや年齢別の参加部門を設定し、公募から発表までには、十分な準備期間を設けること。子ども未来館の関係者や有識者等による審査を行い、選ばれたアイデアは展示や映像コンテンツとして製作すること。 製作物は多くの人が見ることができるように掲出や情報発信を行うこと。 						

(オ)	・アワード事業はホールを中心に行うが、テーマや発表内容等の特性を踏まえ、セミナー室、ラボ、科学室、PC室等の活用も想定すること。
(カ)	・アワード事業にて制作した展示や検討資料等の活動の成果を、いつでも誰でも閲覧可能とする工夫を提案すること。
(キ)	・小規模アワードは、子ども未来館アワードに比べ、より身近で小規模なテーマを設定し、簡易的な発表を行うこと。
(ク)	・スタジオ発表は、活動プログラム事業やクラブ活動事業の一環として実施すること。

(3) 連携・交流事業に関する業務

ア 地域連携事業

(7) 業務内容

地域の団体や企業、研究機関と連携した事業を展開する。活動の内容や成果は企画展示等で公開するほか、館内での参加型イベントや地元企業の見学イベント等も計画する。

【展開例】

- ・企業連携展示の開催
- ・市民団体共催イベント
- ・最新製品を用いた実証実験
- ・企業コラボアート製作
- ・学会発表
- ・企業見学会

(4) 要求水準

(ア)	・地域の団体や企業との関わりを強化し、魅力的かつ地域に根差した事業を適宜実施する。想定する連携先や連携内容、連携目的、その効果を提案すること。		
(イ)	・高校生や大学生が集い、活動する場として、学校のクラブ・サークル活動や科学に関する活動に対して積極的に支援等が行える体制を構築する。		
(ウ)	・最低限実施すべき内容として以下を目安とすることとし、詳細は市と協議のうえで決定する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>主催又は共催のイベント</td> <td>1回以上/年(春季、夏季、冬季学校休業期間中)</td> </tr> </table>	主催又は共催のイベント	1回以上/年(春季、夏季、冬季学校休業期間中)
主催又は共催のイベント	1回以上/年(春季、夏季、冬季学校休業期間中)		
(エ)	・連携を想定する市内外の外部ネットワークや、事業者の有する企業や研究機関等との連携実績等の企画ノウハウを提案すること。		
(オ)	・地域に開かれた多目的活用については、適宜行っていくものとする。		

(4) 特記事項

(ア)	・子ども未来館への親しみを醸成するとともに、地域の賑わいを創出するため、こどもから大人まで幅広く、世代を超えて多くの人々が楽しめる交流イベントを地域と連携しながら積極的に実施し、科学館と人、地域を結び、周辺地域の活性化につなげる。
(イ)	・館内のエントランスなどで市民の作品展や地域主催のセミナーを開催する等、地域交流を促進する場として活用する。
(ウ)	・子ども未来館を主体として地域の産業・技術の継承につなげる事業を実施する。

イ 施設連携事業

(7) 業務内容

備後圏域内の公共施設や民間施設、国内外の科学館等との連携事業を展開する。イベントや活動プログラムの共同企画を通じて、備後圏域内外及び国内外への認知度向上をめざす。

【展開例】

- ・他館プログラムの参加
- ・共同巡回展示の開催
- ・備後圏域での連携ネットワーク活用
- ・周辺施設との共同事業

(4) 要求水準

(ア)	・想定する連携先や連携内容、連携目的、その効果を提案すること。	
(イ)	・最低限実施すべき内容として以下を目安とすることとし、詳細は市と協議のうえで決定する。	
	周辺施設との一体的なイベント	3回／年 (春季、夏季、冬季学校休業期間中に1回ずつ)
	その他施設（図書館、美術館、博物館）との共同展示等の連携事業	1回／年
(ウ)	<p>・まちづくり支援拠点施設やエフピコアリーナふくやま等でイベントや大会が開催される際には、渋滞など混雑が想定されるため、駐車場の相互利用も含めて周辺施設間で連携し、大規模イベント・大会等の情報が共有されるよう、指定管理者は千代田地区かわまちづくり官民連携プラットフォームの会員となること。また、まちづくり支援拠点施設開業と合わせて、運営を図ることを目的として設置される会議体に参加すること。本会議体の参加方法や詳細については、事業者選定後別途協議する。なお、千代田地区かわまちづくり官民連携プラットフォームの詳細は、別添資料 22「千代田地区かわまちづくり官民連携プラットフォーム規約」を確認すること。</p>	

(4) 特記事項

(ア)	・備後圏域内外の施設との連携により、相互に情報共有しながら最新の科学館等の動向や取組みを把握し、備後圏域内外での認知度向上をめざす。
-----	--

ウ 学校連携事業

(7) 業務内容

学校カリキュラムに対応した学習プログラムを用意し、小・中学校の校外学習や教員研修の場としての活用を想定した事業を展開する。特殊な実験設備等、学校では体験できないプログラムを充実させ、学校利用の促進と学習効果の向上をめざす。

【展開例】

- ・ 一日学習の受入れ
- ・ オンラインでつながる特別授業
- ・ 小中学校等の校外学習の受入れ
- ・ 教員の研修や授業の予備実験
- ・ 大型 LED ビジョンによる学習（学校カリキュラムに対応）【必須】
- ・ 実験室の貸出し
- ・ 科学部プログラム
- ・ 放課後プログラム

(4) 要求水準

(ア)	<ul style="list-style-type: none">・ 具体的な連携による事業内容は事業者の提案によるものとするが、最低限実施すべき内容として以下を目安とすることとし、詳細は市と協議のうえで決定する。<ul style="list-style-type: none">・ 校外学習（一日学習や半日学習）の受け入れ（備後圏域内の学校を想定） ※学校に推薦メニューを提示して、団体利用を促進するよう検討すること。・ 放課後プログラム
(イ)	<ul style="list-style-type: none">・ 校外学習の受け入れは、1年間で市内を含む備後圏域内の小学校のから60校程度を受け入れることを目標とし、最低限一日1校・合計3クラス以上を受け入れるだけのキャパシティを整えることとする。また、専門員により学校のカリキュラムをフォローアップする内容を中心とした特別なガイドを実施すること。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none">・ 学習プログラムの内容について提案すること。学習プログラムは、学校の授業を補完できる内容を準備すること。
(エ)	<ul style="list-style-type: none">・ 教員研修の場や教員の授業づくり相談や授業の予備実験等を行うことができる場として活用できること。
(オ)	<ul style="list-style-type: none">・ ラボや PC 室等のスペースも活かし、理科だけではなく幅広い教科で活用できる学習プログラムを開発する等、学校が科学を中心としながら、幅広い目的で利用できるような一日学習プログラムの構築を行うこと。

(カ)	・放課後プログラムとして、放課後に生徒等が来館して自由に過ごすことができるようセミナー室等を開放するほか、活動プログラムやクラブ活動への参加を促す。ただし、校外学習におけるセミナー室の昼食利用等が妨げられないよう開放時間を制限する等の対策を検討すること。
(キ)	・備後圏域外の学校等を含め、要請に可能な限り対応できる体制を整えること。
(ク)	・高校生や大学生が集い、活動する場として、学校のクラブ・サークル活動や科学に関する活動の支援を積極的に受け入れること。支援方法としては、科学室やセミナー室等の貸出し、科学館所有機器・器具類の貸出し、運営側に立ちサイエンスショーやステージサイエンス等のプログラムの開発を任せる・共同開発する方法など多岐に考えられるが、補佐することも含めて対応可能な体制とすること。
(ケ)	・校外学習の受け入れや放課後プログラム以外の事業展開についても、連携方法や内容、その効果を提案すること。

エ アウトリーチ事業

(7) 業務内容

利用機会の少ない層に対し、子ども未来館側から出向いて活動を展開する。

【展開例】

- ・移動式設備（移動式天文車、移動式プラネタリウム等）を充実させ、出張展示やサイエンスショー、工作教室等を展開
- ・小学校に出向いて、移動式プラネタリウムで星の位置関係を予習した後、市民ボランティアと連携した観望会を開催。

(7) 要求水準

(ア)	・子ども未来館を利用する機会が少ない、又は子ども未来館の活動を知らない層に対する普及につながる事業とする。事業内容やアウトリーチ先について提案すること。
(イ)	・公共施設や学校、病院（院内学級）等に出張し、サイエンスショー等を実施すること。 ・移動式プラネタリウムは必須で購入すること。 ・実施内容に応じて移動可能なモバイル展示や、展示体験キット等を用意すること。
(ウ)	・地域等へのアウトリーチ活動を年に20回以上実施する。
(エ)	・病院や福祉施設等へのアウトリーチ活動を年に2回以上実施する。
(オ)	・その他の活動は事業者の提案によるものとし、詳細は市と協議のうえ決定する。

(イ) 特記事項

(ア)	・病院（院内学級）や福祉施設等に出張し、イベント等を通じて科学の楽しさを伝えるとともに、交流館等地域の人々が集まる場所に出向き、活動内容等の周知・理解促進や子ども未来館利用者の拡大につながる取組みを行う。
(イ)	・開館前の段階から継続的に実施し、地域の人々に対する広報活動や、展示や演示、体験プログラム等の試行を行うことで、開館後の活動につなげる。

オ クラゲ館活用事業

(7) 業務内容

五本松公園に移設されるクラゲ館を子ども未来館の屋外フィールドとして積極的に活用する。

(イ) 要求水準

(ア)	・子ども未来館の一部（屋外フィールド）として一体的に捉え、展示事業や活動事業、連携交流事業等として積極的に活用すること。
-----	--

(ウ) 特記事項

(ア)	・本事業の運営業務としてクラゲ館を使用する際の五本松公園の使用料は減免の対象となる。ただし、自主事業として使用する場合は、減免対象とはならない。
-----	--

(4) 運営を支える事業に関する業務

ア リサーチ事業

(7) 業務内容

社会の潮流や最新の科学技術、国内外の科学館や文化施設の動向等の情報を収集する他、子ども未来館利用者のニーズリサーチも行い、取り扱ってほしいトピック等を把握する。

調査結果は、多くの人がアクセスしやすいように公開するほか、コンテンツ開発や活動プログラム事業等に反映する。

(イ) 要求水準

(ア)	・子ども未来館利用者のニーズや子ども未来館にて取り上げるべきトピックを把握するためのリサーチを実施すること。
-----	--

イ 開発事業

(7) 業務内容

常設展示や企画展示、アウトリーチ事業の定期的な更新のため、展示コンテンツを開発する。また、最新技術や社会課題等、新しいトピック情報を考慮し、映像や解説等の形でコンテンツ化する。

プロトタイプ型のコンテンツ開発など実験的な取組みによる展示も行い、子ども未来館利用者や有識者のフィードバックを受けながら、好評なものは常設展示化やアウトリーチ事業での活用も行う。

【展開例】

- ・科学現象を VR や AR で体験できる新規コンテンツ開発
- ・開発したコンテンツについて、学術顧問が科学的妥当性等を確認

(4) 要求水準

(ア)	・リサーチ事業で把握したニーズや子ども未来館にて取り上げるべきトピックを事業に反映すること。
(イ)	・子ども未来館利用者のニーズや外部ネットワークを活用し、時流を捉えた情報を素早く収集するとともに、展示事業やアウトリーチ事業等を適宜更新すること。 ・各コンテンツの更新時期や更新頻度を提案すること。

ウ マーケティング・広報普及事業

(7) 業務内容

利用促進に向けて、マーケティングを行うとともに、子ども未来館の取組みや活動を市内外に積極的に発信し、子ども未来館の認知度向上に取り組む。

ターゲット層の興味・関心やニーズの分析等の需要調査を行い、調査結果を活用して効果的な情報発信につなげる。

【展開例】

- ・マスコットキャラクターを市民公募により作成し、子ども未来館の紹介動画を配信
- ・タブレット配信による小学生や中学生への情報発信のほか、学校を通じて生徒一人ひとりにイベント案内チラシなどを配付

(4) 要求水準

(ア)	・子ども未来館の認知度向上のため、ホームページや SNS の積極的な運用方法について、発信頻度や発信内容、目標（フォロワー数、インプレッション数）を提案すること。その他のマーケティング方法についても、発信頻度や発信内容、
-----	--

	目標（部数等）を提案すること。
(イ)	・広報・情報発信に当たっては、ポスター、チラシ、パンフレット等各種メディアを活用するとともに、多くのコンテンツを載せたホームページやSNS等を展開すること。
(ウ)	・ホームページ等における双方向性については、自宅に居ながらにして、子ども未来館との情報交流が可能なことから、積極的に活用する。特に、ホームページについては、子ども未来館利用者が追体験できるような特設ページを充実させること。
(エ)	・オンラインでのコンテンツの配信にも積極的に取り組み、子ども未来館利用者の裾野拡大に努めること。
(オ)	・時流に応じた方法で情報発信を行うこと。

3 その他管理業務に関する要求水準

(1) 人材育成、ネットワーク形成事業に関する業務

ア ボランティアの組織化・体制づくり及び活用

(ア) 業務内容

ボランティアの仕組みを構築し、ボランティアを科学館の運営の重要なパートナーとして位置づける。ボランティアは講座等を通じて養成し、主に施設での展示解説やプログラムの企画開発や運営、地域での科学コミュニケーションに携わる活動を行う。

【展開例】

- ・ボランティアが自ら企画提案し広報活動も含めてワークショップを定期的に行う。なお、材料代等の必要な経費の支出を支援
- ・事業の質を向上させるため、ボランティアと運営事業者が密に連携を図りながら運営
- ・ボランティアがやりがいを感じ、継続的な活動につながる表彰制度や活動内容の情報発信

(イ) 要求水準

(ア)	・多くの人が自発的・積極的に子ども未来館の運営に参加できる仕組みについて提案すること。
(イ)	・事業者はボランティア組織を構築し、事務局を設置するとともに、募集、管理、研修等の業務を行うこと。
(ウ)	・ボランティア保険に加入すること。
(エ)	・ボランティアへの謝礼、昼食代及び交通費等の支払いについては、事業者の提案によるものとする。
(オ)	・ボランティアの館外活動についても積極的に取り組むこと。

イ 外部ネットワークの活用

(ア) 業務内容

企業や学校、大学、研究機関、市内・外の美術館・博物館、大型商業施設など、市内を中心とした幅広い施設・機関とのネットワーク体制を構築し、そのネットワークを活かした広報活動や共同事業等を展開する。

また、市内外で活躍し、幅広く支援してくれる個人や団体とのネットワークづくりを行い、アウトリーチ活動や各種イベント開催、調査・研究など、多岐に渡る分野で科学館の活動をサポートしてもらえる体制を構築する。

【展開例】

- ・子ども未来館各種事業における外部ネットワークの協力（人材派遣を含む）・協賛（出展を含む）・後援等
- ・子ども未来館における各団体主催事業への場所の提供
- ・各団体主催事業への子ども未来館の協力（アウトリーチ派遣を含む）・協賛（出展を含む）・後援等
- ・共催事業の実施
- ・子ども未来館及び各種団体実施事業の情報共有・相互発信

(イ) 要求水準

(ア)	・事業者はネットワーク連携組織を構築し、事務局を設置するとともに、「(ア)業務内容」に掲げたうちの、具体的な業務の連携等について、「(ウ)特記事項」を参照の上、調整・実施を行うこと。
(イ)	・市は必要に応じて協力を行う。

(ウ) 特記事項

(ア)	・サポートしてもらえるだけでなく、お互いにサポートしあえる連携を行うものとする。
(イ)	・子ども未来館に対するサポートとしては、特に、インターン・講師として外部ネットワークからの人材派遣の要請や、外部ネットワークによるイベント実施の受け皿となり、外部ネットワーク内の学生・生徒その他人材の研究の場としての活用となるなど、幅広い連携を行う。また、後述の継続的な改善サイクルにおいても可能な限りネットワークを活用し、展示やプログラムの更新等に際し、必要に応じて作業の依頼やアドバイスの受入等を行う。
(ウ)	・子ども未来館からのサポートとしては、外部ネットワークの構成員が実施するイベントや活動の場を提供し、又は積極的にアウトリーチに出向き、活用する場として受け入れた際には、指導・助言等が行えるような連携を行う。

(エ)	・外部ネットワーク団体が子ども未来館を拠点として活動しやすいシステムを構築すること。
-----	--

(2) ホール貸出管理業務

ア 業務内容

「第52(1)イ 企画展示事業」に示す用途・目的以外に、子ども未来館として使用しない期間については、市民やその他団体等における科学イベントや展示会等の多目的な利用が可能となるよう、ホールの貸出管理を行う。

(ア)	利用受付
(イ)	ホール・備品等の貸出
(ウ)	ホール貸出時等の人員配置
(エ)	ホール使用料及び備品使用料の徴収

イ 要求水準

利用受付	<ul style="list-style-type: none"> ・電話や窓口、予約サービス、タブレットやタッチパネル（配置場所は事業者提案とする）等で利用受付を行うこと。 ・ホールの利用受付は使用日の属する月の6か月前から受付を行うこと。 ・子ども未来館の供用開始6か月前からHP等による利用受付を開始すること。なお、ホール使用料等の利用条件は、利用受付開始前までに提示すること。 ・事業者がイベントを実施するに当たり、子ども未来館については、事業開催日の属する月の12か月前より前に、一般の使用許可予約に優先して予約することができるが、事業開催日が市の予約日と重複する場合は市の予約が優先する。 ・利用申請の受付、利用許可に当たって、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認すること。 ・ホール利用申込状況等については、予約システム等により常に公開すること。予約システムは「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」を使用すること。追加で他のシステムによる予約受付も提案可能とするが、採用するシステムは事業者選定後に市と協議のうえ決定する。なお、「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」を使用する場合のシステム使用料、電子決済の手数料及び従量課金は市が負担する。
------	---

ホール・備品等の貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、利用承認を受けたホール利用者にホール及び付帯する設備、備品等を貸し出すこと。 ・各種使用のための書類及びホール利用者に対する使用の手引きを作成すること。
ホール貸出時等の人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・受付には1名以上を常駐し、ホール利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制とすること。なお、別添資料23「ホール稼働率」を参考に混雑が想定される時間帯や時期には、2名以上常駐すること。 ・本受付は「案内・誘導業務」や「窓口業務」の受付を兼ねても良いものとする。
ホール使用料及び備品使用料の徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館供用開始までに市が制定する子ども未来館に係る条例に定めるホール使用料及び備品使用料をホール利用者からホールを使用するまでに徴収すること。徴収に当たっては、条例等の定めるところに従い、使用料の減免手続きを含め適正な事務処理を行うこと。 ・徴収した使用料について還付が生じた場合は、条例等の定めるところに従い、還付すること。

(3) 利用者対応業務

ア 案内・誘導業務

(7) 業務内容

子ども未来館利用者に対して、子ども未来館の催し物等の案内・誘導等を行う。

(4) 要求水準

(ア)	・開館時間中、総合案内に受付案内担当者を配置すること。また、受付カウンターを設置する等、子ども未来館利用者が入場時に分かりやすい場所又は方法で業務を行う。
(イ)	・子ども未来館の内容・行事・スケジュール等を正確に把握し、子ども未来館利用者が快適に子ども未来館を利用できるように誤りなく機敏に対応すること。
(ウ)	・催し物開催の館内放送は、子ども未来館利用者の移動の時間を考慮した上、簡潔でわかりやすく行うこと。
(エ)	・子ども未来館利用者に不快な印象を与えないように留意し、懇切丁寧に応対すること。
(オ)	・子ども未来館利用者に対するサービス提供の水準を維持・向上するために、運営業務従事者については必要な教育・研修を行ったうえで業務に従事させること。

イ 窓口業務

(7) 業務内容

団体利用の予約受付、障がいのある方への対応（車いすの貸出や基本的な誘導等）、拾得物・遺失物の処置、迷子の対応等を行う。また、電話等による各種問合せの対応を行う。

(4) 要求水準

(ア)	・利用予約日時、予約団体名、連絡先、予約受付日、受付者名等を内容とする「団体利用受付簿」等を作成し、予約状況を管理すること。
(イ)	・団体利用の予約受付に当たっては、同日程の先約の有無を必ず確認し、重複する場合は収容人数や予約申込者の希望を考慮し、日程を調整すること。
(ウ)	・遺失物・拾得物及び迷子の対応マニュアルを作成し、そのような事態が生じた場合は記録を残すこと。
(エ)	・電話等による各種問い合わせに対しても丁寧かつ適切な対応を行うこと。その中で意見、要望及び苦情等を受け付けた場合は、速やかにその内容を検討し、迅速に対応したうえで、その記録を残すこと。なお、事業者が対応すべき範囲を超える内容の場合は、速やかに市に報告し、その指示・判断に従うこと。

(4) 常設展示室の利用料徴収業務

ア 業務内容

常設展示室利用者より入館料を徴収し、適切に管理を行う。

イ 要求水準

(ア)	・自動券売機の操作方法の案内、入退場者の確認、現金・電子マネーによる利用料金の徴収等を行うこと。
(イ)	・徴収した利用料金については、他の収入金と区別し、収支報告を行うこと。
(ウ)	・現金は紛失などの事故が発生しないよう慎重に扱い、基本的には金融機関に速やかに預けるとともに、やむを得ず事務室で保管する場合には、金庫等安全な方法により保管すること。

(5) 展示物等保守管理業務

ア 業務内容

日常保守点検業務	・展示物等が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して観察し、異常を感じたときには正常化に向けた措置を行うこと。
定期保守点検業務	・展示物等が正常な状況にあるかどうか、測定等により展示物等の状態を確認し、建築物等の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに建築物等の各部位を常に最良な状態に保つこと。
故障・クレーム対応	・申告等により発見された不具合の修理を行うこと。 ・クレーム、要望、情報提供等に対し、迅速な判断により対処すること。 ・クレーム等発生には現場調査、初期対応等の措置を行うこと。

<p>修繕業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・更新する際、更新対象展示物及び展示部品の最新機種を調査し、市に導入を提案すること。 ・修繕等を行った場合は、その内容が分かるように、日時、範囲、工法、使用材料等を写真等により記録しておくこと。 ・なお、大規模修繕については含まない。大規模修繕の具体例を以下に示す。 <p>■大規模修繕の具体例</p> <table border="1" data-bbox="552 562 1366 898"> <tr> <td data-bbox="552 562 1366 898"> <ul style="list-style-type: none"> ・展示装置の制御システム全面更新 ・モーター・駆動部の一式更新 ・展示筐体の全面改修・再製作 ・展示装置のセンサー系統一式更新 ・LED パネルの一式更新 ・老朽化による展示物の全面リニューアル ・音響システムの全面入替 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・展示装置の制御システム全面更新 ・モーター・駆動部の一式更新 ・展示筐体の全面改修・再製作 ・展示装置のセンサー系統一式更新 ・LED パネルの一式更新 ・老朽化による展示物の全面リニューアル ・音響システムの全面入替 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・展示装置の制御システム全面更新 ・モーター・駆動部の一式更新 ・展示筐体の全面改修・再製作 ・展示装置のセンサー系統一式更新 ・LED パネルの一式更新 ・老朽化による展示物の全面リニューアル ・音響システムの全面入替 <p style="text-align: right;">等</p>		
<p>緊急修繕業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館利用者・不審者の故意・過失で生じた破損に関して、必要に応じて緊急修繕業務を行うこと。 	

イ 要求水準

(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・常に子ども未来館利用者が展示物等を安全に使える状態を維持すること。 ・日常保守点検業務は、展示用の主電源を入れた後、適切に稼働するかの確認し、各展示物の動作、表示、音、光、振動等の出力、破損等の有無の点検を行う。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検は年 2 回以上、必要に応じて年 3 回以上とし、総合的な動作確認を行うとともに、必要に応じて分解するなどの清掃を行う。特に展示物は、子ども未来館利用者が手を触れる機会が多いため、通常清掃を含め、衛星・美観の観点からも入念に行う。 ・固定状況（転倒・落下防止）、配線・コネクタ、操作部（ボタン・レバー・タッチパネル等）、センサー類、制御機器、保護カバー等の状態を点検し、必要な調整・増締め等を行うこと。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館の運営上必要な消耗品等を適宜整備し、管理を行うこと。 ・展示物にいたずらや破損が見つかった場合には、早急に対処し、原状復旧すること。
(エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品については、在庫を適切に管理し、不足がないようにすること。 ・特に電球切れや制御機器の不備は、子ども未来館利用者に対して不満足な印象を与えるので留意すること。異常音などを発する場合は、原因を追究し適切な処置を行う者とする。

(6) 事業期間終了後の引継ぎ業務

事業者は、事業期間終了時に、引き続き子ども未来館が円滑に業務を遂行できるよう、必要な引継ぎを行う。このために、業務マニュアル、各種規定、基準、収蔵品目録、蔵書目録等を体系的に整えておき、科学館運営に関する統合的なドキュメンテーションとして継承していけるものとする。

4 自主事業に関する要求水準

(1) 必須の自主事業（独立採算型）

次の事業については、本事業に不可欠なものとして、事業者が行う必須の自主事業とする内、基本的に参加者や子ども未来館利用者からの自主事業収入により運営するものについて掲げる。

ア 業務内容

事業者の自主事業（独立採算事業）により、次の業務を実施すること。

(ア)	物販・飲食スペース運営業務
(イ)	自動販売機の設置・運営

イ 要求水準

物販・飲食スペース 運營業務	<ul style="list-style-type: none">・物販・飲食スペースに係るすべての費用及びに子ども未来館利用者より受取る収入は、事業者単独の支出・収入とすること。・物販・飲食スペースは気軽に利用できるデザインとすること。・オリジナルグッズや商品（カプセルトイなど）のほか、軽食や間食などを販売すること。・こども連れの家族が食事可能な環境を整備すること。・販売物品の選定、販売方法、価格設定等の業務計画、サービス方針は事業者が企画し立案すること。物販・飲食スペースのスペース内は定期的に清掃し、清潔に保つこと。また、店内は、常に整理整頓し、子ども未来館利用者に不快感を与えないこと。・営業時間については、子ども未来館の開館時間の範囲とし、原則として開館時間外の営業は行うことができない。・子ども未来館利用者のニーズや季節性、展示事業や活動事業を反映した、企画性の高い商品を提案すること。・売上げを上げる工夫を提案すること。・物販等の支払いにおいて、クレジットカードや電子マネー利用等によるキャッシュレス決済も導入すること。・利益が出た場合の事業への還元方法やその内容を提案すること。・目的外使用料は、2,332円/㎡・月（税込）とする。ただし、社会情勢に応じて変更する可能性があり、変更した場合は変更後の目的外使用料を適用する。・事業期間終了後に原状回復することとするが、状況に応じて市に譲渡することも協議により決定する。
-------------------	---

自動販売機の設置・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来館利用者や維持管理・運營業務の支障とならないか所に設置することとし、設置に当たっては市に対して設置協議を行うとともに、承認を得ること。また、台数は適正な範囲とし、休憩スペース等を圧迫することが無いようにすること。 ・提供する商品は、子ども未来館利用者のニーズに応じたものであって、良質かつ低廉なものであること。また、タバコ及びアルコールの販売は認めない。 ・自動販売機運営に伴い発生するゴミを適切に処理するため、容器回収箱を設置し、ゴミの回収を実施すること。 ・自動販売機のまわりを清潔に保つため、整理整頓、清掃を適宜実施すること。 ・自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等の措置を施すこと。 ・売上を上げる工夫を提案すること。 ・利益が出た場合の事業への還元方法やその内容を提案すること。 ・目的外使用料は 9,600 円／台・年（税込）とし、電気料金は 52,800 円／台・年（税込）とする。ただし、社会情勢に応じて変更する可能性があり、変更した場合は変更後の目的外使用料と電気料金を適用する。 ・事業期間終了後に原状回復することとするが、状況に応じて市に譲渡することも協議により決定する。
-------------	---

(2) 任意の自主事業

事業者は、あらかじめ市に次の項目について、自らが企画する自主事業を提案し、承諾を得たうえで、実施することができる。なお、提案に当たっては、売上を上げる工夫や、利益が出た場合の事業への還元方法などを明確にすること。子ども未来館内（建物内だけでなく事業対象地内も含む）で自主事業のイベントをする際の目的外使用料は発生する。その料金は市と協議のうえ決定する。

自主事業の整備に係る費用負担は、別添資料 18「自主事業の整備に係る市と事業者の費用負担」を参照すること。

なお、事業者提案スペースを自主事業として活用する場合は事業期間終了後に原状回復することとするが、状況に応じて市に譲渡することも協議により決定する。

(ア)	・要求水準に定める施設において、事業者が独立採算で実施する事業（事業者が主催するイベント、企画展等）
(イ)	・子ども未来館の一部を利用した広告宣伝、ホームページ、SNS や広報誌等印刷

	物を利用した広告宣伝
(ウ)	・クラゲ館を活用したイベントやエリア連携によるイベントの開催
(エ)	・メインターゲットだけでなく、全世代に対して補完できる機能やエリアのニーズを踏まえた事業
(オ)	・子ども未来館利用者や全世代交流型エリアの利用者の利便性、満足度向上に資する事業
(カ)	・子ども未来館や全世代交流型エリアの魅力を高める事業

(3) 自主事業の費用等の取扱い

ア 費用及び料金の設定

自主事業の実施に伴う料金は、事業者が徴収する。ただし、料金を徴収する場合は、費用を負担して実施すること。

料金の設定は事業者の提案に委ねるが、設定に当たっては、子ども未来館が公の施設であることに配慮すること。

イ 光熱水費の負担

自主事業の実施に係る光熱水費は事業者の負担とする。また、光熱水費の負担額については、子メーターの設置による計測、又は面積比率や使用時間比率等による計測により、事業ごとの収支が適切に管理できるようにすること。なお、自動販売機の電気代は別途定める通りである。